

328

378



始



328-378



解題

全



緒言

歴朝聖皇の觀念を文事に留めさせ給ひし御偉績は、史乘に詳なれど、宸記御集等、世に聞えたる御撰は極めて僅少なりき。蓋し御撰の中には、或は火災に罹り或はしみのすみかとなりて、佚亡せるものもあるべく、現存せるものも概ね寫本にして、類本稀なるが故なり。

抑御撰の書名を記せるものは、まづ大日本史及び野史の本紀に掲げたるもの十二部あり。また書目録にては、そのふるきものに御記總目録あり。こは室町時代中期のものにして、宇多天皇の寛平御記以下、御日記十部の書名を列記せり。何人の撰びしものか詳ならねど、其内容によりて考ふるに、伏見殿御文庫の御目録なるが如し。次は圓朝書目にして、特に御撰書及び日次記の項を設けて、御撰書十二部、御日記十八部を収録し、また和歌集の部に御集及び御製百首の項を設けて、御集十五部、御製百首十三部を列記せり。この書は、天命中、藤貞幹の編輯せるものなり。この外明治廿三年の頃、日本文學卷五に、天皇皇族の著と題して、嵯峨遺誠以下三十七部を載せたるものあり。その頃予もまた、皇室御撰書目略表を作りて、天皇の御撰九十八部、皇族の御撰七十二部を、東洋學會雜誌四編

四號に掲げたりき。こは、唯御撰の書名をつられしのみにて、内容を研究せしものにあらず。殊に誤謬脱漏も尠かられば、爾來官府諸家の祕庫に就いて採訪し、或は書僧の鄼頭をあさりて蒐集し、ひろく古書舊記に徴して、これを研究し、皇室御撰書籍考となづけて、天后后妃皇子の御撰を解説考證したり。もとより稿本のまゝにて、未だ完成せしものにあらざりしが、こたび、列聖全集編纂會の依頼によりて、其一部分なる天皇の御撰をば、御撰解題となづけ、列聖全集の別巻として、刊行する事としたり。

御撰の書は、世に現存せるものと、古書舊記に書名のみ見えて、はやく佚亡せるものとあり。今はその存亡にかゝはらず、ひとしくこれを收めたり。されど、世に御撰と稱せられたるものの中には、その明證なきものあり。後の偽作にかゝるものあり。そは附録として巻末にそへたり。また親しく宸翰をそめさせ給ひしものにはあらねど、勅講勅話のまゝを筆録せる聞書の如きものあり。後人が御撰和歌を編輯せる御集の如きものあり。これ等は殆ど御撰にひとしきものなれば、御撰の中に編入せり。但し別に御撰ありて、勅講の聞書あるものは、後人が御撰を部類せし二代御記抄の類、及び御撰と御撰、或は御撰と他の著者とを併

稱せし三代御記、三代集の類と共に、六號活字を用ひて、これを各御撰の次に附載せり。

この御撰解題に収録せるは、嵯峨天皇より孝明天皇に至る、五十三朝の御撰二百三十六部にして、外に附録三十三部あり。この中、御撰の數最も多きは、後水尾天皇の三十一部にして、最も浩翰なるものを、後深草院御記の百餘巻とす。なほその種類を別てば左の如し。

- | | | |
|-------|---------|--------|
| 和歌一二六 | 御日記記録三六 | 政治儀式二〇 |
| 佛教一〇 | 連歌九 | 物語八 |
| 聖訓遺誡六 | 文字鐘の類五 | 御詩集三 |
| 管絃三 | 儒學二 | 裝束二 |
| 宮殿圖一 | 書法一 | 花帖一 |
| 奈曾一 | 蹴鞠一 | 薰香一 |

即ち和歌に關するもの最も多く、その過半に及べり。以て列聖の深く國風に御心をよせ給ひし御有様を拜察し奉るべし。なほ和歌の中にて、その種類を別てば左の如し。

御百首の類五〇

御集三〇

歌學一五

勅撰集一四

歌註一〇

歌合七

また御撰二百三十六部のうち現存せるもの百五十七部にして、このうち佚亡せるもの七十部未詳のもの九部あり。現存せるものうち完備せるもの百三十部、殘闕なるもの二十四部にして、宸筆正本の傳はれるは僅に十四部のみ。殘闕のうちには、諸書に引載せる遺文によりて、これを補ふべきもの十四部あり。佚亡せるものうちにも、諸書にその遺文を掲げたるもの四十四部あれば、これによりて、その原本の一端をば窺ふを得べしかるれば、古書舊記に御撰の書名のみ見えて、全編悉く佚亡せしは、三十六部に過ぎざるなり。然れども、この御撰解題に載せたるものは、あらゆる御撰を網羅せるものにあらず。殊に、皇室御撰書籍考に掲載せる御撰の中にて、やむなく除きたるものこれかれあり。況や御撰の書は、寫本なるが多かれば、秘府及び諸家の架蔵には、この外世に知られざるものあまたあるべく、なほも古書舊記を涉獵したらんには、新に發見せらるるもの尠からざるべし。その他日補正して、后妃皇子の御撰と共に出版する事あらん。

大正六年六月

和田英松

御撰解題目次

嵯峨天皇……………一〇一

嵯峨遺誠……………一〇

送終……………二

宇多天皇……………三〇

宇多天皇御記……………三

宇多天皇御記……………五

寬平遺誠……………五

圓堂御經藏御自筆御記……………六

十八道次第……………七

金剛頂蓮華部心念誦次第……………八

胎藏界念誦次第……………八

法皇兩界次第……………九

廣澤四度御次第……………九

亭子院御集……………一〇

亭子院御集……………一〇

目次

醍醐天皇……………一〇一

醍醐天皇御記……………一〇

醍醐天皇御記……………一五

延喜御集……………一六

村上天皇……………一七

村上天皇御記……………一七

天曆御記……………一九

村上天皇御記……………二〇

二代御記……………二〇

二代御記抄……………二〇

三代御記……………二二

清涼記……………二二

年中行事……………二五

天曆御集……………二五

天曆御製詩草……………二六

一

圓融天皇……………二七

圓融院御集……………二七

花山天皇……………二七—二六

花山院御集……………二七

拾遺抄……………二六

拾遺和歌集……………二六

三代集……………二六

一條天皇……………二七—二九

一條院御記……………二七

一條院御次第……………二六

一條院御集……………二六

後朱雀天皇……………二九—四四

後朱雀院御記……………二九

後冷泉天皇……………四四—四五

後冷泉院御記……………四四

後三條天皇……………四一—四五

後三條院御記……………四一

後三條院御記類聚……………四〇

後二代御記……………四〇

禁祕記抄……………五一

白河天皇……………五一—五二

白河院御記……………五二

白河院御次第……………四四

堀河天皇……………五二—五三

堀河院御記……………五二

堀河院御譜……………五二

鳥羽天皇……………五三—五七

日記抄……………五七

崇德天皇……………五七—六〇

御夢想記……………五九

崇德院御百首……………五九

後白河天皇……………六〇—六七

梁塵祕抄……………六〇

二條天皇……………六七—六八

二條院御百首……………六八

後鳥羽天皇……………六八—七六

後鳥羽院御記……………六八

世俗淺深祕抄……………七〇

閑院御指圖……………七〇

無常講式……………七〇

後鳥羽院御集……………七〇

遠島御百首……………七二

大神宮御百首……………七二

北野御百首……………七三

承久後御百首……………八三

文曆三年御百首……………八三

御自歌合……………八四

水無瀬釣殿當座六首歌合……………八四

遠島歌合……………八四

時代不同歌合……………八七

新古今和歌集……………八六

八代集……………八九

九代集……………八九

十代抄……………九〇

二十代集……………九〇

二十一代集抄……………九〇

新古今和歌抄……………九〇

後鳥羽院御口傳……………九二

御琵琶合……………九三

後鳥羽院御鞠之書……………九五

土御門天皇……………九七—一〇一

土御門院御集……………九七

土御門院御百首……………九

順德天皇……………一〇一—一〇三

順德院御記……………一〇一

順德院御記詩歌事……………一〇三

禁祕御抄……………一〇四

順德院宸筆御抄……………一〇九

順德院御集……………一一〇

順德院御百首……………一一二

內裏名所御百首……………一一三

內裏名所三吟百首……………一一三

百番歌合……………一一四

四十番御歌合……………一一四

古今和歌集御歌合……………一一五

八雲御抄……………一一五

順德院御記……………一一三

後堀河天皇……………一一三—一一三

後堀河院御集……………一三三

後嵯峨天皇……………一三三—一三六

朝覲行幸次第……………一三三

後嵯峨院御集……………一三四

後嵯峨院御三百首……………一三四

後嵯峨院御百首……………一三五

後嵯峨院御五十首……………一三六

後深草天皇……………一三七—一四二

後深草院御記……………一三七

後深草院宸記部類……………一四一

後深草院御記目錄……………一四一

龜山天皇……………一四二—一四四

龜山院御集……………一四二

龜山院御百首……………一四四

極樂直道抄……………一四四

後宇多天皇……………一四五—一五二

後宇多院御記……………一四五

中山内府記院中事……………一四六

後宇多院御遺告……………一四七

後宇多院御千首……………一五〇

後宇多院御百首……………一五一

月御五十首……………一五二

伏見天皇……………一五二—一五四

伏見院御記……………一五三

伏見院御記部類……………一五五

行幸御幸日數……………一五五

伏見院御次第……………一五七

伏見院御集……………一五七

伏見院御百首……………一六三

伏見院御五十首……………一六三

伏見院御消息……………一六四

後伏見天皇……………一六四—一七二

後伏見院御記……………一六五

後伏見院御抄……………一七〇

後伏見院御集……………一七〇

後一條天皇……………一七一—一七二

後一條院御集……………一七一

後二條院御百首……………一七一

花園天皇……………一七二—一七六

花園院御記……………一七三

花園院御記……………一七九

花園院御記神事……………一八〇

後深草院御記目錄……………一八〇

誠太子書……………一八一

學道之御記……………一八一

論語抄出……………一八二

法華品釋……………一八二
 三卷抄……………一八三
 七ヶ法門口訣……………一八四
 花園院御集……………一八四
 花園院御百首……………一八七
 後醍醐天皇……………一八七—二〇四
 建武年中行事……………一八七
 日中行事……………二〇〇
 臨時部……………二〇一
 後醍醐院御百首……………二〇三
 後醍醐院御五十首……………二〇四
 後村上天皇……………二〇四—二〇五
 後村上院御百首……………二〇四
 年中行事御百首……………二〇五
 長慶天皇……………二〇五—二〇六

仙源抄……………二〇五
 仙源抄抄出……………二二一
 長慶院御千首……………二二三
 御製千首拔書……………二二三
 後龜山天皇……………二三四
 後龜山院御千首……………二三四
 光嚴天皇……………二三四—二三八
 光嚴院御記……………二三四
 光嚴院御百首……………二三五
 風雅和歌集……………二三六
 光明天皇……………二三八—二三九
 光明院御記……………二三八
 應影錄……………二三八
 光明院御百首……………二三八
 崇光天皇……………二三九—二四〇

崇光院御記……………二三九
 崇光院御製……………二四〇
 崇光院御百首……………二四〇
 後光嚴天皇……………二四〇—二四三
 後光嚴院御記……………二四〇
 後光嚴院御百首……………二四三
 後圓融天皇……………二四三—二四四
 後圓融院御記……………二四三
 後圓融院御百首……………二四四
 後小松天皇……………二四五—二四六
 後小松院御記……………二四五
 後小松院御記拔書……………二四六
 御即位日神祕事……………二四六
 後小松院御集……………二四七
 後小松院御百首……………二四八

後小松院御獨吟和漢聯句……………二三八
 むくさのたね……………二三八
 後花園天皇……………二三九—二四五
 後花園院御記……………二三九
 後花園院御消息……………二四〇
 後花園院御集……………二四一
 後花園院御百首……………二四四
 後花園院御五十首……………二四五
 法皇御獨吟百韻……………二四五
 御獨吟五十韻……………二四五
 後土御門天皇……………二四五—二五〇
 御神樂記……………二四六
 御神膳次第……………二四六
 後土御門院御集……………二四六
 後土御門院御百首部類……………二四八
 いその玉藻……………二四九

御獨吟連歌……………二五〇
 兩吟御百韻……………二五〇
 十二文字鎖……………二五〇
 後柏原天皇……………二五〇—二六〇
 御湯殿之上御記……………二五〇
 後柏原院御集……………二五一
 三玉和歌集……………二五五
 一人三後集……………二五五
 金花集……………二五六
 柏道冷三百首……………二五六
 後柏原院御百首都類……………二五七
 後土御門柏原兩韻百韻……………二五九
 後奈良天皇……………二六〇—二六三
 後奈良院御記……………二六〇
 後奈良院宸翰御記……………二六〇
 後奈良院御集……………二六一
 後奈良院御百首……………二六一

後奈良院御撰奈會……………二六一
 正親町天皇……………二六一
 正親町院御百首……………二六一
 後陽成天皇……………二六三—二七四
 後陽成院御記……………二六三
 縣召除目次第……………二六四
 女御位次之事……………二六四
 將軍宣下並叙位任大臣等陣儀次第……………二六五
 伊勢物語愚案抄……………二六六
 百人一首御抄……………二六八
 詠歌大概御抄……………二六九
 未來記雨中吟御抄……………二七〇
 後陽成院御百首……………二七一
 後陽成院御五十首……………二七一
 御獨吟和漢聯句……………二七二
 文字鎖……………二七二

方輿勝覽集……………二七二

後水尾天皇……………二七五—三三〇

當時年中行事……………二七五
 若宮姬宮様内と御祝儀覺……………二八〇
 王年代號略頌……………二八三
 胡蝶……………二八三
 源氏物語伏屋の塵……………二八四
 源氏物語御開書……………二八六
 源氏開書……………二八六
 伊勢物語御抄……………二八六
 伊勢物語御講釋開書……………二八七
 伊勢物語開書……………二八八
 百人一首御抄……………二八九
 百人一首御開書……………二九〇
 百人一首御講釋開書……………二九〇
 百人一首御講開書……………二九一
 詠歌大概御抄……………二九一
 詠歌大概開書……………二九一

詠歌大概御開書……………二九一

詠歌大概御講釋開書……………二九一
 古歌御注……………二九三
 御撰御注……………二九四
 後水尾院御開書……………二九四
 後水尾院御集……………二九五
 新一人三臣和歌……………三〇七
 一人三臣和歌……………三〇七
 新三五和歌集類題……………三〇八
 仙洞御百首……………三〇八
 源氏物語文字鎖……………三〇八
 廿一代勅撰集略頌……………三〇九
 千首和歌集……………三〇九
 千首歌題……………三一
 宸翰新歌集……………三一
 三十六首花歌仙……………三一
 曙夕暮百首……………三一
 御撰賀歌十五首……………三一
 玉露稿……………三一

和歌一枚起請……………三二八
 一字御抄……………三二九
 類題寄書……………三三二
 後水尾院御製詩集……………三三三
 後水尾院承長老御兩吟狂聯……………三三三
 後水尾院碧梧御兩吟狂句……………三三四
 後水尾院御聞書……………三三四
 可祕集……………三三五
 後水尾院和歌作法……………三三五
 後水尾院御詞留聞書……………三三九
 後水尾院御添削筆記……………三三〇
 後光明天皇……………三三〇—三三一
 後光明帝御製詩集……………三三一
 後西院御記……………三三一—三三六
 源氏聞書……………三三三

百人一首聞書……………三三二
 後西院御集……………三三三
 後西院御三十首……………三三五
 集外歌仙……………三三六
 新院女歌仙……………三三七
 山茶花譜……………三三七
 靈元天皇……………三三八—三三九
 靈元院御記……………三三九
 元陵御記……………三三九
 源語詞要……………三四二
 源氏物語詞書……………三四二
 百人一首聞書……………三四三
 仙洞百人一首聞書……………三四四
 百人一首聞書……………三四六
 百人一首御講釋聞書……………三四七
 靈元院御講釋百人一首聞書……………三四七
 詠歌大概御講釋聞書……………三四八
 靈元院御集……………三四八

元祿一人三臣和歌……………三五六
 寶永一人三臣和歌……………三五六
 名所御百首……………三五七
 仙洞御百首……………三五八
 法華經二十八品和歌……………三五八
 百首句題……………三五八
 近代和歌集……………三五九
 三十六歌仙……………三五九
 初學作例考……………三六〇
 仙洞御添削聞書……………三六二
 中御門天皇……………三六二
 先皇御製……………三六二
 櫻町天皇……………三六一—三六九
 櫻町天皇御記……………三六三
 櫻町院御集……………三六四
 坊中御會和歌……………三六七

櫻町院御百首……………三六八
 桃園天皇……………三六九
 御着到百首……………三六九
 光格天皇……………三六九
 光格天皇御製……………三六九
 孝明天皇……………三七〇
 孝明天皇宸記……………三七〇
 詠五十首和歌……………三七〇
 附錄……………三七一—三六九
 花盡……………三七二
 聖武天皇御集……………三七二
 桓武天皇御記……………三七二
 田村麻呂傳……………三七二

新修應經……………三七三
 古萬葉集……………三七七
 雜要記……………三七八
 仁和御集……………三七八
 延喜天皇御製……………三七八
 年中行事……………三七八
 二代御集……………三七八
 冷泉院御集……………三九〇
 大和物語……………三九〇
 堀河院花盡異名……………三九〇
 鳥羽院御記……………三九一
 二條院御記……………三九一
 高倉院御記……………三九一
 野邊昔物語……………三九二
 草木時節相當記……………三九二

順德帝詩歌……………三八二
 後嵯峨院御記……………三八三
 龜山院宸記……………三八三
 龜山私記……………三八四
 勅撰名所和歌要抄……………三八四
 異國牒狀事……………三八五
 伏見院宸翰裝束抄……………三八六
 後伏見院宸翰薰物方……………三八六
 後圓融院菊千首……………三八六
 東大寺大佛緣起……………三八七
 自讚歌注……………三八七
 職人盡歌合……………三八七
 諸國盆誦唱歌……………三八八
 源氏物語文字鎖……………三八九

御撰解題目次終

御撰解題

和田英松謹著



嵯峨天皇

嵯峨遺誠

皇子仁明天皇にまゐらせ給ひし御遺訓なるべし。本朝書籍目録に、嵯峨遺誠一卷と見えたるのみにて今傳はらず、其遺文の古書に見えたるは、續日本後紀に、承和十一年八月乙酉、^上先帝遺誠曰、世間之事、每有物怪、寄崇先靈、是甚無謂也。

とあり。また、

三代實錄に、貞觀八年三月二日、^上伏聞、嵯峨遺旨、母氏有過者、其子不得爲源氏、と見えたる嵯峨遺旨も、この御遺誠なるべし。また、

嵯峨天皇

北院御室拾葉集に、帝道大綱抄中略嵯峨天子御記云、保王法事、專可依密教信力也、然可重護持僧、賢王叙記如是、老臣非和辭、

真俗交談記に、嵯峨天皇御記云、毎月朔朝御代鏡奉拭之、伯督所役也、着淨衣用覆面、但正月朔日無其事、除夜聊勤仕也、

とある嵯峨天皇御記、嵯峨天子御記は詳ならねど、寛平遺誠を寛平御記と記したるものあるによれば、蓋し御遺誠の一節ならんか。

送終

崩御の後、御大葬に就いて、豫め定め置かせ給ひし御遺詔なり、御棺の事、上下喪服用事、御葬列、御陵、御法會等、質素節約を主とすべき事どもを記させ給へり。

續日本後紀に、承和九年七月丁未、太上天皇崩于嵯峨院、春秋五十七、遺詔曰、余昔以不徳、久忝帝位、夙夜兢兢、思濟黎庶、然天下者聖人之大寶也、豈但愚戇微身之有哉、故以萬機之務委於賢明、一林之風、素心所愛、思欲無位無號詣山水而逍遙、無事無爲翫琴書以澹泊、後太上帝陛下、寄言古典、強我尊號、再三固辭、遂不獲免、生前爲傷、歿後如何、因茲除去太上之葬禮、欲

遂素懷之深願、故因循故事、別爲之制、名曰送終、とありて、全文を掲載せり。

宇多天皇

宇多天皇御記

御在位中の御日記なり。また寛平御記ともいふ。寺門高僧記には、寛平聖主記とも見えたれば、寛平御記とは、蓋し寛平帝御記の意なるべし。この御記もとは十卷ありし事、

花園院御記に、正和二年十月四日、寛平御記十卷、一見了、但第二卷缺と見えて、花園天皇の御代、已に第二卷缺けたりしが、今は佚亡して、一卷だに世に傳はれるものあらず。伴直方の家記書目備考に、宇多御記、日記、異名云、或記、自仁和三至寛平五、と記せるは、古書に引ける御記の年紀によりて記したるものならん。今御記の文を引載せるものを檢するに、西宮記、政事要略、日本紀略、扶桑略記等、二十一部ありて、其年紀は、仁和三十一、四正、三、五、六、九、十、十一、、寛平元春、四、五、八、九、冬、、二春、四、五、、三三、四、八、六、九、八、九、九、六、、等なり。

この御記の中には、後代の龜鑑となるべきもの多く、政事儀式の先例をたづぬべき事尠からねば、

貫首秘抄にも、執柄執事は、常に此御記を窺ひ見るべきよしを記せり。されば、はやくより、西宮記以下の諸書に引證せられ、近衛天皇久安四年には、左大臣藤原頼長が、女子の入内によりて、入内に關する古日記を蒐集せし時、中原師安より、この御記と、延喜天曆御記とを贈りし事、台記別記に見え、順徳天皇は、この御記を禁秘御抄に引き給ひ、花園天皇は、之を讀了し給へり。宸筆の正本に就いては、徴すべきものなければ、已に亡佚せしなるべけれど、世に傳寫せしものは、尠からざるべし。就中、禁中の御本は、後深草天皇以來、醍醐天皇御記と共に、持明院の御一流に相傳せられしなり。南北朝の頃に至りて、その正嫡にまします崇光天皇より、皇子榮仁親王に傳へ給へり。親王の御子治仁王、後崇光院相傳し給ひしが、應永の末、後小松上皇の御所望によりて、後崇光院より之を進獻し給ひし事、看聞日記、御記惣目録に見えて、勅報に「殊更兩代寛平御記、大幸之至不知所謝云々」との給はせたり。其後は、この御本の事ものに見えざれば、應仁の兵火にかゝりしにや。此外傳寫の本は、一條家に、小一條左大臣師尹の書寫に係る寛平御記一合ありて、應仁二年の頃、一條禪閣兼良、他の記録と共に、奈良興福寺の大乗院に納に置きし事、大乗院寺社雜事記に見えたり。天文元年七月、大和一向宗の亂によりて、大乗院も兵火に罹り、一物をも出さざりし事、後法興院政家公記、二水記に見えれば、其時此御記もまた焼失せしものなるべし。

べく、終には斷簡だにも世に傳はらずなれり。

宇多天皇御記

政事要略、扶桑略記以下の書十部に引載したる御記の遺文を抄録したるものにて一卷あり。中津廣龍の纂輯に係り、黒川春村、之を歴代殘闕日記に收めたり。仁和三十一、四正二五、寛平元八三四五、同二四四五の御記にして、蓋し堀保己一の編纂せる史料より抄録せるものなるべし。もと稿本のまゝにて、誤脱鈔ながらざれば、予は之を増訂して、續々群書類從に收めたりしが、なほも之を補正して、御記纂に收めたり。

寛平遺誠

御讓位の御時、幼帝醍醐天皇にまゐらせられし御訓誠にて一卷あり。漢文にかゝせ給ひしものにて、帝王の御動作御學問を始め、任官敘位、臣庶の賢否、公事儀式等に關する事ども、懇切に記させ給ひ、

跋に以前數事之誠、朕若忘却有所囑者、引此書可警、由以此爲孝不可違失耳、と記し給へり。

此御遺誠は、通憲入道藏書目錄、本朝書籍目錄に、寛平遺誠一卷と見え、禁秘御抄には、誠訓と

も記し給ひ、年中行事抄、神皇正統記には、御誠と記し、古今著聞集には遺訓とし、花園院御記、嵯峨物語には、寛平御記とも記されて、まち／＼なりき。

この御遺誠は、醍醐天皇にまゐらせ給ひしものなれど、執柄職事なども、常に坐右に供ふべき寶典なるよし貫首秘抄に記し、

花園院御記に、元亨二年六月五日辛未、晴、頃日見寛平御記、聖明之遺訓足爲鑒誠、と評し給へり。且つ古より諸書に引證せられたるもの多きに拘はらず、今傳はれるは、群書類從に收めたるもの一巻あり。虫損抄からず、殊に残缺なるは惜むべし。此本は、屋代弘賢書寫の本によりたるものにて、

奥書に、承安二年十一月七日、以納言御本書取畢、

日向守定長

寛元三年四月十一日、加一校畢、中宮權大進俊兼本書寫之、

春宮權大進光國

とあり。納言は如何なる人か明ならず、日向守定長は、參議藤原爲隆の孫にして、權右中辨光房の子、春宮權大進光國は、權中納言藤原資實の子なり。

圓堂御經藏御自筆御記

仁和寺圓堂院御經藏の事を記させ給へるものなり。圓堂は、八角堂にして、宇多法皇の御建立に係り、延喜四年三月廿六日供養ありし事、西宮記、仁和寺堂院記等に記され、この御記の事は、十八道次第の條に引ける三僧記類聚に見えたり。

十八道次第

眞言宗十八契印として、十八種の契印を以て行ふ修法の次第を記させ給ひしものにて、一巻あり。

この御次第の事は、

三僧記類聚に、十八道次第事、

師曰、或云法皇御作云々、而圓堂御經藏御自筆御記云、佛事十八道自作云々、無疑此書事歟、參語集に、十八道次第事、古は大師御作と云々、然而法皇御次第也、彼目六之内、胎部十八道次第一卷自作在之、其上次第書様、尊名竝眞言ヲ上テ書テ、功德等ヲ下テ書事、偏ニ法皇兩界次第ノ書様ニ不違云々、と記せり。

金剛頂蓮華部心念誦次第

眞言密教金剛界法の次第を記させ給ひしものにて二卷あり。諸師製作目録、釋教諸師製作目録、傳燈廣錄、諸宗章疏錄等に見え、三僧記類聚に、法皇金剛界次第とも、金剛界大儀並略抄とも記せるは、この御次第なるべし。なほ法流大底にも、「金剛界法皇二卷、號小僧作寛平御作」と見えて、今世に傳はれる寫本にも、小僧作と記し給へり。

胎藏界念誦次第

眞言密教胎藏界法の次第をか、せ給ひしものにて二卷あり。諸師製作目録、釋教諸師製作目録、傳燈廣錄、諸宗章疏錄等に見え、三僧記類聚には、法皇胎藏界次第、法皇次第、院次第、法皇二卷次第、二卷次第、胎藏界大儀並略抄など記せり。この御次第、及び金剛界次第の御草本は、仁和寺圓堂の經藏に納められしなり。そは

三僧記類聚に、法皇兩界次第事、

建久九年七月廿一日、參大聖院御前、法皇兩界次第草本各一局在圓堂經藏覽之、裏面被書之、外題云、金剛界大儀並略抄、胎藏界並略抄云々、師曰、法皇兩界次第在圓堂經藏云々、又在成就院

香辛櫃云々、

とありて、御法流の高僧等、相承傳授せしさまを同書に記せり、なほ法流大底にも、「胎藏界法皇二卷號小僧作」とありて、今世に傳はれるものにも、小僧作と記し給へり、

法皇兩界次第

金剛界御次第、胎藏界御次第とを併稱したるものにて、三僧記類聚に見えたり。この兩界次第に、口傳一卷あり。端に、覺鑊上人と記し、中に仁和寺法皇次第とありて、奥書に、「本云、建保五年七月廿日、以野明房阿闍梨脚本書寫了」と見えたり。

廣澤四度御次第

眞言廣澤四度の次第にて、御撰の十八道、及び金剛胎藏の三次第に、眞雅僧正の護摩私記を併せたるものなり。眞俗交談記に、資實云、小野廣澤四度御次第等作者如何、予云、廣澤四度寛平聖主御作也、但護摩私記非法皇御製、十八道兩界次第等也、以眞雅僧正護摩記、法皇令用之給云々、と見えたり。

をうかひ見るべきよしを記せり。また、此御記と、村上天皇御記をば、清涼殿母屋なる日記の御厨子に納められて、累代御坐右に置かせ給ひし事、禁祕御抄、玉葉等に見えたり。但し「後朱雀院代始之時、舊主被渡之目六中所見」と玉葉等に見えたれど、權記によれば、こは一條天皇以前の事なるべく推考せらるるなり。抑この御記は、村上天皇の頃、既に紛失したるところありて、ために修法せられし事あり。そは、

延喜天曆御記抄に、康保二年三月十六日、令阿闍梨遍教、於叡山修聖天供、此爲令求得紛失延喜御日記也、

とあり。一條天皇長徳の頃に至りては、缺巻多くなりしかば、御記の在所を尋ねて、書寫せしめられし事、

權記に、長徳四年七月十三日罷出之間、於后町廊下、招取時方致光等朝臣、相語雜事云々、延喜天曆御記缺巻甚多、必尋在所可被書寫乎、

と見え、この後、寛弘六年十月、一條院皇居回祿の際、此御記は、村上天皇御記と共に燒失せし事、同書、及び日本紀略に見えたり。かゝれば、世に流布せる御記は、概ね缺巻のまゝなりしが、後朱雀天皇の御代に至りて、完本世に現はるゝに至れり。そは、

春記に、長暦三年十月廿八日己酉、天晴、督殿命云、故左大辨存日相語云、延木御日記二十卷、自故朝經卿息基房經頼也許、借取書寫了、件御記、絶世之記也、世間流布御記之中不被記之事等、皆在此記中、外人所不知其由也、又關白同不知給事也、一本書猶有畏、密々可書寫者、忿々聞思而涉年之間、彼大辨薨逝了、而後家依少將縁、近來密々借送之、仍十一ヶ卷書寫了、而只今源圓爲彼北方使來云、隆國卿、只今來向、稱關白命欲運取文書等、其中有御日記事、仍早可返給者、即付源圓返進了、件事隆國謀略也、此御日記事、是執柄不知給之由頭辨所語也、至于今无答、仍早返了者、只今少將云、件御記、去夜隆國不取運、此間早々可令書寫者、即遣取了、二十九日、丙戌、天晴、督殿命云、彼延木御記、今朝二十卷持來、今明日可營書也、一卷可書者即給預了、

督殿は、春記の記者、小野宮資房の父右衛門督資平にて、少將は資平の子資仲なり。右大辨は源經頼にして、關白は頼通なり。朝經は、大納言藤原朝光の子にして、母は醍醐天皇の皇子重明親王の御女なり。重明親王は、學を好ませ給ひて、才名世に名高くおはしませば、蓋し先帝の御日記をば、特に謄寫し給ひしものなるものなるべく、よりて御外孫朝經の家に傳はりしものならんか。左大辨藤原經頼が、更に一本を寫したるは、朝經の子基房の外舅たるが故なり。右衛門督小野宮資平

が、經頼の寡婦より借りて寫したるは、其子資仲が、同寡婦の女を娶りしによれり。春記の文によれば、當時完本の御記は三本ありしもの、如し。されど、宮中なる日記御厨子に置かれたる御記は、缺本のまゝにて補寫せられざりしにや。長久元年十二月、延喜十八年の御記缺けたるを以て、資平の父實資に勅して、之を進覽せしめ給ひし事、春記に見えしが、この後、後冷泉天皇永承三年、康平元年、大内裏火災の際、日記御厨子の御記は焼失せしものか、後三條天皇之を沙汰すべきよし議定せられし事玉葉に記せり、されど、後には、日記御厨子は唯其名のみ存して、御記を置かざりし事、同書、及び禁祕御抄に見えたり。蓋し此の如く、皇居屢々火災にあひ、御記屢々焼失して、再び謄寫するに及ばざるが故なるべし。この後、近衛天皇久安四年、左大臣頼長の女入内あるを以て、中原師安より、此御記と、宇多村上兩帝の御記とを頼長に贈りし事、台記別記に見えたり、此の如く、宸筆の正本は、はやくより亡佚し、禁中の御本も屢々火災にかゝりしが、鎌倉時代の中葉、後深草天皇より、この御記と宇多天皇御記とをば、持明院の御一流にて傳へさせ給ひし事、看聞御記に見えたり。この後、正和二年九月には、伏見上皇より、この御記と、村上天皇御記とを花園天皇にまゐらせ給ひ、花園天皇は、元亨四年に至りて、之を讀了し給ひし事、花園院御記にしるさせ給へり。この御本は、其後、光嚴天皇に傳へさせ給ひ、爾來其御嫡流に傳へ給ふ事

となりて、崇光天皇、榮仁親王、後崇光院等、順次に之を相傳し給へり。然るに、稱光天皇應永三十二年に至り、後小松上皇の勅によりて、之を進獻せられし事、看聞御記に見えしが、この御本をば、程なく淨華院に預け置かれしにや。

建内記に、永享十一年二月二日、依召參御所御學問所、被預置淨花院御文書内、御記一合ッ、次第可被御覽也、以何先可被御覽哉之由被仰下之、延喜天曆御記以下、次第可有御覽歟、但近代之儀先爲大切歟云々、申入了、

とあり。また正長元年の頃、勸修寺家にも、この御記、及び村上一條兩帝の御記を、所藏せし事、薩戒記に見えれば、此外にも、之を傳へしものありけんを、この後、ものに見えざれば、應仁の兵火などに罹りしものならんか。

醍醐天皇御記

西宮記以下の書、二十三部に引用せる御記の遺文を抄録し、年次によりて、これを排列したるものにて、

一卷あり。中津廣肥の纂輯に係り、歷代殘闕日記に收めたり。其年次は、延喜三三、三六、四四、六十一、五四、

六六、七三、七九、八四、九一、九七、一〇四、一一一、一二七、一三三、一四〇、一四七、一五三、一六〇、一六七、一七四、一八〇、

醍醐天皇

九_八二_四、二十_九六_六、廿一_正、廿二_四、廿三_三、延長元_正三_七、二_四、三_九五_五、四_八十_七、五_七、六_{十二}、七_正、あり。
されど、こもまた、未定稿にて、脱漏鈔かられば、予は更に原書と對照して之を増訂し、續々群書類從に
收めしが、尙ほ補正して之を御記纂に收めたり。

延喜御集

御製の御歌集なり。

大鏡、に村上か、朱雀院か生れおはしましたる御百日のもちひを殿上に出ださせ給へるに、伊
衡の中將和歌つかうまつるはとぞおぼゆる。

一年にこよひかぞふる今よりは百とせまでの月影を見む

とよめりし御返し、御門の志おはしましたけん、かたじけなさよ、

いはひつることたまならはも、年の後もつきせぬ月をこそ見ぬ

御集など見給ふるに、いとなまめかしう、さやうのかたさへおはしましたける。

と見え、袋草子、花鳥餘情に、延喜御集として、各御製一首をのせ、夫木和歌抄にも、御集とし
て一首を載せたり。

村上天皇

村上天皇御記

御日記なり。また天曆御記といひ、天徳以下をば、また各年號にもかけて、特に天徳御記、應和
御記、康保御記など記せるもあり。

御記の卷數は詳ならねど、この御記と、醍醐天皇御記とを分類せる二代御記抄の五十卷ありしこ
と、後二條師通記に見え、延喜御記の二十卷ありし事、春記に見えたるによれば、この御記の卷
數の三十卷ばかりなるを推測するを得べし。

この御記も、今世に傳はれるは、延喜天曆御記抄の殘篇一卷のみなりき。されば、記録便覽には、
天曆御記、應和二_正、三_八、康保二_{、三}、四、天徳御記、天徳二_{、四}と見え、史籍年表には、天曆
御記を應和元_{、二}_正、三_八、一、康保四_七に掲げ、家記書目備考に、「村上御記、日記異名云、或説自
天曆七、至康保四」と記せるは、いづれも、古書に散見せる御記の遺文によりて、年月を擧げた
ものなるべし。その典據明ならねど、舊記を檢するに、この御記の文を引載せるものは、西宮

記、小右記、權記、左經記、春記等五十部ありて、其年紀は、天曆三三、四四、五十一、七四、閏正、九、八、四季、九正、天徳元 閏正、三十三、四、四季、應和元 四季、二、秋、冬、五、六、康保元 四季、二、四季、三、四季、四、春、五、等あり。

此御記も、宇多、醍醐二代の御記と同じく、古へより、政事儀式等の舊例を窺ふには、最も重要な寶典とせられ、禁中にては、特に醍醐天皇御記と共に、清涼殿なる日記御厨子に納められて、常に御坐右に置かれしなり。然るに一條天皇長保の頃には、醍醐天皇御記と共に、缺卷多かりし事、權記に見えて、「必尋在所可被書寫乎」と記したり。この時遍くこれを採訪し、諸家の藏本に就いて、缺逸せる所を補寫せられしなるべし。されど、後二條師通記寛治六年七月四日の條に、「村上御記天徳二年三年无之由、所尋申也」といひ、「一條院御時、取集御記處、己二三年缺也、所未出也」とあれば、この兩年の御記のみは缺卷となりて補寫するを得ざりしが如し。さるをまた、寛弘六年十月には、一條院皇居火災に罹りて、この御記は、醍醐天皇御記と共に焼失せし事、權記、日本紀略に見えたり。よりにて、翌七年權中納言藤原行成勅を奉じて、閏二月より六月までに、天曆八年二卷、同冬卷、天徳四年夏卷、康保二年冬一巻、同三年四季卷を書寫して、奏覽せしこと、

權記に記せり。この後皇居屢々火災ありて、清涼殿日記御厨子の御記も、屢々烏有に歸して、再び謄寫するに及ばざりしにや、鎌倉時代の始には、日記御厨子を清涼殿に置かるゝ事はかはらざりしかど、二代の御記を納めらるゝ事は、廢せられし事、禁秘抄、玉葉に見えたり。またこの御記は、近衛天皇久安四年、中原師安より左大臣藤原頼長に贈りし事、台記に見え、花園天皇正和二年、後伏見上皇より、この御記、及び醍醐天皇御記を天皇にまゐらせ給ひ、元亨四年に至り、花園上皇之を讀了し給ひし事、花園院御記に記させ給へり。禁中の御本は、後花園天皇の永享の頃までは傳はりて、一時淨華院に預け置かれし事、建内記に見え、稱光天皇應永の末までは、勸修寺の家にて、一本を所藏せしよし、薩戒記に見えたれど、其後聞えざれば、この御記もまた、應仁以後の兵火などに罹りて亡佚せしなるべし。

天曆御記

應和三年八月^{廿九}、康保元年七月^{廿八}、の御記なり。親王御元服部類、改元宸記に引ける御記の遺文と同じければ、蓋しこの二書の中より抄纂したるものならん。編者詳ならず、泰山集に、「天徳御記皇都無之、近年武家奏獻一本」と記せるも、この書なるべし。

村上 天皇

村上天皇御記

西宮記、小右記、以下三十三部の書より、御記の遺文を抄録したるものにて一巻あり。其年次は、天曆四七、五十一、七^正、十二^正、八^正、七^正、十二^正、天德三十、四^正、三^正、夏、應和元^正、七^正、八^正、二^正、七^正、六^正、康保元^正、九^正、十^正、二^正、秋、十^正、三^正、四^正、八^正、四^正、五^正、三^正等なり、宇多、醍醐、兩朝の御記と同じく、中津廣昵の編纂したるものにて、歴代殘闕日記の中に收めたり。未だ完成に至らざりしものなれば、誤脱頗る多し。かゝれば、予はこれをその原書と對照して訂正を加へ、更に權記、春記以下の諸書によりて、之を増補し、續々群書類從に入れしが、なほも補正をして、之を御記纂に收めたり。

二代御記

醍醐、村上二代の御日記をあはせたる稱にて、權記、台記、玉葉、愚管抄等の諸書に見えたり。また二朝御記とも稱したる事、北山抄踏歌の條に見えたり。

二代御記抄

二代御記を分類したるものにて、また二代抄とも稱したり。後二條師通記寛治六年七月四日の條に、二代抄五^正、十^正、卷とあり。御實抄、祈雨記によれば、卷一より卷十五までは年中行事、卷十六以下は臨時部なるが如し。今

世に傳はれるものは、延喜天曆御記抄と題するもの一巻あるのみ。收むる所、御修法事、附七高山御修法天供事、念誦事の三條あり。此外、古書に引けるものは、御實抄に、第二年中行事あり。祈雨記に、第十八臨時三祈雨奉幣を擧げ、台記久安三年四月十七日の條に、所充篇を引きたり。また祭主補任に、天曆御記十一、齋主事とあるも、御記抄なるべけれど、十一は年中行事の部なれば、九月伊勢例幣などの部に附載せるものならんか。此書は、いかなる人の編纂せしものか詳ならねど、既に後二條師通記寛治六年條に引きたれば、堀河天皇以前になりしは明なり。なほ

後二條師通記に、寛治七年三月八日、送消息於民部卿、二代御記抄第二帖、十卷所示送也、とあり。民部卿は、源經信なり。また

花園院御記に、正和二年九月廿五日壬子、今日自新院給二代御記並抄、と見えて、後伏見上皇より、この書を花園天皇に御相傳あらせられしなり。この後ものに見えず。

三代御記

宇多、醍醐、村上三代の御記を併稱したるものなり。花園院御記に、元亨四年七月十六日、凡今年所讀目六、本朝書、並記録、三代御記、とかくせ給へり。

清凉記

宮中に於ける恒例臨時の公事を記させ給へる書なり。權記、北山抄には清凉抄とも記し、江次第

には清涼御記としたり。禁秘御抄召侍讀條に、「如清涼殿記、未時可召之」とあれば、清涼記は、清涼殿記の略稱なり。眞俗交談記に、「大師十七帖祕法。清涼殿御記被載之、令加叡點云々」とあるは、其さま公事の書とも思はれねど、加叡點給とありて、こも宸作のものなる事明なれば、この御記と同書にして、御修法の條などに、大師十七帖祕法を掲げ給ひしものならんか。清涼殿記とは、清涼殿にてのみ行はるゝ公事をかゝせ給へる御記の意にはあらず。清涼殿は、常の御座所なれば、そこにて宸筆を染めさせ給へる故の稱なるべし。そは北山抄正月十一日除目の條に、「南殿儀見清涼抄、並天曆六年私記、」とありて、南殿は紫宸殿なり。紫宸殿にて行はるゝ儀式を載せられたるにても、推定するを得べし。

この御記の卷數、本朝書籍目録には、五卷とし、江次第抄には、十卷と記せり。されど、權記にも五卷と見えれば、もとは五卷なりしが、後にはこれを分ちて十卷としたる本もありしなるべし。

この御記を御撰としたるは、

本朝書籍目録に清涼記五卷、天曆御撰、雅材奉勅書、若
小一條左大臣奉勅撰、

と見え、江次第抄にも「村上天皇自製清涼記十卷」と記せり。また、權記寛弘八年九月十五日の

條に、「村上御口被撰五卷之中、載御禊之事」と記したるは、書名を挙げされど、卷數も同じく、且つ、十六日の條に「清涼抄因之被註歟」と見えれば、この御記なる事疑なかるべく、これによりて御撰なる事を證すべし。書籍目録に擧げたる一説に、小一條左大臣藤原師尹勅を奉じて撰びし事見えたと、他には一も徴すべきものなければ誤なるべし。或は師尹勅を奉じて、之を修訂せしものならんか。

此御記、今は亡佚したれど、江次第抄に「其意同新儀式」とあるによれば、其さま新儀式と同じきものなるが如し。さるに、新儀式もまた、今存せるもの僅に四五の兩卷のみなれば、對比しがたけれど、政事要略廿二、八月上に、「清涼記、七月牽甲斐國勅旨牧御馬事或新儀
式歟、」とあれば、其體裁の相似たるものなりし事は、推知せらるべし。此御記今は斷簡だに傳はらねど、權記、小右記、爲房記、薩戒記、西宮記、政事要略、北山抄、撰集秘記、江次第、年中行事抄、禁秘御抄、柱史抄、魚魯愚抄別錄、江次第抄、河海抄、花鳥餘情等の諸書に引載したるもの尠からず。就中、政事要略、北山抄に引かれたるもの最も多かれど、概ね年中行事の儀にて、臨時の儀を引けるは甚だ尠し。今これ等の諸書に散見したる御記の篇目を擧ぐれば、左の如し。

恒例

村上天皇

正月 四方拜 小朝拜 節會 二日告朔 朝觀行幸 白馬節會 御齋會 給
 女王祿 立春獻若菜 卯杖 縣召除目 踏歌 觀射 內宴 國忌
 二月 季御讀經 省試 式部省行諸國一分除目
 三月 御燈
 四月 二孟旬 奏成選短冊 御禊 賀茂祭
 五月 臨時院舍利會 競馬
 六月 供忌火御飯 奏御卜 月次神今食 神祇官奉荒世和世御贖 節折
 八月 釋奠 牽甲斐國勅旨牧御馬 牽信乃勅旨牧御馬 牽武藏國立野御馬 牽上野
 勅旨牧御馬
 九月 御燈 節會
 十月 點五節舞姬 競馬負方獻物
 十一月 例幣 奏發鼓吹聲 奏年終斷罪文 奏維摩會文 宮内省奏御宅田稻數 中
 務省奏御曆鎮魂祭 試五節舞姬 新嘗祭 辰日節會
 十二月 賀茂臨時祭 佛名 追儼

臨時

天皇御元服 皇太子御元服 固關 讓位 即位 大嘗會 立后 皇子誕生
 野行幸 改元

年中行事

年中恒例の公事をか、せ給ひしものにて三卷あり。御撰の清涼記に年中恒例の公事を記させ給へるに、この年中行事を撰ばせ給へるはいぶかしけれど、或はさきに年中行事を撰ばせ給ひ、後之に臨時の儀を併せて、清涼記と改め給ひしものか、兩書とも傳本なければ詳ならず。此書の事は、小右記に、寛弘二年正月七日丙辰、經通朝臣來傳詔云、村上御時令筆削給年中行事節會卷、可有御覽、只今可獻者、件書三卷、書草子一帖即以獻之、令奏太狼藉令清書可備叡覽之由、二月九日、丁亥、村上先朝所撰出年中行事三卷、書寫付經通朝臣令奏覽、依前勅所獻也、とありて、小野宮實資持ち傳へたるを、一條天皇の勅により、之を清書して獻せしなり。

天曆御集

御製の御歌集なり。通憲入道藏書目録に、「天曆御集一帖」と見えたと、今傳はらず。大鏡に、齋宮女御の琴をきかせ給ひしをりの御製、御集に見えたるよしを記し、奥儀抄、河海抄等にも、天曆御集として、宣耀殿女御と御贈答の御製一首を引載せり。

天曆御製詩草

御製の御詩集なり。

権記に、長保二年二月三日、詣帥宮奉借天曆御製詩草一卷、

とあり。帥宮は、冷泉天皇第四の皇子敦道親王にて、村上天皇の皇孫におはしませば、特にこの御集を相傳し給ひしものや。但し、これより先き、寛和二年十二月、一條天皇、圓融寺に行幸あらせられて、御父圓融上皇に拜觀し給ひしをり、上皇より「村上先朝御作詩、自令書本一卷」を御贈物とし給ひし事、御贈物部類に引ける小右記に見えたり。こは帥宮敦道親王の所藏し給へる一卷の原本にや。または別の御本なるか明ならねど、いづれも御詩草の完きものにはあらざるべし。また後二條帥通記寛治六年十二月廿八日の條に、三代御製と記し、通憲入道藏書目録に、三代御製一卷とあるは、此御詩集と、寛平延喜の御製とをあつめたるものにか、これも書名のみなれば、

詳ならず。御製の詩は本朝文粹、類聚句題抄、新撰朗詠集、和漢兼作集等に載せたり。

圓融天皇

圓融院御集

御製の和歌集なり。顯昭の後拾遺抄に見えたと、今傳はらず。古書に引けるは、花鳥餘情に圓融院御集として一首あるのみ。

花山天皇

花山院御集

御製の御歌集なり。今傳はらず、大鏡に、冷泉上皇と御贈答の御製一首をのせて、「御集に侍るこそあはれに候へ」と見えたり。この外、河海抄に、花山院御集として御製一首をのせ、夫木和歌抄にも、御集として、御製二十首を載せたり。同書卷十八には、雪の題の御製をのせて、「御集云、亂雪如花といふ事をふるめかしきさまにはあらじと」とあるによれば、後人の編纂せしものにはあらず。御詠草か、または御みづから撰び給ひしものなるべし。

拾遺抄

拾遺和歌集

古今後撰の二集について、一條天皇の御代、撰び給ひし歌集なり。

拾遺抄は、十卷あり。部目は、四季、賀、別、戀、雜にして、歌數五百九十四首を收められ、群書類從の中にあり。

拾遺和歌集は、二十卷あり。部目は、四季、賀、別、物名、雜^上、旋頭歌、長歌、神樂歌、戀^{至五}、雜春、雜秋、雜賀、雜戀、哀傷にして、歌數千三百五十一首を收められ、刊本數種あり。

この抄集の二書は、部類の分合と、歌數の増減とあるのみにて、其他同じければ、一は略本にして、一は詳本なり。然るに、古くより、二書の撰者に就いて異説あり。諸書記するところ紛亂して定まらず。一は、抄集ともに御撰としたるもの、二は集を御撰、抄を藤原公任の撰としたるもの、三は、之に反して、抄を御撰とし、集を公任の撰としたるものなり。

一 抄集ともに御撰なりといへるは、藤原清輔の袋草子、顯昭の後拾遺抄に見えれば、平安朝の末より、鎌倉時代の始に亘りて行はれたる説なり。殊に、

後拾遺抄には、拾遺集、仰誰人令撰給と云事不分明歟、或人云、仰長能道濟等歟、集を略して

抄になさるゝ事は、御出家の後、修行の時、御笈に令入給料とも申傳歟、

と記して、集の御撰には、長能道濟關係し、抄の分量少きは、笈に入れ給はん料とさへいへり。

これによれば、集は前にして、御出家前御在位の時に撰び給ひしが如し。されど、この集には、御出家以降に於ける人々の歌をあまたのせられたれば、この説の誤れる事いふをまたす。なほ後世に至りて、これと同じく抄集を御撰なりと推定せるは、塙保己一なり。其考説は、

類從本拾遺抄奥書に、又曰、花山御撰、而世多爲公任卿撰、今試以集中所載作者之官位推其時、此書之撰、即在長徳二年、後數經刊修、且稍有所増加、至長保三年、乃改拾遺集二十卷也、玩讀兩書、其題之解、俱似不出人民之手也、爲花山法皇製作者得其實歟、

といへり。即ち詞書によりて、御撰なる事を考勘し、官位によりて、其先後を推定したるものにて、論據正しく難すべきところなし。

二 集を御撰とし、抄を公任の撰とせるは、八雲御抄、井蛙抄、勅撰次第、拾芥抄等に見えたり。なほ藤原定家の

三代集間之事に、於此集は、未受一部之説、此集花山法皇御撰也、偏決於叡慮被撰定了、今伺

事體、御存日不及披露歟、所被入歌及長保寬弘、以之察之、漸々披露之時、四條大納言、諸道之名譽、時輩之歸伏云々、獨歩之心無双之人歟、見此御撰、竊有不甘心之旨、忽抄出其歌、任意取捨、是法皇不知食事也、御歿後天下好士、靡然而信仰、門々戶々稱三代集、書寫握翫之人、干時行成卿相並多被書此集、偏以十卷之抄用之、更不見本集、因茲、此集還傳世已希、漸如魚壁之古文、殊和集歌之文書之人、博覽之餘僅書之、猶不加三代集、中金葉、詞花兩集、各爲十卷、又隨拾遺抄之者歟、略又師說云、

あさまだき嵐の山のさむければ紅葉の錦きぬ人ぞなき

法皇令書此集給歌如斯、作者公任成憤鬱、殊有存旨、「ちるもみぢばを」と詠に、更推而不可被改、企抄出之興趣、大略發自此歌云々、

と記して、公任が集より拔萃して、抄を撰びたる動機をさへ詳に説けり。朝まだきの歌は、後拾遺抄にも、始め法皇、長能を御使として、原歌を改削せらるべきよし仰せられたれば、公任は、歌わろくば除かるゝ例なりとて、承服せざりし事見えたり。集抄の撰者に就いては、後拾遺抄と異れど、二書のなりし順序は同説なり。

三 抄を御撰とし、集を公任の撰とせるは、八雲御抄、及び拾芥抄の一説にして、未だこれに就

いての考説あるを見ず。但し、賀茂真淵は、集の中に、萬葉集を読み誤りたるもの、古き讀人をたがへたるもの等あれば、御撰にあらざるよし、其著初學に論せり。この論に就いては、吉田令世が、梨壺五人の撰びたる後撰集にすら亂りがはしき歌も交れり。この集は、法皇御獨にて撰ばせ給へるものなれば、誤謬なしとはいふべからずと、歷代和歌勅撰考に辨せり。

此の如く、一二の兩説は、各その理由同じからねど、集を御撰とすることは一致せり。然るに、之に反したる三の説は其理由明ならず。僅に賀茂真淵が歌體の上より論じたるのみ。且つ集の御撰なる理由に就いては、藤原定家の

三代集間之事に、微臣幼少之昔初、提携古集古歌之日、披見此集、忽抽感懷、愚意獨慕之、竊雖握翫之、於亡父之眼前未讀之、但僅聞其說事等、此集法皇御自撰之由、愚者或生疑、猶稱公任卿撰之輩有之云々、雖不足言事、御撰證據等、略而注之、

はじめて平野祭に男使たてし時、うたふべき歌よませしに、

平野臨時祭、殿上五位使東遊等、自寛和始凡人寧注此旨哉、

寛和二年清凉殿御障子にあじろかける所、

即是御製也、

左大臣むすめの中宮のれうに調じ侍りける屏風に、よみ人しらず、
又御製也、

冷泉院の五六のみこ、袴き侍りける頃、いひおこせて侍りける、

左大臣

昭登清仁親王依御出家以後、爲冷泉院親王、敦道親王は四宮也、

長保六年五月四日同爲親王、

といへり。塙保己一が詞書によりて、御撰なるよし推定したるも、蓋しこれによりたるものならんか。平野祭云々、清涼殿御障子云々、及び左大臣むすめの云々三首は、いづれも讀人しらすとしたり。花山法皇の御製は、後拾遺以下にはあまた載せられたり、この集に見えざるは、御自撰なるが故なるべく、特に採録せられたる御製をば、殊更に讀人しらすとし給ひしものか。長保元年十一月道長の女入内のをり、下賜せられし屏風の御製をば、讀人不知とせられたるよし、小右記に見えたるにても證すべし。且つ定家のいへるが如く、詞書の體、他の撰集とたがひて、げにも臣下の筆つきならぬさまに見えたり。殊に、冷泉院の五六のみこ云々とある詞書は、左大臣道長より誰人に贈りしものか明かならねど、昭登清仁兩親王は、花山法皇の皇子にいまし、を、御父冷泉上皇の御猶子とし給ひしなれば、御着袴のをり、法皇に上りしものなるべく、これによりて

も、集の御自撰なる事を證すべきなり。なほ、

後拾遺和歌集序に、花山法皇は、さきの二つの集に入らざる歌をとりひろひて、拾遺集となづけ給へり、

と記せり。後拾遺和歌集は、白河天皇應徳の末に撰進せしものにて、此集の御撰を距ること遠からざれば、最も其徴とすべし。然らば、抄は公任の撰なりやといふに、確證なけれど、上に引ける平野祭、及び清涼殿障子の詞書のさま、集と同じきを見れば、この書の御撰なる事も推定するを得べし。殊に

權記に、長保元年十二月十四日癸亥、詣東院、奉返先日所借給拾遺抄、歸宅、とあり。權記は藤原行成の日記にして、東院は行成の祖父伊尹の室惠子女王の第なり。花山法皇の御母は伊尹の女におはせば、女王は法皇の御外祖母にあたらせ給ひ、當時東院の第に法皇の御座ありしことは、榮華物語見はてぬ夢の卷に見えたり。されば、權記に記せる拾遺抄は、行成が、法皇に返し奉りしものと推定するも不可なかるべく、長保元年は、抄のなりし頃より近き程なれば、また以て御撰とするには、有力なる證とするに足れり。

また集抄のなりし先後に就いては、顯昭、定家等、古來の學者は、概ね集を先にし、抄を後にし

たりしが、塙保己一は、獨り之に反して、抄を先にし、集を後にし、兩書に載せたる官位によりて推定したるよし記せり。其考據を明記せざれど、余は、この説を以て最も當を得たるものと思へり。そは、藤原實資の官を抄は中納言とし、集は右大將とし記したるにても、推知すべきなり。即ち實資は、長徳元年八月廿八日、中納言に任せられ、長保三年八月廿五日權大納言に轉じ、右大將を兼ねたればなり。この他、同代に現存せる人々の官位も、抄は長徳以後にかゝるものなく、集は之を改めて、長保以後の現官を記したり。また内容に就いて之を檢するに、抄には、長徳より以後に於ける詞書見えざれど、集には、長徳より寛弘に下れるものあり。今其二三の例を示す事左の如し。

- 一 帥伊周筑紫にまかれりけるに云々(別)
藤原伊周の太宰府に貶せられしは、長徳二年四月なり。
- 二 左大臣のむすめの中宮の料にてうじ侍りける屏風に(雜春)
左大臣は道長にて、其女彰子の入内は、長保元年十一月一日なるよし、道長公記、榮華物語に見えたり。
- 三 東三條院の御四十九日の中に、御子日いできたりける云々(同上)

東三條院の崩御は、長保三年閏十二月廿二日なれば、御中陰は翌年正月なり。

四 寂昭がもろこしにまかり渡るとて、七月七日舟にのり侍りける云々(雜秋)

寂昭の渡唐は、長保五年なりし事、扶桑略記、元亨釋書に見えたり。

五 冷泉院五六のみこ袴侍りける頃云々(雜賀)

五六のみこは、花山院の皇子にましくて、冷泉院の御猶子とならせ給ひて、五宮六宮と稱し給へり。御猶子とならせ給ひしは、寛弘元年四月なりし事、道長公記に見えたり。

六 右衛門督公任、こもり侍る頃、四月一日遣はしける(雜春)

公任の閉居して出仕せざりしは、寛弘元年九月以後なりし事、公卿補任に見えたり。

集抄の先後は、かくの如く、作者の官位のみならず、詞書に就いて見るも、抄の先にして、集の後出なりしは明瞭なり。

次に集抄のなりし年代を考ふるに、まづ抄は、作者の官位の見えたるものの中、藤原高遠を左兵衛督、長徳二年九月任ぜられ、同藤原公任を右衛門督、長徳二年九月任ぜられ、同藤原道綱を右大將、長徳二年十二月任ぜられ、長保三年七月十三日とも、春宮大夫、長徳三年七月之を兼ね、長保三年七月辭せり。とも記せり。此の如く、抄に見えたる年度は、長徳三年七月を最後として、それより以後にかゝるものなく、行成が抄を返上せし事の權記に見えたる

は、長保元年十二月なれば、抄の成りしは、長徳三年より長保元年まで僅に二年半ばかりの間にありし事は疑なかるべし。

次に集はかくの如く詞書の中には、寛弘元年九月以後にかゝるもの處々に見え、作者の官名に、藤原行成を左大辨寛弘二年六月任ぜられ、同六年三月權中納言に進む。と記したるものなれば、寛弘二年六月以後のものなる事明なり。同五年二月法皇崩御あらせられたれば、其間になりしものにて、晩年の御撰なるべし。但し同五年十一月中宮入内の際、左大臣道長、古今後撰拾遺抄五帖を獻せし事、紫式部日記、榮華物語に見えて、なほ抄を用ひられしなり。蓋し集は御撰の後いくばくもあらねば、未だ世に流布せざりしものならんか。これを要するに、集抄ともに御撰にして、抄十卷まづなり、後年之を増補し給ひて、集二十巻を撰ばせ給ひしものなるべし。拾遺和歌集の註釋には、顯昭の拾遺抄あり。

三代集

古今後撰の二集と、此集とを併せたる名なり。もとは萬葉、古今、後撰を三代集と稱せしが、此集を撰ばせ給ひし後、萬葉を除きてこれを入れられたるよし、袋草子に見えたり。註釋には、定家の僻案抄三卷、岸本由豆流の三代集標注、橘守部の三代集監要等あり。

一條天皇

一條院御記

御日記なり。また寛弘御記ともいふ。今傳はらねば、年紀卷數詳ならねど、花園院御記に、寛弘中の御記七卷ありしよし記させ給へり。また家記書目備考に、「一條院御記、或記云、寛弘六年より、同八年までの記なり」と記し、次に長保二年宸記と見えたれど、典據明ならず。北山抄、柱史抄、建武年中行事、體源抄に引ける御記の文を見るに、其年紀も、寛弘七年五月、九月にして、其他年月未詳のものあり。なほこの御記の事は、

權記に、寛弘三年七月五日乙巳、參内、依召候御前、仰云、一昨日之定可入御記、可書進云々、令續申之間、無難云々、

とあり。朝儀どもかき入れさせ給ひし御有さま推測し奉りぬべし。然るに、この御記は、はやくより散逸して、近衛天皇の御代の頃には、寛弘年代のみとなれり。そは、

台記に、久安三年三月廿二日乙酉、今日始行一上事、中略長徳元年六月十九日、任右大臣、無太政大臣、與今同二年七月廿日、轉左大臣、勘彼文殿記、其間全無蒙一上勅之文、○中略猶成疑、問件年

蒙一上勅否於官外記、各對曰、無所見、亦爲勘其事、借前一條院御記於攝政殿、對曰、見在寛弘一兩年、又申件御記於法皇、勅曰、有寛弘六年以後御記矣、然者無長徳御記不能勘之、と見えたり。翌年七月、左大臣頼長の女入内のをりには、烏羽法皇、頼長の請によりて、この御記を賜ひし事同書に見え、花園天皇正和二年二月、後伏見上皇より、此御記と、後冷泉院御記とを天皇に参らせ給ひし事、花園院御記に見えたり。また應永の頃、勸修寺の家に、この御記を持ち傳へたる事、薩戒記に見えれば、室町時代までは世に傳はりしなり。

一條院御次第

朝儀をかゝせ給ひしものなるべし。

春記長久元年十一月四日南殿出御の條に、番奏以前供御酒二獻、件事次第不同也、多猶此奏後可供二獻也、而仰云、一條院御次第云、番奏前供二獻也、仍可依彼例者、依仰供之、とあるのみにて、今傳はらず。

一條院御集

通憲入道藏書目錄に、一條院御集とあるのみにて、他に見えざれば、詩歌いづれの御集なるか詳ならず。御製の詩は、本朝麗藻、類聚句題抄、新撰朗詠、和漢兼作集等に見え、御歌は、御拾遺、詞花、新古今、續古今、新千載等の歌集、及び榮華物語、和漢兼作集、太子傳見聞記などに多くせたり。

後朱雀天皇

後朱雀院御記

御日記なり。また長曆御記ともいふ。伏見院御記に、一櫃とし、仙洞御文書目錄に一合とあれど、今傳はらず。史籍年表に、長曆御記を長曆元年にあげたれど、其典據詳ならず。江記、江次第、覺禪抄、永治二年眞言院御修法記、建武年中行事等に引載したる御記の文は、長元九年十一月、長久五年、及び年月不詳のもの、みなりき。

この御記の事は、

春記長久元年九月九日皇居火災の條に、御日記等同所取出也、とありて、焼亡を免かれしが、なほ、

同書同月十二日條に、關白被仰云、今日可定申何等事哉、去年例何、予申云、去年先有御卜、次於御前有事定、諸社奉幣、山陵使、大祓、御在所、賢所御辛櫃臺事等定也、即其日被勘奏日時等了歟、主上被仰云、可披去年御日記、即於御前見之處、其例等也、相叶也、以此旨奏了。と見えたり。去年とあるは、長曆四年なり。この後、後三條天皇、この御記を相傳ましまして、御祕藏ましし事、中右記康和四年十月廿三日の條に見えて、白河上皇より、堀河天皇に申させ給へる御詞に「後朱雀院御記故院不給我」と記せり。なほ

江記天仁元年十一月大嘗祭の條に、後三條院仰云、乍着御帷、令下御槽給之由、見後朱雀院御記、

と見えて、常に御座右に置かせ給ひて、御政務何くれの御參考にそなへ給ひしなり。後三條天皇崩後、白河天皇相傳ましし、これを鳥羽天皇に傳へ給へり。天皇もまた之を座右に置かせ給ひしが、之を抄録し給ひて、御自撰の日記抄に入れ給ひしこと、玉葉に見えたり。崇徳天皇保延二年、鳥羽法皇、鳥羽に勝光明院を建てさせ給ひし時、この御記と、後三條院御記とを、寶藏に納め給ひ、これを後二代御記と稱へて、重寶とし給へり。

玉葉に、治承元年十一月十八日、癸丑、與時忠交語、此次語云、後二代御記、後朱雀、鳥羽院御後三條

起請被納勝光明院寶藏、被納香辛櫃四合、手筈四合

と見えたり。御起請の全文傳はらざれど、玉葉によれば、若し寶藏より御記を取り出さるゝ時は、辨官を勅使とし、美福門院の院司をさし副へて遣はさるべきよし定め給へり。こは宇治平等院寶藏を開く時は、藤氏の長者の家司の外に、藤氏の出なる皇子皇女の宮司をさしそへられし例によられたりといふ。此の如く、嚴重に掟てられしは、蓋し宸筆の御本なるが故なるべし。この後、近衛天皇久安四年、女御入内の時、左大臣藤原頼長の請によりて、法皇この御記を賜ひし事、台記別記に見えたり。こは法皇の抄録し給ひて、日記抄に入れ給ひし御本なるべし。當時、此御記は、法皇の抄録し給ひし御本のみにて、御記の全部を謄寫したるものはなかりしにや。二條天皇の御時に至りて、藤原範兼を奉行として、寫經師をして、勝光明院寶藏に納められたる後朱雀後三條二代の御記を書寫せしめ給へり。上に擧げたる

玉葉治承元年十一月十八日の續に、二條院御時、申出被書之、經師等書之、範兼奉行、其間經宗、惟方、範兼等少書取之、依其冥罰或終命、或懸秩

と見えたり。蓋し政務朝議の先例を調査するため、時々御記を參考すべき事あれど、宸筆の正本には、憚りあるが故に、副本を寫されしなるべし。この御記書寫の際、經宗、惟方等、竊に披

きがきせしを以て、冥罰を蒙りたりなど言ひ傳へしによれば、いかに、かしこき重寶とせられしかを推測すべきなり。同書文治三年九月十三日の記に載せたる後三條院御記のさまによれば、この副本にも、範兼の録したる目錄をそへたりしが如し。なほ「雖有一見之志、不能申出里亭、仍内裏歟、院御所歟之間、被取出哉之由乍恐申之」とあれば、新寫の副本は、院御所にも、内裏にも置かれず、宸筆の正本と共に、勝光明院の寶藏に納められしものなるべし、されば、この後寶藏より取り出されしは、宸筆の正本にはあらず、多くは新寫の御本なる事、玉葉にて知られたり。建久六年二月、權大納言藤原良經、伊勢公卿勅使を奉仕せし時、公卿勅使行幸の事を注し出す爲に、この御記を取り出したる事、殿記に見えたり。この後近衛家實の關白たりし時にも、この御記を申し出したりしが、其時は、勅使院司の外に、特に關白の家司をもさしそへられ、後堀河天皇寛喜元年五月には、家司を止めて、勅使、及び北白河院の院司を參向せしめ、藏司と共に寶藏を開かしめし事同書に見えたり。然るに後醍醐天皇の御代に至り、文保年中、群盜勝光明院寶藏に亂入せしかば、御檢知の爲に、寶藏の御物をば、後宇多法皇の御所常磐井殿に渡されし事、東寶記に引ける道我僧正記に見えれば、この時、後二代御記宸筆の正本二合は、其ま、宮中に取納められしにや。この後、南朝小倉宮に御相傳ありしが、後花園天皇の御代、小倉宮より、將軍足

利義教に賜ひ、義教之を天皇に獻じたり。即ち

看聞御記に、永享七年七月廿五日、抑今日御雜談之次、自南朝小倉殿、後朱雀院後三條院兩代之宸筆御記二合、室町殿へ被進、則内裏へ被進云々、

と記し給へり。また、

同書に、嘉吉元年六月廿七日、自禁裏、御記二合、後朱雀院後三條院御記 辛櫃一合、代々集 伏見殿へ可預之由被仰下、藏光庵文庫被預置、

とあるも、二合なれば、蓋し義教より献上せし宸筆の正本なるべし。伏見殿は、花園天皇の御父後崇光院の御所なり。藏光庵は、當時伏見大光明寺の隣にありしが、豊臣秀吉伏見城を築きし時、嵯峨臨川寺の東に移し、事、山城名勝志に見えたり。其後如何になりしにか。應仁以後兵燹にかゝりしものなるべし。また此御記は、別に宮中に置かれし寫本一部あり。こは勝光明院に納められし副本を取り出されて、御座右に置かれしものか。後深草天皇以來、持明院の御流にて、この御記一櫃を御相傳ありしが如し。正應二年正月、後深草上皇より、この御記一櫃を伏見天皇に譲り給ひし事、伏見院御記に見え、後醍醐天皇元亨四年、花園上皇、此御記を讀ませ給ひし事、花園院御記に見えたるにても推測するを得べし。持明院の御流にては、崇光院の御末御正嫡におはしつれば、累代の御

記は、伏見殿に傳へられしが、後小松天皇應永八年、伏見殿回祿して、累代の御記文書等過半焼失せし事、椿葉記に見えれば、この時、この御記も焼失せしものにや。その後またものに見えず。

後冷泉天皇

後冷泉院御記

御日記なり。十九卷ありし事、殿曆、中右記に見えたれど、今は悉く亡佚せり。史籍年表遺漏追加に、後冷泉院御記を康平二年に掲げたれど、其典據明ならず。僅に小朝拜部類記に康平七年正月の御記を引けるのみなりき。

此御記は、天皇崩御の後、御乳母大貳三位の家に秘藏して、久しく世に知られざりしが、鳥羽天皇の御代、關白藤原忠實、大貳三位の孫因幡前司知房の家よりとり出して、之を白河法皇に獻じ、始めて世に傳はれり。

殿曆に、天永三年五月十九日、乙卯、今日依物忌閉門戸、但外人來、後冷泉院御記尋得、不思懸事也、因幡前司故知房物件所持也、廿二日、戊刻許參院、依召參御前次、後冷泉院御記十九卷獻之、去十九日尋取也、

中右記に、天永三年五月廿五日、晩頭參殿下、申合萬事之次被仰云、後冷泉院御記十九卷、是康平二年以後、至治曆四年四月一日也、從故前美濃守知房朝臣家尋出、年來件御記有無、天下全所不知也、而件知房朝臣、後冷泉院御乳母大貳三位之孫也、昇霞之後、秘藏在彼人許也、初傳聞此事令尋取也、則進覽院之處、有御感留御所了之由、所被談仰也、

とあり。康平二年より治曆四年まで十ヶ年にて、十九卷なれば、一ヶ年二卷のものなり。殊に天皇の崩御は、治曆四年四月十九日なれば、四月一日は最後の御記なるべし。なほ康平以前なる永承、天喜年間の御記もありしならんを、其頃は已に亡佚せしものか、世に傳はれるをきかず。この十九卷は、忠實もまた、後に一本を書寫して所藏し、之を其子忠通に譲りしにや。近衛天皇の御代、忠通この御記を所藏せし事、台記別記に見えたり。後正和二年二月三日、後伏見上皇より、この御記と、一條院御記とを花園天皇に參らせ給ひし事、花園院御記に見えて、後冷泉、自康平二年至治曆二年」と註し給へり。忠實が白河法皇に獻せし時は、治曆四年までの御記ありしが、その後三四兩年の御記三四卷缺逸せしなり。それより以後は、この御記の書名だに古書に見えざれば、終に傳はらずなれり。

後三條天皇

後三條院御記

御日記なり。また延久御記ともいふ。中右記、玉葉に、二十卷ありし事見えれば、蓋し御在位四年間のみならず、東宮におはし、時より、記録し給ひしものなるべし。されど、今は一卷だに、世に傳ふるものあらず。記録便覽、史籍年表、家記書目備考に、延久元年の御記あるよし見え、また殿曆、玉葉、園大曆、江次第、年中行事秘抄、世俗淺深秘抄、局中寶、護持僧補任、魚魯愚抄、同別錄、御遊抄の十一部に引きたる御記の年紀は、治曆四十一、延久元^{正十}、二^正、三、四^三、等あり。藤原忠實の中外抄に、「帝王事は、件御記委見たり」といひ、九條兼實が、この御記を拜讀せしをり、「不審等多以決了、爲悦不少」と玉葉に記したるによれば、この御記の世に尊重せられしさまを推知すべきなり。

此御記は、天皇崩御の後、白河天皇に傳へさせ給ひ、白河天皇御讓位の後、藤原忠實に勅して類聚せしめ給ひし事、中外抄に見えたり。康和四年の頃、白河法皇、類聚の御記二十卷、目錄一卷を堀河天皇にまゐらせ給ひし事、中右記に見え、至本書者、猶留院歟、とあれば、宸筆の御本は、

法皇の御所に留め置かせ給ひしなり。のち鳥羽法皇、此御記を抄録し給ひて、日記抄に入れ給ひ、保延二年の頃、鳥羽に勝光明院を建てさせ給ひし時、後朱雀院御記と共に、この御記を寶藏に納め給ひ、これを後二代御記と稱して、世の重寶とし給ひし事、玉葉に見えたり。こは宸筆の正本なりや、類聚せしものなりや詳ならねど、殊に之を尊重し給ひしによれば、蓋し宸筆の正本なるが如し。近衛天皇久安四年、女御入内の時、左大臣藤原頼長の請によりて、此御記を遣し給ひし事、台記別記に見えたるは、類聚の御本なりや否や詳ならず。この後、二條天皇の御代、藤原範兼を奉行とし、寫經師等をして勝光明院寶藏の二代御記を書寫せしめられし事、玉葉に見えたり。後鳥羽天皇の御代に至り、齋宮群行等の先例を調査せんが爲に、攝政兼實、後白河法皇に奏請して、この御記を取り出だし、事あり。

玉葉に、文治三年九月十四日、壬子、天晴、未刻着直衣參院、以定長入見參、群行之間、有可申入、事由内々、示定長了、即以實教有召、參御前、略余奉問群行之間主上御作法、先召舍人事、只如内辨云々、出音令呼給、實不違内辨作法、面承聖訓、恐悅難謝、又仰中臣之詞有不審等、同雖尋申、不令逢群行給之間、被仰不分明之由、延久後三條院御記、天治故殿雖注預給、猶有疑事等、雖有一見之志、不能申出里亭、仍内裏歟、院御所歟之間、被取出哉之由、乍恐申之、仰云、召出可進内裏、

參上可一見云々、恐悅之思甚切、小時起御前、於公卿座邊、招定長仰付條々事了、十五日、癸丑、定長告送云、後三條院御記、明日可持參内裏云々、巳刻可參内之由答了、十六日、甲寅、定長來云、御記所持參也、只今可參内早可參儲之由仰了、相續余改着直衣、相伴内府參内、定長持參蒔繪小手宮一合、余於鬼間披之、合目錄持參御前、引見群行之間事、當時事許書取了、如本調入、召定長返給、定長云、去夜院御所竊盜罷入、此御記雖開蓋、不取納物、不可說事也云々、仍更又被令見、定長返入之後、余付封、定長歸參了、件御記草子廿帖書寫本也、目錄一卷被相副、範兼筆也、余所不審之仰中臣之詞、御記假名不被付之間、不能散蒙、然而他不審等、多以決了、爲悅不少、其由奏聞了、即余退出、十七日、乙卯、裝束使辨基親、大夫史廣房等參上、申正廳御裝束之間條々、付後三條院御記、決事等定仰了云々、

と見えたるが如く、この御記によりて、疑問を解決せし事尠からざりしなり。この御本は、内裏か、院御所かに取り出され、且つ範兼の副へたる目錄一卷ありしを見れば、勝光明院寶藏の新寫なる事は推知するを得べし。この後建久六年二月にも、兼實の子良經、伊勢公卿勅使を奉仕すべきにより、この御記と、後朱雀院御記とを取出し、宮中にて抄録せし事、殿記に見えたるも、同じ御本なるべし、後朱雀院御記の例によれば、この御記も、いつの程にか、宮中に一本を備へら

れしなり。こは別に一本を書寫せしめられしものか、この御本を取り出されしものか、明ならねど、後深草天皇以來は、持明院の御一流にて、これを相傳あらせられしが如し。元亨四年、花園上皇、この御記を讀了し給ひし事、花園院御記に見えたるは、この御本なるべし。其後、これを伏見殿に傳へられしが、稱光天皇の御代、伏見宮貞成親王、之を後小松上皇に進獻せられしなり。

看聞御記に、應永卅二年九月廿日、兩社行幸記錄、八幡賀茂部類記二卷、延久御記平手宮一合仙洞へ進之、付永基朝臣有勅報、御記殊御悅喜也、

と見えたるにて知られたり、また勝光明院寶藏に納められたる宸筆の御本はいかになりしにか。後醍醐天皇の御代、群盜同寶藏に亂入せしかば、檢知の爲に、寶藏の御物を後宇多法皇の御所常盤井殿に渡されし事、東寶記に見えれば、其ま、宮中に取り置れたるにや。後には後朱雀院御記の宸筆の正本と共に、南朝の小倉宮持ち傳へ給へりしを、後花園天皇の御代、小倉宮之を將軍足利義教に賜ひ、義教之を天皇に獻じ、數年の間、宮中に置かれしが、更に伏見殿に預け給ひて、藏光庵文庫に納められし事、看聞御記に見えたり。其後は、この宸筆の正本のみならず、後小松上皇に進獻せられたる御本もまた、ものに見えざれば、終に佚亡せしものなるべく、其他世に傳はりたらん寫本も、はやく亡びたるにや、今は世に聞えずなれり。

後三條院御記類聚

御記を年中行事、臨時、神事、佛事等に分類せしものなり、二十卷にて、目錄一卷あり。白河法皇の仰によりて、藤原忠實の分類せしものなり。法皇御手を放さず、深く秘藏し給ひしが、後之を堀河天皇に參らせ給へり。中外抄に、仁平元年七月六日、祇候御前、高陽院土御門御所左大臣殿令參給、御物語之次、仰云、白河院、先年に後三條院御記を我に下給、仰云、可部類也、一本可書進、仍□□にして、如仰書進了、帝王事は、件御記委見えたり。中にも、解齋齋事委見えたり、除目叙位事は少々僻事あり。其由故院に申了、一本書取□□思しかども、無便かりしかば、不書寫、是依有恐也。

中右記に、康和四年十月廿三日、早且參入院、頃而召御前、申昨日仰旨、一々承了者。○中又院令申給事、中畧今日吉日也、後三條院御記可持參、年來早雖可進覽、依爲我身秘書、不放手、但後朱雀院御記、故院不給我、是定吉例也、依彼例思出、于今遲遲之由可申者、此記ハ類聚也、合廿卷、入塗手宮一合、附御封、二十卷外目錄一卷、年中行事四卷、臨時九卷、神事二卷、時從院參内、路間入車、入夜參御前、且奉御記、且申御返事、卷佛事五卷、至本朝者類聚院類、申時從院參内、路間入車、入夜參御前、且奉御記、且申御返事、とあり。吉記治承五年三月十二日の條に、左府命、逢凶事僧尤可憚、長日御祈可結願、除目際事不一二、後三條御記十六卷也」とあるは、此類聚せるものにして、卷十六は佛事五卷の中なるべし。

後二代御記

後朱雀、後三條二代の御日記を併せたる稱にて、玉葉に見えたり。延喜天曆御記を二代御記と稱したるに對

して、後の字をそへたるものなり。

禁祕記抄

禁中に於ける諸公事を記し給へる御抄なり。

本朝書籍目錄に、禁祕記抄一卷、後三條院御抄諸公事

と見え、柳原紀光の

閑窓自語にも、禁祕記御抄は、後三條院勅撰なり、兼宣公記、及びふるき目錄などにもたしかに見ゆ、應永の頃までは、御府にありしよし、兼宣公記せり。今は傳はらざるにや聞も及ばず、と記せり。されど、世に傳はれる兼宣公記には、この御抄の名見えず、他書にも徴すべきものあらず。但し

園大曆觀應二年十二月廿六日條に、四方拜條々、

一御裝束事、行事藏人任例可申沙汰候歟、説々雖有不同事、延久御抄可爲正説、

と見え、江次第抄正月供御藥條にも、延久御抄と記し、玉藥承久二年十二月十日の條に、後三條院御次第とあるは、この御抄なるべく、貫首祕抄などに見えたる後三條院年中行事もまた、この御抄

と同じきものならんか。そは後醍醐天皇の建武年中行事をば、御秘抄とも、先皇御沙汰御抄とも、後醍醐院御抄とも、後醍醐院御次第とも稱したる類にて、もとは定まりたる題號もなければ、此の如く、さまざまに稱へたるものなるべし。其中にても、最も書名の聞えたるは、禁秘記抄と、年中行事となり。殊に年中行事は、玉葉に延久聖主御製年中行事と記し、花園院御記、江次第抄には、延久年中行事と記せり。なほ、藏人頭藤俊憲の

貫首秘抄に、後三條院年中行事一卷、在院、又自院被^{内成カ}献内の御作法、大都年中行事不過此記也、若有被尋仰事、有不審者、見件御書歟之由可奏啓也、予度々給件御書、註出折紙奏覽、

と見えたり。院は後白河上皇、内は二條天皇をさし奉れり。これによれば、この御抄をば、後白河上皇御秘藏あらせられしが、二條天皇に參らせ給ひしなり。「内ノ御作法、大都年中行事不過此記也」とあれば、宮中に於ける年中恒例の御儀のみならず、日日の御行事御作法等までも詳に記させ給ひしさまを拜察すべきなり。禁秘記抄の書名も、これに基きて後人のとなへしものならんか。其後この御本は、内裏火災のをりなどに焼失せしものによ。順徳天皇の御代に至りて、新に書寫せしめられたりと見えて、左大臣藤原道家に勅して、題銘を書せしめて、之を校合せしめられたり。即ち、

玉葉に、承久二年四月廿四日、昨日自内裏下給之延久聖主御製作年中行事銘依仰書之、能々加校合令返上之、御使信定朝臣資頼朝臣示送之、と見えたり。同年十二月、道家、この御抄によりて、官奏の疑義を質し、この後、花園院御記、園大曆、江次第等の書にも、四方拜以下の儀をば、この御抄を参照せられし事見えて、公事儀式の寶典とせられしが、室町時代以後亡佚せしものなるべし。

白河天皇

白河院御記

御日記なり。今世に傳はらず、

兼香公記に、元文二年九月八日、癸巳、晴、午刻參内、依召參御前。略中

此日書付一紙云、

御記、主上者白河院也

延久五例幣也、此度諒闇依思大祖神慮、當日已前三ケ日、敬而近臣之外不見他人云々。

右自靈元院、内々拜借之書籍之内爾有之也、仍不可有他見之由言上畢、

白河天皇

と見えたり。靈元院内々拜借の御本は、いかなるものなるか詳ならず。

白河院御次第

年中行事などの朝儀を記させ給ひしもの、如し。

台記に、永治元年正月廿六日、去叙位、師能稱叙位無召仰不仰之、昨日於宇治申禪閣、仰云、有事理、但先例不分明、取出除書文書可引見者、仍每通引見、免故白川院御次第除書注、召仰事、叙位不被注、以此旨又申候者、以之思之、叙位無召仰明、見えたるのみにして、卷數等詳ならず、但し、

中右記に、嘉保二年十月九日、辛未、參院、六條殿仰云、暫可祇候、時刻推遷召御前、北邊方見參之次奉仰事、又令申内御事、御浴殿事、御慎事、前日所奉之日記中官奏之處、聊有僻事、暫返給て、相直て追て可奉、略中事等也、十日、終日候御前、昨日從院令申給事、一々奏聞、十一日、早旦、從内欲退出間、先參御前申此旨、令申院御返事御、又彼日記官奏卷可持參者、給御書退出、略中則參入六條殿、申此旨、雖御物忌、近召御前、子細奉仰旨、明旦可參入由奉仰了、退出歸家、主上被仰下云、近代禁中作法年中行事二卷、注載子細從院所下給也、依秘書全不他聞、而下卷

之中、官奏之處、覽黃勘文間、頗有不得心事、前日行幸院之次、面申此旨也、仍件處可相直由有仰事也者、予已爲秘事御使、可恐可喜歟、十二日、依昨日仰早旦參院、御物忌也近召御前、被仰云、昨日之日記官奏之所、勅難未知何處、汝相具此記參内、被仰事慥書別紙可持來者、凡此記之中、若又又有僻者、必可被告仰者、略中則馳參内、召御前從院令申給事、一々奏達之處、仰云、先日記之中ニ、官奏之所ニ、主上一々覽文者、頗非子細、前關白前日ニ教官奏云、先官奏の文、取勘文て覽之後可御覽諸國之文也者、然者、次第如此、而省略之文甚非本意、凡此書ハ、臣下之禮法ハ省略志、主上之御作法可子細也者、又同裏書之所ニ有僻文字、以結字被書給字也、略中則歸參院、又召御前、從内命申事一々奏達、又被仰云、官奏之事、前關白の申旨可書入此日記也、汝必可書入也、僻字相直了、又主上御作法、子細ニ被書事尤可然也、略中又參内、此旨一々奏、仰云、官奏之事心閑ニ汝可書入者、

と見えたる、近代禁中作法年中行事二卷は、この御次第と同書ならんか。この年中行事には、専ら主上の御作法を詳に注載せられ、特に法皇より、堀河天皇に參らせ給ひ、天皇は「依秘書全不他聞」と仰せられ、下卷の中官奏の條項に誤謬あるを發見し給ひて、訂正せられしものなれば、御撰の明文こそなけれ、臣下に勅して、撰ばしめられしものにあらず、法皇の御自撰なる事は推

定せらるべし。もしこれを御自撰とする時は、この御次第も、年中行事の如きものなれば、同一のものにして、禁秘記抄、建武年中行事などに、後人が、種々の書名を附したるが如く、白川院御次第は、かりそめに稱へし書名なるべく思考せらるゝなり。また靈巖夜話に、後白河帝の宸翰と稱して、相州金澤學校に傳へたるものに、帝王の御作法をかゝせ給ひしものありしを、將軍徳川家光勅を奉じて、之を朝廷に献上せしめし事見えたり。中右記に近代禁中作法といひ、主上御作法と記せるにあへば、後白河帝とあるは白河帝の誤にて、此御抄の事なるが如し。但し他に徴すべきものもなければ、其傳ふる所強にうけられねど、また参考とすべきなり。

堀河天皇

堀河院御記

御日記なるべけれど、たい、

江記、天仁元年十一月廿二日悠記節會の條に、次陪膳取五箸入御箸宮、更殘一箸立殘御飯、次天皇稱唯、此兩宮、先皇御記所注云々、

とあるのみ、天仁は、鳥羽天皇の御代なれば、先皇の堀河天皇の御事なるは明なり。されどこの

御記の事は、他に参照すべきものなし。

堀河院御譜

笛の御譜なり。今傳はらず、

續教訓抄に、堀河院被仰云、吹手及び事口は、正清比類なし、仍付正清了、笛詞次に至ては、正清異之、仍付基政了、如此兩人の説を取捨して、御譜を造らしめ御て、後白河院より、管絃者にあらず候へども、かゝる物をこそ持ちて候へとて、貞保親王六卷の笛譜を進せしめ御、○中略堀河院是を披見し御すに、皇帝説其首尾御自作の譜に叶云々、正清吹手基政詞次を取捨せしめ御す譜也、
と見え、體源抄に、この御譜をば、天下被用古譜の中に入れたり。

鳥羽天皇

日記抄

鳥羽天皇

後朱雀、後三條、二代の御記、及び資房、爲房等の日記を抄録し給へるものにて、四卷あり。この御抄の事は、はやく通憲入道藏書目録にも、日記抄四帖とのせ、また、

玉葉に、治承三年七月廿三日、返奉日記抄於關白、件日記抄者、鳥羽院御自抄也、立甲乙丙丁被抄之、甲資房記、乙土右記、丙同丁爲房記、但委見之、乙端許土右記也、其奥、並丙端後朱雀院御記也、丙奥又後三條院御記也、

と見えたり。天皇の古き日記どもを涉獵し給ひし事は、台記久安三年六月の條に、「法皇好見古記、明我朝舊事」と見えたり。この日記抄も亦、古き日記どもを覽給ひしついでに、御みづから抄録し給ひしものなるべし。

崇徳天皇

御夢想記

御夢想ありし事を記させ給ひし御記なり。

保元物語に、其日新院の中御門東洞院御所に建てられたる文庫どもを、出納知兼を以て檢知せらる、或文庫の中に、手箱一合あり、御封を附けられて、御秘藏と覺えたり、依て知兼是をも

ちて參内す、御叙覽あるに、御夢想の記なり、其中に、度々重祚の告あり、其度ごとに御立願あり、總して甚深奇異の事ども註し置かせ給へり、と見えたり。蓋し圓珍明惠の夢の記の如きものなるべし。

崇徳院御百首

久安六年、中納言藤原公能、參議藤原教長等二十三人と共によませ給へる御百首の御製和歌なり。

群書類從に收めたり。部立、及び御歌の數は、

春二十首 夏十首 秋二十首 冬十首 戀二十首 神祇二首 慶賀二首 釋教五首 無常二首 離別一首
羈旅五首 物名二首 長歌一首

にて、卷の始に、「久安六年第二度、初度者題堀河百首同之」と記せり。寫本には、近衛天皇康治の頃、御題を下され、久安六年に至り、公能以下詠進し、仁平三年暮秋の頃、勅命によりて、藤原俊成これを部類せしこと見え、同本藤原定家の奥書には、俊成奏覽の後、隆季の歌切入るべきよし仰せられて、之を返し給ひしが、保元の亂によりて、奏覽する能はず、其まゝになりたるよし見えたり。

此外、住吉の社に奉らせ給へる御百首ありて、風雅和歌集春部に二首を載せ、また今撰和歌集に、崇徳院御百首として擧げたるものの中、春一首、秋一首、戀一首は、この久安六年御百首にも見えざるものゝみなれば、此外にも、百首の御製ありしものと見えたり。

後白河天皇

梁塵秘抄

神樂、催馬樂、風俗、今様、早歌、田歌等の事をかゝせ給ひし御抄にて、本朝書籍目録に「梁塵秘抄二十卷、後白河院勅撰」とあり。なほこの御抄の事は、

右記に、禁裏節會、或風俗、催馬樂、今様等、政令其一也、略所謂神樂者、神世之妙曲、人代之節歌也、近有後白河院御相傳、頗衆鳥之風、群獸之麟云々、然聞、以君之所傳道、興臣欲絶家御、則梁塵秘抄有其事、彼抄御製作云々、

と記され、順徳天皇の八雲御抄にも、「後白河院の梁塵秘抄といふものに、今様の上手のやうをかかせ給へる」と見え、徒然草に、「梁塵秘抄の郢曲の言葉こそ、またあはれなる事は多かめれ」といへるにて、其さまを推測すべし。また文永中、文机房隆圓の撰びたる文机談に、この御抄をば、

御手宮に納れられて、六條殿なる御文庫に納められたるよし記せり。六條殿は、法皇の御所にて、後鳥羽天皇文治四年以來、屢火災ありしかば、宸筆の正本は、いつしか焼失せしものなるべし。されど、梁塵秘抄口傳集奥書によれば、法皇御在世の頃より、藤原師長は、一本を寫して之を所藏し、八雲御抄、徒然草にもこの御抄を引かれたるを見れば、他にも傳寫せるものありしなり。其後、この御抄の事聞えしところなく、元祿の頃、今井似閑之を搜索せしこと、その手翰に見えたれど、終に一覽するを得ざりしにや。其著萬葉緯に之を引かざりしなり。橘經亮の橘窓自語には、伏見宮家に傳へられたる世になき梁塵秘抄の謠物の部に、催馬樂の事見えたるよしを記し、山田以文は、梁塵秘抄口傳集二十卷を見たるよしを同書卷十の卷頭に記せり。此くの如く、近代までは、傳本ありしかど、今は殆ど散逸して、梁塵秘抄口傳集卷十を群書類從に收めたるもののみなりき。さるを、近年卷一卷二、及び梁塵秘抄口傳集卷一世に出でたり。卷一は殘闕にして、口傳集卷一は卷首僅かばかりの書拔なれど、卷二は、甲乙二卷にして、完備せり。まづ梁塵秘抄の部目は

- 卷一 長歌十首 古柳三十四首 今様二百六十五首 春十三首 夏七首 秋十五首 冬九首
- 四季八首 二季八首 祝八首 月九首 戀十四首 思十二首 怨二十首 別四首 別四首 雜上七十六首 雜下六十二首

と巻首に記載されたれど、今傳はれるは、長歌十首、古柳二首、今様十首のみにて、他は之を省略せり。次に

- 卷二甲 法文歌二百二十首 佛歌二十四首 華嚴經一首 阿含經二首 方等經二首
- 般若經三首 無量義經一首 普賢經一首 法華經二十八品百十五首 懺法歌一首
- 涅槃歌三首 極樂歌六首 僧歌十首 雜法文五十首
- 同 乙 四句神歌百七十首 二句神歌百八十首

と巻首に記したり。されど、甲の中、般若經四首、法華經二十八品百十五首、雜法文五十一首あり。また四句神歌は、實數二百四首、二句神歌は、百二十二首あり。梁塵秘抄一二の兩卷は、いづれも奥書もなく、御撰なるよしの明文は見えずれど、長歌、古柳、法文歌、神歌等、歌曲の名稱は、古書に散見し、且つ所收の歌謠には、枕草子、榮華物語、今鏡、源平盛衰記以下の諸書に載せるものはあれども、鎌倉時代に關するものなく、歌謠の上に現れたる事物も、平安時代のものとして疑はしきものなければ、御撰の梁塵秘抄としても不可なかるべし。次に、梁塵秘抄口傳集卷一には、神樂、催馬樂、風俗、今様の起原を記し、下文は、省略したれば詳ならず。同書卷十は、卷の始に、

神樂、催馬樂、風俗、今様の事のおこりより初めて、沙羅林、只の今様、片歌、早歌うたふべきやう、初唄、大曲、足柄、長歌を始として、やうく聲かはるやうの歌、田歌に至るまで記しをはりぬ。かやうの事、一樣ならねば、後にぞすること多からむか、それをしらす、故事をしるし終りて、九卷は撰び終りぬ、よむ歌には、髓腦打聞などいひて、多くありげなり、今様には、未ださる事なければ、俊頼が髓腦をまねびて、是を撰ぶところなり、と記され、卷尾に、

大方詩を作り、和歌をよみ、手をかくともがらは、かきとめつれば、末の世までもつくる事なし、此わざの悲しき事は、我身かくれぬる後、とまる事のなきなり、其故に、なからんあとに、人見よとて、未だ世になき今様の口傳をつくりおく所なり、

と見えたるによれば、口傳集十卷は、和歌の髓腦にならひて、今様の口傳を記されたるものなり。この書、御撰なるよしは明記せざれど、内容を檢するに、卷十の中、永曆元年十月十七日、仁安四年正月九日、熊野御參詣、承安四年三月十六日の嚴島御參詣、治承二年九月廿日、石清水御參籠等の記事あり。兵範記、百練抄、北院御室日次記によれば、いづれも法皇の御動作を記されしものにて、其さま他人の筆づかひにあらず、安藝の嚴島へ建春門院に相ぐして參る事あり、彌生

の十六日京を出で、同し廿六日参りつけり」我八幡に参りて、十ヶ日籠りて、千部經を始めて讀みしに、略治承二年九月廿四日の事なるべし、などある類にて、御自撰なる事は推測すべきなり。なほ遊女乙前、源資賢に今様を受けさせ給ひ、資賢の子資時に今様以下を御傳授ありし記事の如きも、禁祕御抄、郢曲相承次第に見えたれば、これによりても、御自撰なる事を證するに足れり。資時に傳へ給ひしは、治承二年なるよし見え、嚴島御幸は、同年九月なれば此御抄は治承二年以後の御撰なるべし。卷始に、「其かみ十餘の時より、今様を好みて怠る事なし」と見え、次に「凡今様を好む事四十餘年の功を致す」と記させ給ひ、終に「我身五十餘年をすごし」とあるは、治承二年に寶算五十三大治二年御降誕にならせ給へば、之に符合せり。但し、始に「此の如く好みて、六十の春秋を過しにき」と記されたるは、五十餘年とあるにあはねば、六十は五十の誤寫にてもあらんか。或は既に五十歳をこえさせ給ひて、六十歳にも近き御齡におはしませば、かく記させ給ひつるにか。また卷十の奥書に、「嘉應元年三月中旬の頃、これ等を記しをはりぬ、やうく撰びしかば、初めけん程はおぼえず」とあるに、それより後なる承安四年、嚴島御幸以下の記事とあはず、さるはいかなる故か。この御奥書によるに、御抄は、漸次に書きつがせ給ひしもの、如く推考せらるれば、この奥書も、もといづれかの卷に副へ給ひしが、まぎれて卷十の終

に入りしものならんか。かゝれば、此口傳集も、其内容に就いては、御撰とするに、殆ど疑ふべきふしもなく、且つ文章用語等によりて考ふるも、臣下の手になりしものならぬ事は明なり。

此の如く、梁塵祕抄、及び同口傳集は、並に御撰なれども、書名もかはり、體裁も同じからず、兩書とも卷一のあるを見れば、全く別種のものなるが如し。且つ八雲御抄以下の書に引かれたるものは、いづれも梁塵祕抄のみにて、未だ口傳集の三字を添へたるものあるを見ず、されど、梁塵祕抄卷一二は、歌謠の集にして、徒然草の文と符合し、口傳集は、神樂、催馬樂、今様等歌謠に就いての考説口傳等を記されたるものにして、右記、八雲御抄などに引かれたる梁塵祕抄のさまと一致したれば、もとは、同一のものなる事は疑なかるべし。然るに書名の二種にわかれしは、始め二十卷全部を梁塵祕抄と稱へしが、歌謠の集と區別するため、後人が、卷末に「なからんあとに、人見よとて、未だ世になき今様の口傳をつくり置くところなり」とあるによりて、殊更に、口傳集の三字を附し、卷數を改めしものなるべし。

さて、此御抄二十卷の中、世に傳はりしは、梁塵祕抄卷一、卷二、及び口傳集卷一、卷十の四卷の外、夫木和歌抄に、梁塵祕抄として、今様一首を引きたるのみなりき。この四卷の傳來に就ては、まづ、梁塵祕抄卷一、及び口傳集卷一は、綾小路子爵家に傳へしものにて、室町時代末期

頃の寫なり。次に卷二は、予の藏本なりしが、曩の日、學友佐佐木信綱氏に贈りぬ。こは奥書に、此一帖不慮相傳秘本也、

正 韵 花 押

右一冊、以寂蓮手跡徹書記門弟正韵奥書判形有之本、書寫畢、と見えて、卷頭に、「越後國頸城郡高田室直助平千壽所藏」及び「邨岡氏印」とある印を踏せり。室直助は、本居の門人にて、邨岡氏は、村岡良弼氏なるべし。これによれば、もと寂蓮の手寫せるものといへる本あり。これによりて、正徹の門人なる正韵の寫したるものを、何人が騰寫したるものなり。轉寫の年代古からざれば、室直助の手寫したるものか。予の藏本となりしは、明治四十四年の秋にて、翌大正元年、綾小路子爵家藏本卷一、及び口傳集卷一の零本と共に、佐佐木信綱氏之を刊行せり。次に口傳集卷十は、

奥書に、此本、妙音院入道殿御本歟、而法性寺禪定殿下御邊、年來御日記に相具して被取置之由傳承者也、而二條中將經定預置之間、彼羽林依爲雜曲之弟子、密々借寄て書寫之也、

寛元四年八月廿一日送給之、同廿二日書寫之、此草子、自入道中納言經資遺跡所尋取也、

康暦元年長月十七日書了、此奥之御奥書者、伏見院宸筆也、御所御本、自當家文書出之間、當道

雖不相應、例因縁以老眼書之、頗以枝葉歟、

花 押

と見えたり。妙音院入道は、左大臣賴長の子師長にて、法性寺禪定殿下は、九條兼實、二條中將經定は、水無瀬親定の子なり。入道中納言經資は、郢曲の家なる綾小路有資の子にて、經定の師なり。寛元の奥書は、有資にて、「此草子云々」の文は、伏見上皇の宸翰を染めさせ給ひしものなるべく、康暦の奥書は、伏見宮榮仁親王のかゝせ給ひしものなり。是等の奥書によれば、もと師長の所藏なりしが、兼實の手に移りて、子孫に傳へしを、二條經定保管せしものなり。さるを師長の縁によりて、經定密に綾小路有資に謄寫を聴したりしが、有資の子經資歿するに及び、是を伏見上皇に獻じ、之によりて、榮仁親王親寫あらせられしものなるべし。もと、師長の所藏たりしは、師長今様の御弟子たる縁によれり。また梁塵秘抄口傳集は、一卷、及び十卷の外に、卷十一より卷十四まで四卷あり。十一は、群書類從に收めたる郢曲抄と同書なり。この四卷は、其内容によりて考ふるに、御撰のものにあらず、後人が歌謠に關する他の書を以て、この口傳集の次にそへて、卷數を附したるものか詳ならず。

二條 天皇

二條院御百首

百首の御製和歌にて、殿上人と共によませ給へるものなり。

千載和歌集、冬の部に、うへのをのことも百首の歌奉りける時、雪の歌とよませ給うける、

二條院御製

雪つもる嶺にふりきや渡るらん越のみ空にまよふ白雲

と見え、續詞花和歌集秋に二首、今撰和歌集に春一首、秋一首、冬一首、雜一首、萬代和歌集に、春一首、夏一首、冬一首をのせたり。

後鳥羽天皇

後鳥羽院御記

御日記なり。看聞日記、御記惣目録には、林鳥御記と記せり。

伏見殿御記目録に、建保御記一卷、自正月一日、至二月四日、一卷自二月五日、至五月二日、一卷自三月二十六日、至五月二十五日、以上三卷

とあるは、この御記なるべけれど、其年紀詳ならず。また記録便覧に、「後鳥羽院宸記、一云建保御記、建保二四、同三、同四四、同五」と見え、史籍年表、家記書目備考には、林鳥御記、後鳥羽

院御記として、文治元年の條に載せ、後鳥羽院宸記として、建保二四、同四四、の條に掲げたり。

されど、文治元年は、天皇の未だ六歳の程におはしませば、其誤りなる事はいふをまたす。この御記大部分亡佚して、今世に傳はれるは、左の三卷なり。

建保二年四月御記

一卷

歷代殘闕日記、及び改定史籍集覽に收めたり。

建曆二年三月白節會御習禮御記

一卷

柳原伯爵藏本なり。奥書なけれど、蓋し次の供神膳御記の如く、古くより別本となりしものなるべし。

建曆二年十二月供神膳御記

一卷

家藏本なり。

奥書に、永仁六年十一月書寫、自法皇所給也、後鳥羽院御記被書寫、

永仁六年十月廿七日書寫之、法皇宸筆也、後鳥羽院御記書留云云、依爲供神膳最要、書留之、とあり。こは、伏見天皇の御奥書にて、文中の法皇は、後深草法皇をさし給へり。後深草法皇宸翰をそめ給ひて、伏見天皇に參らせ給ひしを、天皇もまた、特に一本を寫させ給ひしが如

後鳥羽天皇

六九

し。そもこの御記を抄録せられたるは、後深草法皇なりや、否や詳ならねど、其古きものなる事は推知するを得べし。

この外、看聞日記、御神樂雜記、建武年中行事裏書、西三條裝束抄、磐城志料等に御記の文を引けるものあり。世に傳はれる三卷の御記と併せて、其年記を考ふるに、建曆^{二三}、建保^{二五}、三^四、^五、あり。但し史籍年表、記録年表に掲げたる建保二年十月、同四年四月の御記は、未だ其典據を詳にせずと雖も、建保四年四月の御記は、往々二年四月の御記を謬りたるものあれば、蓋し其表題にのみなづみて、内容をば、考究せしものにあらざるべし。

この御記は、供神膳御記の奥書、及び伏見殿御記目錄によれば、後深草天皇の御子孫なる持明院の御嫡流に傳へられたる御本ありしが、花園院御記の文(順徳院御記の條參照)によれば、龜山天皇の御末なる大覺寺の御一流にても、別に一本を御相傳あらせられしなり。然るに、今は持明院に傳へられたる供神膳御記の外、前掲の二卷のみにて、其他のきざえざるは、惜むべきなり。

世俗深淺秘抄

朝儀、其他の作法故實に關する事どもをかよせ給ひし御抄にて、上下二卷あり。上卷は百四十七

條、下卷は百三十八條ありて、末に菩提院入道關白説をそへられたり。菩提院入道關白は、松殿基房にて、其下に建曆二年とあり。部類順序もなければ、思ひよらせ給ひし事ども、かつく記させ給ひしものなるべし。群書類從に收めて、野宮定基の奥書あり。

此御抄は野宮定基元祿七年の奥書に、「凡此抄、未知其記者」と記したれど、古へより、菩提院基房の著と言ひ傳へたるものあり。近代に至りては、衣笠内大臣家良の著なりといひ、また一條禪閣兼良の撰なりといふ説あり。今これらの諸説を列ねて、後、御撰なる理由を考證すべし。

一 菩提院基房の著なりといふは、關白近衛道嗣の日記に見えたり。即ち

愚管記に、應安六年二月一日、癸酉、自帥大納言許、借賜抄物二卷、蓋伏見殿御本云々、其名淺深秘抄云々。是菩提院禪閣之説云々、

帥大納言は三條實音なり。この記事簡短なれど、記者道嗣は、此時實音より伏見殿の御本を借りて、初めて一覽せしが如きさまなれば、菩提院禪閣の著とせるは、道嗣の考説にはあらで、實音より聞けるまゝを記したるものなるべし。されど、本書の内容に就て考ふるに、基房の著ならぬ明證あり。即ち、

上卷三十七條に、臨時祭壁下座、參議自後着之也、此事多自前著由人々執之、然而猶可自後著

之、菩提院入道同申此旨也。

と見えたり。もし基房の自著ならば、「菩提院入道同申此旨也」などの文はあるべくもあらず。蓋し巻尾に、基房の説を附して、「菩提院入道説々」と記されたるによりて、誤りたるものならんか。

二 衣笠内大臣家良が、菩提院基房の説を記せるものなりとしたるは、安齋隨筆に、淺深祕抄、嘉樹云、衣笠内大臣家良の菩提院の説を記せり。

菩提院禪閣基房公御記にて、衣笠内大臣家良公御筆作、河海抄には、衣笠内府雜抄とあり、右滋野井家御記松陰拾葉に御抄出あり、橘嘉樹説あり、

と見えたり。蓋し滋野井公麗の松陰拾葉によりて、大塚嘉樹が祖述せるものなるべけれど、已に伊勢貞丈は、之を難じて、「或曰衣笠内大臣家良公記、是亦非也」といへり。尙上に論じたるが如く、基房の著作にあらざる事明なれば、家良が基房の説を記したりとの説は然るべからず。また河海抄に、衣笠内府雜抄にありといへど、未だ河海抄よりかゝる書名を見出せず、且つ本書の中、家良に關係あるべきものもなく、其著作とすべき確證も見えざれば、信じ難し。

三 一條禪閣兼良の著としたるは、西村兼文にて、其よし續群書一覽に見えたり。されど、兼良は愚管記の記者、近衛道嗣より後の人なれば、其誤謬なるは論なきなり。こは野宮定基の奥書に、

「以桃華閣下御本寫之」とあるによりて誤りしものなるべく、桃華閣下は、兼良なるが故なり。

四 此の如く、諸説いづれもたしかなる根據なかりしが、其御撰としたるは、野宮定基、速水房常、藤貞幹等なり。まづ

寫本奥書に、伊庭種季曰、定基卿其後御直之仰曰、此書者、後鳥羽上皇御述作也、

とあり。野宮定基は、元祿七年の奥書に、「此抄未知其記者」と記したりしが、後ち考究して、御撰と定めしものなり。次に速水房常は、速水見聞私記に、「愚案、淺深祕抄は、後鳥羽院御製歟と存之」と記し、藤貞幹も、國朝目に、後鳥羽院御撰と記せり。されど定基以下は、いかなる徵證によりて、かく推定したるものにか。いづれも、其證を擧げざれば詳ならず。伊勢貞丈は、之をも難して、松岡本奥書に、或書、野宮中納言定基卿、世俗淺祕抄者、後鳥羽院作歟と存候と云、非也、

安永二年癸巳四月廿八日

伊勢平藏貞丈

といへり。其否定すべき理由を明記せざれば明ならざれども、本書の内容に就いて考ふるに、御撰とすべき明徴二三あるのみならず。他の典籍を参照して、それと推定するを得べき證據もまた、二三あり。

まづ上に引きたる下卷三十七條に、「菩提院入道同申此旨也」とありて、菩提院基房は、前攝政に

て、其地位最も高き人なるに、之に對して憚るところなきさまなるは、以てたゞ人ならぬを證するに足れり。また

上卷三十六條に、上皇可然時着座寢殿時、若中間甞入内者、大臣以下可令平伏、先例如此、但猶可令蹲居歟、平伏大禮之儀也、院中之法、諸事異公事法、猶蹲居可有其謂、况又殊於近人者可令蹲居也、未代定无存此儀程人歟、

同五十九條に、無品親王袍色、薄黃與淺黃也、是先賢異儀區々也、或文紫云々、倩案此事、猶可爲薄黃、但聊可有青氣、行成卿記猶注黃色之由、就件記、猶執淺黃由輩、中古多之、然而爲黃色也、攝籙董記多注淺黃由云々、

とあるなども、臣下の筆つきならぬを見るべし。殊に、

上卷百四十七條に、上皇相具一員參神社時、有着染下襲事、非尋常事、即余日吉參時着之、蘇枋浮織物也、裏濃文龜甲ノ中菊花也、先規不分明、然有所存、或曰、以僻了見所着歟云々、不然有子細耳、此事刷日、必可着二倍織物下襲也、仍度々用之、

とある、「上皇相具一員參神社時」即余日吉參時」の文によりて、上皇の御撰なる事益明瞭となれり。なほ、

花園院御記に、元弘二年十一月十五日節會之時、今日主基御帳、任後鳥羽院御說、東机置劔璽云云、出御之路同經東方云々、是兩ヶ後鳥羽院祕說之由、見御記之故也略○下

裏書に、後鳥羽院御記云、東面北面之時、雖何所、御劔可置右方、南面西面之時可置左、是以御劔必置枕上之故、雖何所不可置西北方云々、此事古賢猶不辨之由見御記、仍今度御撰並主基節會被用此儀了、

とありて、後伏見院御記延慶二年十月廿一日の條には、之を後鳥羽院仰として記させ給へり。こは、

上卷二十三條に、總置劔様、上下皆同、次將置御劔於大床子様、若御座甞置次第、皆同様也、不知此首尾、稱先例由令失也、南面西面甞御座時置左方、東面ナラバ、及南外方也柄南也、西面之時可知、是置様東面北面御座時置右方、東面ナラバ、及南外方也柄西也、北面以是可知、是祕藏事也、先賢作法甚違此說、然而以此說可爲最上說者也、

と見えたと其趣同じければ、また以て御撰の一證とすべきなり。但し、これは、花園院御記元弘二年十月の條にも引き給ひて、「建曆實氏公、以院御說如此置之」と記され、いづれも、御記とありして御抄と記さず、且この御抄と同文ならねば、こは御日記なるにや。また一條禪閣兼良の

桃華藥葉に、或抄云、エヒ染、經赤緯紫也、薄色綾指貫、着事、大概二十以後可然歟、禁色、

殿上人着紫浮文指貫人モ、朝夕夙夜近習輩、内々用固織物並綾、无憚之由、見後鳥羽院御抄、
とあるは、即ち本書、

下卷九條に、着禁色殿上人至十八九、着紫指貫皆浮織物也、但朝夕夙夜人々、内々着固織物並
綾無憚、着薄色後无妨、着薄色程、无定事、尋常二十許歟、可依其人體歟、

と見えたる文を引載したるものにて、之を後鳥羽院御抄と記せり。以て一條兼良も、之を御撰と
定めたることを推知すべきなり。

此御抄を撰ばせ給ひしは、いつの頃か詳ならねど、本文によれば、御讓位以後なりし事は明なり。
また花園院御記に、御劔の置様の御説を建曆とし、卷尾に附せられたる菩提院基房の説にも、建
曆二年と記され、且つ建曆元年三月廿一日節會の習禮、五月一日旬習禮、七月廿日公事堅義、九
月二日大嘗會習禮、同廿四日大臣大饗習禮、廿五日大嘗會論義、同二年三月十二日臨時祭習禮、
同廿四日白馬節會習禮を行はれし事、玉藥、明月記、皇帝紀抄等に見えて、建曆中殊に朝儀に叡慮
をそよがせ給ひしかば、其頃の御撰なる事疑なかるべし。かくの如く御讓位以後に撰ばせ給ひし
ものなれば、特に院中に於ける事ども多く記し給ひしが、また禁中の御作法、及び大臣以下、文
武の官人の儀式をも、何くれに就いて、故實舊慣など、ねむごろに示し給へり。殊に寛平、延喜、

天曆、延久四朝の、御記を始め、貞觀延喜の二式、及び貞信公、九條右大臣記、小野宮記、行成
卿記、資房卿記、京極關白記、爲房卿記、師時記、宗能公記等、諸家の記録を參照し給ひて、舊儀
慣例にそむきたるもの、亂れたるものなどをば、一々摘舉し給ひて、之を論じ給ひしかば、部類
こそなけれ。順德天皇の禁祕御抄と共に、寶典として仰ぎまつるべきものぞかし。

閑院指圖

閑院内裏の指圖をか、せ給へるものなり。この御指圖によりて、建曆二年七月より造營を始め、
十二月上棟し、翌三年二月に至り、順德天皇御移徙あらせられたり。こは、
玉藥に、建曆二年二月廿四日、宰相中將來、○中談云、閑院可被遷幸大内、便宜指圖上皇宸作
云々、已遣關東了、七日以前還幸云々甚神妙、
と見えたり。

無常講式

隱岐に遷幸の後、世の無常を歎かせ給ひて作らせ給ひし講式なり。始に「無次第、無法則、只念

無常、唱彌陀名、無日時、無道場、閑居曉天、旅宿草枕」と記され、卷末に、陰岐法皇御筆とあり。
本文の中、五十六算不覺忽來、漸垂七十、略中昔清涼紫宸金扉菜女並腕卷玉簾、今民煙蓬葢葦軒、
海人垂釣僅成語、月卿雲客身切生頸於他郷之雲、槐門棘路人落紅淚於征路之月、略下
とあるによれば、其御撰なる事は明なり。なほ、

存覺法語に、後鳥羽ノ禪定上皇ノ遠島ノ行宮ニシテ、宸襟ヲイタマシメ、浮生を觀シマシマシ
ケル御口スサミニ作ラセ給ヒケル無常ノ講式コソ、サシアタリタルコトワリ耳チカニテ、ヨニ
アハレニキコエ侍ルメレ、

といへり。この講式は、世に傳へたるものなかりしが、昨秋仁和寺に於いてこれを發見せり。奥
書に、「建長元年七月十三日、於雲林院書寫畢」と見え、また「正月九日、帝王崩御、同月廿日」
と記しえたと、後鳥羽天皇の崩御は、延應元年二月廿二日なれば、月日合はず。

後鳥羽院御集

御製の和歌集にて、また元曆御集ともいふ。蓋し元曆帝御集の意なるべし。この御集の事は、
實隆公記に、文明十六年十月十六日、庚午、予今日後鳥羽院御集下撰之、廿六日、予後鳥羽院

御集見之、

と見えたり。「御集下撰之」とは、實隆、將軍足利義尙の依頼によりて、撰集せる撰藻抄に、この
御製を入れんが爲に、撰擇せるをいふべし。この御集は、刊本及び寫本の二種あり。

一 刊本は三卷にして、承應二年に刊行したり。續群書類從に収めたるは、二卷にして、内容刊
本に同じ。所載の御歌は、

正治二年八月御百首

同第二度百首

建仁元年三月内宮御百首

外宮御百首

同年六月千五百番御歌合

建保四年二月御百首

詠五百首和歌

建仁元年二月老若五十首御歌合

建仁元年九月五十首御會

後鳥羽天皇

元久元年十二月八幡三十首御會

同月賀茂上社三十首御會

同賀茂下社三十首御會

同月住吉三十首御會

同二年三月日吉三十首御會

承元二年二月内宮三十首御歌

同外宮三十首御會

承元二年十一月最勝四天王院御障子名所四十六首

建曆二年十二月二十首御會五人百首の中

この外、正治二年七月北面御歌合以下、承久元年三月、八月水無瀬殿御會に至る御歌合、當座御會等の御製を、年次によりて列ね、終に、嘉祿二年撰歌合を收めたり。

二 寫本は一巻にして、其項目は、

詠五百首

詠百首

内宮御百首

外宮御百首

八幡賀茂嶋住吉日吉内宮外宮三十首

この外、春六十首、夏三十五首、秋二十三首、冬五十一首、戀五十三首、雜八十三首あり。こは刊本に收めたる建曆二年十二月廿首御會以下の御製、及び嘉祿二年撰歌合、嘉禎二年遠島御歌合の御製等を分類したるものなり。

奥書に、以小宰相局本家隆卿自筆寫之、

已上御本奥書也、

應長元年十一月書寫之、

凌盲合部類之了、

幕下 愚人

とあり。小宰相局は、家隆の女にて、何人か其本によりて、應長に書寫したるものなり。但し小宰相局の本は、もと外宮三十首までにて、それより以下はなかりしを、後正治、建保の百首、建仁の五十首、千五百番歌合等を以て補ひ、最勝四天王院御障子以下の御製を附せしものなるべく、刊本は之を以て、増補せしものならん。また寫本の卷尾なる四季戀雜の御製を部類せる幕下愚人

は、いかなる人にか、詳ならず。

遠島御百首

隱岐の國に移らせ給ひしのちによませ給ひし御製和歌の百首なり。續群書類從に收めたるもの、文政八年、高田與清の次子清年の校正本を出版せるもの、及び明治二十年刊行せるものあり。部立は春廿首、夏十五首、秋廿首、冬十五首、雜三十首なり。殊に雜の部には、遠島にて、風に恨み月にかこち給ひて、都のかたをおぼしやらせ給ひし御製多く、増鏡にも、此御百首の中數首をのせたり。注釋書には、遠島百首抄一卷ありて、奥書に「寛永十三年六月日書之畢貞和」と見えたり。

大神宮御百首

御集にのせたる内宮外宮の御百首以外に、太神宮に上り給ひし御製御百首なり。續古今和歌集雜歌上に、大神宮へ百首の御歌奉られけるとき、
霞さへおほこと浦に立ちにけり我身の方は春もつれなし
と見え、夫木和歌抄に春二首、秋一首、冬一首、雜一首を載せたり。

後鳥羽院御製

北野御百首

北野に奉り給ひし御製百首なり。
雲葉和歌集春上に、北野宮へ百首御歌奉られける時に、
春風にいくへの氷けさとけてよせぬにうつるしかのしらなみ
と見え、外に一首、及び夫木和歌抄にも春二首、夏秋雜冬一首を載せたり。

後鳥羽院御製

承久後御百首

遠島御百首以外によませ給ひし御百首なり。夫木和歌抄に「承久後御百首の中に」とありて、一首を收めたるのみ。

文曆三年御百首

文曆三年隱岐にてよみ給ひし御百首の御製にて、こも夫木和歌抄に一首のせたり。この外、御集に收めたる各種の御百首以外の御百首は、續古今和歌集秋冬各一首、續拾遺和歌集夏一首、雲葉

後鳥羽天皇

八三

和歌集春二首、夫木和歌抄夏秋冬各一首、雜二首あり。

御自歌合

御製の和歌を左右に分ちて、歌合とし給ひしものにて、十番あり。和歌合略目録に、撰御歌合と見えたるものこれなり。卷の始に「嘉祿二年四月廿二日、家隆卿賜之、判進云々」とあり。隱岐にうつらせ給ひて後に撰ばせ給ひ、家隆朝臣に判の詞を加へしめ給ひしものなり。この御歌合は、刊本御集の末尾にも附し、群書類從にも收めたり。

水無瀬釣殿當座六首歌合

建仁二年五月廿八日、水無瀬釣殿に於いて、藤原定家とよませ給ひし御歌合なり。題は河上多月、海邊見螢、山家松風、初戀、忍戀、久戀にて、御作名を藤原親定と記し給ひ 御みづから御判の詞を附し給へり、この歌合の事は、明月記に見えたり。

遠島歌合

隱岐國に移らせ給ひし後、題を賜ひて、從二位藤原家隆以下の歌を召させ給ひ、これを八十番に分ちて、御みづから御判の詞をかきそへさせ給ひしものなり。下に嘉禎二年七月とあり。
題は 朝霞 山櫻 郭公 萩露 夜鹿 時雨 忍戀 久戀 霧旅 山家
作者は

左方

女房後鳥羽院

前内大臣家夏

權大納言基家

沙彌道珍入道大納言
忠信卿

侍從隆祐

少輔家隆卿女

散位親成信成息

藤原友成入道左衛門
督能茂子

右方

從二位家隆

小宰相

正三位信成

如願法師

下野

散位長綱

散位家清家長息

善真法師

なり。中にも、家隆とりわけて心をつくし、人々の歌をこひあつめて、隱岐の御所に送りまゐら

せし事、増鏡に見えたり。なほ、

一番にそへ給へる御判の御詞書に、凡歌を判する事は、道に執して、ゆるされたる物を選びて、難波のよしあしをわかち、わたつ海の深き浅きを定めしむ、然るを、花の都の昔、僅に三十一字の詞を列ぬといへども、桑門の今、三輩九品の勤ひまなければ、富の小川の流を汲む事なく、和歌の浦浪岸を隔て、十年餘り、六年の春を送れり、今更にこの道をもて争ふにはあらねども、從二位家隆は、和歌所の古き衆、新古今の撰者なり、八十餘の命の露、未だあたし野の風にきえはてぬ程に、彼を召し具して、今一度思ひの詞を述べんと思ふ、是によりて、雁の玉章の使につけて、疎からぬ輩に十題の歌を召し集めて、書つがへり、人の數廣きに及ばざれば、昨日今日、始て六義の趣を學ぶ輩も入りて、忍ぶの森の言の葉は、風に散らむ事かた／＼憚多けれども、且つ執心の障を除かんがため、人の誹をかへり見ず、此歌愚詠をもて家隆にあへる事、道に背ければ、然るべきにもあらねども、石の上ふりにし年を伴ひて、殊更に是をつがへり、抑八代集の歌は、昔時々見侍りしかば、侘もありながら、猶明ならず、況や近き世の人々の歌の中にも、十餘年の間は、一日も聞及ばざれば、たとひ同歌をよめらんをも、見咎め難く侍る、しかのみならず、六十の齡、老耄もことわりに過にたれば、唯うはべに見ゆる姿ばかりををろ／＼註し侍るべし、

と記させ給ひしにて、其さま詳なり。この御歌合も、群書類從に收めたり。

時代不同歌合

百五十番の歌合にて一卷あり。和歌合略自録に、「時代不同五十番歌合、後鳥羽院」とあるものにて、五十番は、百五十番の誤なるべし。卷頭に、「以古今後撰拾遺等作者爲左、後拾遺金葉詞花千載新古今等作者爲右」とありて、柿本人麻呂より以下、當代に至るまで、撰集に見えたる歌人百人の歌を撰びて、時代の近古をとはず、うちこめ給へり。天皇は御みづから愚老を記し給ひて、中務卿具平親王と番ひ給へり。即ち百三十九番の右に、

櫻咲く遠山鳥のしたり尾の長／＼し日もあかぬ色かな

とあるは、新古今和歌集春下に、「釋阿和歌所にて、九十賀し侍りしをり、屏風に櫻咲きたる所を、太上天皇」とある御製なり。また百四十番の右に、

秋の露や袂にいたく結ぶらん長き夜あかず宿る月かな

とあるは、同集秋上に、「秋の歌の中、太上天皇」とある御製なり。百四十一番の右に、
袖の露もあらぬ色にそきえかへる移ればかはる眺めせしまに

後鳥羽天皇

とあるは、同集戀四に、「被忘戀の心を、太上天皇」とある御製なり。此歌合も群書類從に收めたり。

新古今和歌集

千載和歌集について、撰ばせ給ひし歌集なり。土御門天皇建仁元年十一月、和歌所寄人源通具、藤原有家、同定家、同家隆、同雅經等五人に勅して之を撰ばしめ、一々上皇の勅裁によりて完成せられ、元久三年三月廿六日、竟宴を行はせられたり。其さまは、明月記、家長日記に見え、

本書の序にも、略上拾遺、後拾遺、金葉、詞花、千載等の集は、皆一人これをうけ給はれる故に、聞もらし見及ばざる所もあるべし、よりにて、古今後撰の跡を改めず、五人の輩を定めて、しるし奉らしむるなり、其上みづから定め、自みかけることは、遠くもろこしの文の道を尋ねれば、濱千鳥の跡ありといへども、我國やまと言の葉の始まりて後、吳竹の世にかゝる例んなかりける、この中、みづからの歌を載せたること、古き類あれど、十首には過ぎざるべし、然るを、今彼是撰べるところ三十首にあまれり、略下

とあるにてもしるるべし。且つこの後も、屢修正改刪し給ひし事、明月記に見えたり。されば、増鏡にも、「院の上みづから和歌の浦におりたちあさらせ給へば、誠に心ことなるべし」と評せり。二

十卷にして春^上、夏^上、冬、賀、哀傷、別離、羈旅、戀^{一、二、三}、雜^{上、中}、神祇、釋教に別ち、歌數千九百七十八首を收められたり。此書の註釋書には、東常縁の新抄四卷、著者不明の聞書一卷、加藤磐齋の増抄二十卷、本居宣長の美濃の家苞五卷、同折添三卷、石原正明の尾張の家苞九卷、著者不詳のをられぬ水三卷、同みをつくし、鹽井正男の詳解等あり。

八代集

古今、後撰、拾遺の三代集に、後拾遺、金葉、詞花、千載、及び新古今の五集を併せたる名稱にて、上に掲げたる遠島歌會に見えたり。藤原定家が、この中より、一千七百九十一首を拔萃したるを二四代集と稱す。註釋には、北村季吟の八代集抄百八卷、契沖の二四代抄二卷、岸本由豆流の八代集増抄五十卷、及び足代弘訓の八代集部類等あり。

九代抄

八代抄の中、古今集を除き、更に新勅撰續後撰の二集を加へて、其中より一千五百首の歌を抄出して、註釋したるものなり。宗祇の著にて、一卷あり。またこの九代抄に、六家集を併せて拔書し、之を註釋せしもの一卷あり。著者詳ならず。

十代抄

九代抄に續古今を加へて拔書し、卷に注釋を加へたるものなり。

二十代集抄

九代抄に、續古今以下十一代集を併せて、抜き書せしものなり。一卷あり。

二十一代集

古今以下、新續古今に至る二十一代の勅撰集を併せたる稱なり。

新古今和歌抄

遠島に移らせ給ひしのち、更に新古今和歌集を精選し給ひしものなり。卷數本集に同じけれど、歌數三百餘首を減せり。

宸製の跋文に、今この新古今集は、故元久の頃ほひ、和歌所のともがらに仰せて、ふるき今の歌をあつめしめて、其上をみづから撰び定めてよりこのかた、家々のもてあそびものとして、みそちあまりの春秋をすぎたれば、今更改むべきにあらねども、靜にこれを見るに、思ひく風の

情ふるきもあたらしきもわきがたく、しなぐの讀人、高きいやしき捨て難くして、集めたる所の歌二ちなり、數の多かるにつけては、歌ごとにいふなるにしもあらず、そのうち、親らが歌を入れたる事三十首にあまれり、道にふける思ひ深しといふとも、いかでか集のやつれをかへり見ざるべき、大凡玉の臺、風やはらかなりし昔は、猶野への草茂き言わざにもまぎれき、いさごの門、月靜かなる今は、かへりて、杜の梢深き色をわきまへつべし、昔より集を抄する事は、其あとなきにもあらざれば、すべからく、これを抄し出すべしといへども、攝政太政大臣に勅して、假名の序を奉らしめたりき、則この集の詮とす、然るを、是を抄せしめは、もとの序をかよはし用ゐるべきにあらず、これによりて、すべての歌、ないし愚詠の數ばかりを改めなをす、しかのみならず、さきぐの歌の中、かさねて千歌もよちを擇びて、はた卷とす、たちまちにもとの集をすつべきにはあらねども、更に改めみかけるは、すぐれたるべし、天の浮橋の昔を聞渡り、やへ垣の雲の色にそまん輩は、是を深き窓に傳へて、遙なる世に残せとなり、と見えたり。これによりて、抄出し給ひし勅慮の程を拜察し奉るを得べし。且つ「三そちあまりの春秋を過ぎたれば」と記し給へるによりて、新古今和歌集の成りし元久二年より推算するに、文暦元年にて三十年になれり。其後五年を経て、延應元年二月崩御あらせられたれば、この御抄

は、蓋し其間の御すさびならんか。

後鳥羽院御口傳

歌學の書なり。一に後鳥羽院御消息ともいひ、井蛙抄には、後鳥羽院御抄と記せり。隱岐にて撰
び給ひしものなれば、また遠鳥御消息とも、遠鳥御抄ともいへり。和歌のむねとある事七ヶ條を
かゝせ給へり。即ち

- 一 和歌を學問し、種々の難儀どもをさたして、才學をわかつ事は人によるべき事、
- 二 めづらしきを事として、指燭一寸に詠じ、一時に百首を詠じなどする事、
- 三 まだしき程、萬葉をみたるおりによめる歌の事、
- 四 上手などの面白く詠じたる歌詞の、珍らしきをとりてよむ事、
- 五 時々難き題を詠じ習ふべき事、
- 六 歌合の題の事、
- 七 當座の會の事、

等にて、近代の名匠、及び其歌の御批評を末に附し給へり。この御抄は、群書類從、及び古語深

秘抄に收めたり。其傳來については、

奥書に、仁治元年十二月八日、於大原山西林院普賢堂、以教念上人所持御宸筆本書寫之畢、頗
有由來、尤可爲珍寶之、

件教念上人は、彼院に遠所までつきまゐらせて、いまはの御時まで候ける人とかや、かやうの
物ども、皆焼きすてられる中に、あまり惜くおぼえて、一卷ぬすみ書之、

貞和六年二月朔日、粟田口寄宿坊書寫之、

先年以葵花園上人本、書留之所、法勝寺六僧坊炎上時令燒失、仍重而寫之、

寛正六年十月廿四日

左近大夫平

とあり。

御琵琶合

琵琶の名器二十六種を左右に分ちて、十三番となし、各其音調を記し給ひて、勝負を判し給ひし
書なり。一卷にして、群書類從に收めたり。番組は、

一番左末渡
右井手

後鳥羽天皇

二番左木繪
右小琵琶

三番左花園
右狛犬

九三

四番 左賢圓
右三等

五番 左十二時
右新御前

六番 左大鳥
右黃菊

七番 在大唐花
右御前

八番 左小日月
右小唐花

九番 左白龍
右新白象

十番 左犬引
右毛長大

十一番 左滑橋
右犬紫檀

十二番 左長通
右元興寺

十三番 左支象
右牧馬

にて、始に、承久二年三月一日とあり。

伏見宮御藏一本奥書に、入道殿被仰云、御比巴、今日上皇令彈御、其外、定輔卿、孝道同彈之、判詞上皇之勅筆也、清範執筆之云々、子細承久私記、

と見え、文机談にも、寶藏三ヶ所、平等院等に納めしもの、及び、玄上牧馬を始めとして、禁裏仙洞の御物、所々の名器を悉く集めて、其中よりすぐれたるものを選定して、十三番の番組を定め、仙洞高陽院にて、當時の名手定輔孝道等を召して、之を彈せしめ、其優劣を批判し給ひし事、見えたり。この判の詞を「上皇之勅筆也、清範執筆之」と記せるは、上皇御みづから之を撰ばせ給ひ、清範をして、勅筆のまゝを清書せしめ給ひしものなるべし。なほ光嚴院御記、元弘二年五月十三日の條に、「承久二年、琵琶合勅判云々」と見え、また承久上皇評論などと記し給へり。また、三番狛犬の條に、孝定比巴也、本名獅子丸、もとは聲色がはきたるやうにて、したゝかなる計

なり、孝道傳へ得て後、様々につくろはしむと雖も、无殊事、然近日仰孝道て、隨造様て其音ことなる事をしらしむ、

とあるは、臣下の筆つきにあらねば、以て宸作なる事を證すべし。此書の傳來は、

伏見宮御藏本奥書に、仁治三年九月一日書寫之、

上皇宸筆 甲木後日付之歟、少々有不審事等、申出本院御本書寫之了、

至徳二乙丑十月廿三日

從 一 位

同一本奥書に、文永六年三月一日、以正本書寫了、

權中納言判

朱書 文永七年十一月十三日、於常盤井燒失了、

類従本奥書に、西園公相公自筆本書寫之畢、

などあり。本院は崇光天皇の御事なり、從一位、及び權中納言は詳ならず。常盤井は西園寺實氏の第にて、公相は實氏の子なり。

後鳥羽院御鞠之書

蹴鞠の事をかな文にかゝせ給ひし書にて一卷あり。群書類從に收めたり。後鳥羽院御記と題して、

奥書に「右後鳥羽院御記、以常德院殿芳翰書寫、而卷首殘缺失其題名」と記せり。卷首缺逸して詳ならず。今存する所は、僅に着沓襪様の一條のみなり。

卷尾に、後白河太上皇、專雖興隆我道、而未有所定之式、方今賢名不及和漢之二君、愚意只守思齋之一言、染彼餘風好而有日、然間業受于家、名顯于國之輩、推獻高稱之表、誤得長老之號、今定裁襪之色々、示蹴鞠之人々、永守法式、勿違犯矣、

承元五年閏正月

とあるによれば、襪の色に就いて、定め置かせ給ひしものにて沓襪に關する事のみを記させ給ひしものか。但し、

晩學抄に、又鞠は長の數鞠を好むべし、木の外の鞠中の鞠自在に覺ゆ、後鳥羽院の御書にも、そのやうのせられたり、と見えたるは、この御抄と同じきものにや。或は別のものにや。殘闕なれば、詳ならず。なほこの天皇の蹴鞠に御堪能の事は、承元御鞠記に、「上皇神聰稟天、衆藝軼人給ひて、蹴鞠更に妙を爭ふものなし」と記して、長老の號を奉りし事見えたり。

土御門天皇

土御門院御集

御製の御歌集なり。世に傳はれるもの三種あり。

一 承久三年より、元仁元年まで四年ばかりの中によみ出で給ひし御歌なり、即ち

詠述懷十首和歌

詠百首和歌承久三年

詠二十首和歌承久四年四月廿五日

詠五十首和歌

詠三首和歌承久四年八月十五日

詠二十首和歌貞應二年十二月二日

詠五十首和歌貞應二年二月十日

詠三首和歌貞應三年九月十三夜

詠五首和歌貞應三年正月廿日

詠五首貞應三年七月廿五日

詠五首和歌同隱題

此外、貞應三年八月十五日夜、同二年十月廿七日、元仁元年十二月廿八日の御製を載せたり。概ね家隆が點と評とをそへたるものにて、

卷末に、惣此中左右點、片點、雖難分申上候、猶愚意之所及、聊事をも爲申上候、如此注進上候、地御製一切不見候之間、申不及候歟、唯同事還無念候、今此左右點之上言、其躰隨長短秀候歟、仍每御製不注付候、只同事候歟之間如此候、以此旨可申上給候、

とあり。蓋し此御集は、天皇土佐阿波に遷らせ給ひし後によませ給ひし御製をとりあつめて、都に送り給ひ、家隆に見せ給ひしかば、家隆點と評とをそへ、此奥書を記して返し奉りしものなり。始の述懐十首の中、寄風述懐の題にて、

吹風の目に見ぬかたを都とてしのぶもくるし夕暮の空

とよませ給ひし御製にそへたる家隆の詞に、「先うち見候より、已落涙かきくらし候畢、善惡すべて不覺候へども、心詞無申限歟」と記せり。

二 上の承久元仁間の御製に、春夏秋冬各五首、雜十首、及び月前三首、草木十首、木虫鳥獸名各

十首、月三首、名所の春夏秋冬戀各十首、戀廿五首、韻字六首、朝鶯三首を補ひたるものにて、群書類從に收めたり、なほ

寫本奥書に、右土御門院御集、以冷泉大納言爲富卿本書寫之、於奥書者、以准后本書加之者也、類從本奥書に、此御集、以勅本令比較畢、尤可爲正本者也、

永祿八年乙丑仲秋念三

正二位藤原爲益

とあり。爲益は爲富の子なり。

三 始に土御門院御歌とありて、五十七首を載せたり。部立もなく、歌題をものせざるものなり。他に類本なし。なほこの御集の御製は、はやく夫木和歌集にあまた引かれ、また

後法興院政家公記に、文明十三年二月十六日辛酉、晴、自大樹、土御門院御集可書進之由有其命、可書進之由、令返答了 廿一日丙寅、土御門院御集書寫進大樹、使行

と見えたり。大樹は、將軍足利義尙なり。こはいかなる本にか詳ならねど、恐くは群書類從に收めたるものと同書ならん。

土御門院御百首

土御門天皇

御製の御歌百首にして、一卷なり。朱點、及び評は定家、黒點は家隆にて、四季、戀、雜に分ち、續群書類從に收めたり。

卷尾に、此御歌を宮内卿家隆のもとへつかはして、點を被取、やがて、其本を民部卿定家のもとへ、小人の歌として、點をあはしにつかはしけるに、詞に書付て、誰の歌にて候とて、疑ふ程に、懷舊の御歌の時、推して脇書に云、さればこそ、たゞ事とは覺え候はざりつるものを、淺ましく出しぬかれまゐらせ候ける、道理にて候、既に以露顯、感涙千萬行淺まじきは事ども書付候にける、あさましやく、破られ候べし、懷舊の御歌返しは、「あかざりし」と讀めり、すぐれてよきには諸點、たゞよきには片點、宜しきには點なし、定家は赤し、家隆は黒し、

朱 八十九

明點十六兩點也

黒 九十九

明點十七

建保四年三月 日

とあり。此事は、増鏡、及び古今著聞集などにも載せて、懷舊の御製は、

秋の色をおくり迎へて雲の上になれにし月ももの忘れすな

定家の御返しは、

あかざりし月もさこそは思ふらめふるき涙の忘れぬよをとある歌なり。家隆も、此御百首に就いて、消息を上り甚しく歎稱し奉れり。

順徳天皇

順徳院御記

御日記なり。花園院御記、御文書目録には、人左記と記せり。人左は承久の役後、佐渡に遷らせ給ひ、世に佐渡院と申し奉りしにより、佐字の偏旁を分ちたるものにて、後より名づけたるものなり。御記の卷數年代等詳ならず。今傳はれるものは、詩歌に關するものを抄録せるもの一巻のみにて、建保四、五、六、承久元、二、三年あり。記録便覽には、建保御記、一云、建曆御記、順徳院御記、建保元、同三、同五、承久元、同二と見え、史籍年表には、建曆御記を建保元年の條にあげ、建保御記を建保五年の條に擧げ、同追加には、承久元、同二の條に載せ、家記書目備考もまた史籍年表に同じ。されど、こは古書に引ける御記の年代によりて、掲げたるものなるべけれども、其典據詳ならず。今琵琶御傳授部類記、御神樂部類、園大曆、郢曲相承次第、類聚抄、花鳥餘情、有職抄、諸例並諸作法故實雜記、執柄要覽、御即位由奉幣、御遊抄等の諸書に引ける御記の文と、

今傳はれる詩歌の御記とによりて、其年紀を検するに、建暦元正^{十二}、二十二、建保元正^{十三}、三、二正^七、三十二、四八^{正六}、五十二、六八^九、承久元正^{十二}、二、七、三三、等あれば、建暦元年以後、承久三年に至る御在位間の御日記なるが如し。

此御記は、

花園院御記に、正和二年四月十六日、丙子、今日自仙洞給人左記一合、順徳院御記也、廿日、自院被

召順徳院御記、人左記、承久二年卷被進之、五月廿一日、今日順徳院人左記返進仙洞、

とあり。仙洞は伏見上皇の御事にて、花園天皇、伏見上皇より借覽し給ひしなり。また、

同御記に、元弘元年十月十五日、今日自内裏、相具本尊等所渡之文書之中、萬里小路殿御文庫

文書之由、有疑之者等、渡口土御門内親王也、是先日被申之故也、但寶藏物等多之間、少々撰

分所被進也、後宇多院、並先帝被加御奥書文書等皆渡之、其外、順徳院、後高倉御記、並後鳥

羽院御記一兩卷混亂等被渡之、是日來在御所之由所聞及也、自餘不渡之、

とある萬里小路殿御文庫は、後醍醐天皇御所内の御文庫にて、やがて大覺寺殿の御一流に相傳あ

らせられしものなり。土御門内親王は、故太子邦良親王の妃襟子親王にて、後宇多天皇の皇女な

り。こは、後醍醐天皇、密に萬里小路御所を忍び出で給ひて、笠置に行幸あらせられ、光嚴天皇踐

祚の後、御所にとり残されたる累代の御物をば、新帝の御所土御門東洞院殿に渡されしをり、其中には、大覺寺殿の御一流に御相傳の文書記録等混じれば、襟子内親王の御申請によりて、之を返されしなり。これによれば、この御記は、大覺寺殿の御一流にて相傳ありしものなり。また

御文書目録に、被渡岡松殿御櫃目六、永徳三、一合、人左記、

とある岡松殿は、日野資名の女典侍宣子の第なり、宣子は永徳二年薨じたるにより、翌永徳三年

その第に渡されたるをりの目録なれど、もといづこにありしものか出所詳ならず。また應仁二

年閏十月廿四日、一條禪閣兼良、順徳院御記一合を奈良興福寺大乘院に納めし事、大乘院寺社雜

事記に見えたり。其後、天文元年七月に至り、大乘院は、大和一向宗の亂、兵火に罹りし事、後

法興院政家公記に見えれば、其時焼失せしものならんか。

順徳院御記詩歌事

御記の中、詩歌に關する事のみ抄録したるものにて、一卷あり。建保四正^六、十、五十一、六十九、承久元正^五、二、八、七、三三の御記なり。蓋し御記を部類せるもの、一部分なるべし。何人の抄録せるものにか詳なられど、南北朝の頃より以前のものなりし事は、

奥書に、本云、康暦二年十二月六日、終書寫功了、

順徳天皇

此御記、自禁裏可寫進之由、被仰下之間書進上之、仍密々所寫界也、更不可外見、

享德二年三月十四日書寫了、

左少丞判

と見えたるにて知らるべし。

禁祕御抄

禁中の故實作法を記し給へる書なり。賢所、及び清凉紫宸兩殿のさま、毎月毎日の御行事、臨時の大事より、藏人、殿上人、女房等の事どもに至るまで、至尊のしろしめし給ふべき故實慣例等を詳記し給へり。宇多、醍醐、村上の三代御記、寛平遺誡、寛平小式、延喜式、清凉殿記、宗忠公記、江記、宇治左府記、清少納言記等、あまたの典籍を引證して、これを古今に徴し詳に其得失を論じ給へり。慶安の刊本あり。また群書類従にも收めたり。其項目は、

- 賢所 太刀契 寶劍神璽 玄上 鈴鹿 竈神 清凉殿 南殿 草木 恒例
- 毎日常第 毎月事 御膳事 御裝束事 神事次第 臨時神事 佛事次第 可遠
- 凡賤事 諸藝能事 御書事 御使事 被聽臺盤所之人 聽直衣事 近習事 御
- 持僧事 御侍讀事 殿上人 藏人事事 藏人所雜色 瀧口 出納 小舍人

- 地下者 醫道 陰陽道 凡僧 御匣殿別當 尙侍 典侍 掌侍 女房
- 得選 采女 刀自 女官 主殿司 女孺 詔書 詔書覆奏 勅書 宣命
- 論奏 表 勅答 改元 廢朝 天文密奏 燒亡奏 薨奏 配流 召返流
- 人 解官 除藉 勅勘 召人 召怠狀事 召籠 給馬部吉上 内裏燒亡
- 追討宣旨 奉振神輿 赦令 御物忌 日月蝕 雷鳴 止雨 祈雨 御卜
- 解除 御穢 護身 御祈 御修法 御讀經 殿舎渡御 交易御馬御覽 南殿
- 儀 帥大貳諸國受領赴國 明經内論議 犬狩 鳥 虫

此御抄の卷数は、或は三卷とし、或は二卷として定まらず。三卷なるは、慶安刊本、及び滋野井公麗の階梯本にて、文明九年の奥書にも三卷と見えたり。即ち上卷は賢所の條より、御膳の條に至り、中卷は、御裝束の條より、御匣殿別當の條に至り、下卷は、尙侍の條より、虫の條に至り。二卷なるは、群書類従に收めたるもの、及び近衛本、類従本の本朝書籍目錄等なり。即ち上卷は、賢所の條より、女孺の條に至り、下卷は、詔書の條より、虫の條に至れり。宸翰の正本は、幾卷ありけるにか、項目の順序によれば、二卷なるを正しとすべきか。

此御抄もとは定まりたる題號もなかりしにや。河海抄には、順徳院御抄とも、建曆御記とも記し、

慶安刊本に載せたる正和五年奥書、及び光明院御記には、禁中抄と見えて、まちまちなりしなり。建曆御記とは、寛平遺誠、延久年中行事などいへると同じく、建曆帝御記の意なり。牟田橋泉の考註序にも、「予以爲、唐明皇所註之孝經、唐志作開元御註、今類之」と記し、伊勢貞丈の説にも「建曆御記と云ふは、建曆の帝の御記といふ事也、建曆年中に記させ給ひし御記といふ事にはあらず」といへり。禁中抄とは、此御抄の始に、禁中事とあるによりて、名づけられたるものなるべく、禁秘抄は、禁中秘抄の略稱ならんか。禁中抄は、已に鎌倉時代末期の頃より稱せられたる書名なりしが、禁秘抄はいつの代、如何なる人の稱へ始めたるにか。南北朝の頃には既に其名きこえたり。その證は、年中行事歌合の三十六番、及び四十番の判詞に、禁秘抄と記したるにて知らるべし。この歌合は、二條良基が、貞治五年十二月廿日判詞を記せるよしにて、良基と河海抄の著者四辻善成とは、同時なり。なほ薩戒記を始め、本朝書籍目録、實隆公記、江次第抄、貞永式目抄、梅菴古筆傳、及び後陽成天皇の女御位次事以下、禁秘抄といへるもの多ければ、後には定まりたる書名となれり。かゝるを、藤貞幹は、

好古小録に、禁秘抄は、すなはち建曆御記にして、眞名假名相まじりたり、近古悉く眞名にかき更めて、名づくるに禁秘御抄を以てし、建曆御記の舊文亡びたり。

といへり。されど、河海抄には、節畧して載せたる所あれど、假名の混じたるところ見えざれば、この説信を措き難し。まして、禁秘抄といへる書名のふるく聞えたるをや。されば、この御抄は、後人の改削せるところはいささかもなく、まさしく順德天皇のかゝせ給ひしまゝなり。

此御抄の御撰なる事は、光明院御記康永四年十一月十八日の條に、「禁中抄順德院御抄」と記し給ひ、薩戒應永卅二年十月廿三日の條に、「禁秘抄順德院御作」とあり。其他の諸書、いづれも御撰として、未だ異説を唱へたるものあらず。御撰の年月は、之を明記せるものなければ詳ならず。古くより建曆御記ともとなへつれど、建曆帝御記の意にて、御撰の年代をいへるにはあらず。且つ、建曆元年は、天皇未だ十五歳におはしまし、同三年建保と改元せられたる時も、十七歳におはしませば、其頃の御撰にはあらざるべし。まづ御撰の年代に就いては、先輩の考究せしところ四説あり。甲は建保三年とし、乙は同六年とし、丙は同五年とし、丁は同六年以後とせり。甲乙二説は、並に荷田御風の書入本によりて、門人村木義古が、安永八年騰寫せる本に載せたり。即ち、
甲 荷田春滿在滿の説にして、

春滿曰、内大臣者、西園寺實宗公也、建曆三年薨、然則建保二年若三年之御製作歟、
在滿案、賢所條曰、去々年内大臣穢云々、案是西園寺實宗公歟、然則建保元年薨之人也、建保三

年之御述作歟、于時寶算十九歳、但内大臣坊門信清公乎、未分明、然而猶爲實宗公者、聊有所思、錄之賢所篇、

とあり。されど實宗の薨去は、建暦三年にはあらず、同二年十二月八日なりし事、玉葉、明月記に見えたるは、この説にては、建保二年の御撰なるが如し。

乙 同書入本に師説としてあげたるものなり。

師説、此書號禁秘抄之儀、後人號之歟、引此書於河海號建暦御記、師所見建保中御製作歟、賢所篇曰、去々年内大臣穢云々、謂内大臣者信清公也、建保四年三月十四日薨、然則、建保六年製作、而于時御年二十二、

と記せり。師説とはいかなる人の説なるか詳ならず。御風の書入本に記したるものなれば、御風の師なるべけれども、氏名詳ならず。但し、速水房常が「先達考云、建保六年御製作歟」といへるを見るに、房常の師壺井義知なども六年の御撰説を唱へたるものゝ如し。この二説は、賢所の條に見えたる内大臣を實宗とするか、信清とするかの差あるのみ。されど、在満も、前には春満の説を繼承して、實宗とし、建保三年説を主張したれど、後には、「在満案、二説難分可否、」といひ、終には、「後案、信清公也、是順德御外祖」と記して、全く乙の説に服せり。滋野井公麗の

階梯の如きも、内大臣を信清として、乙の説に従へり。この後甲説によりて建保三年としたるは伊勢貞丈のみなりき。

丙 平胤煥、及び大塚嘉樹の唱へしところにして、胤煥の啓蒙、嘉樹の聞書に、「以去年之字可知之乎、然則建保五年製作、」と記せり。こは甲乙二説に引證したる賢所條なる「去々年内大臣穢」とあるを、一本に去年としたるによれり。なほ諸本によりて其異同を校するに、也足軒本によりて、細川幽齋の校正したるもの、朝事片玉本、東京帝國大學圖書館本及び慶安五年の刊本など、去年としたるもの多く、前田侯爵家藏近衛政家手寫本、類從本、階梯本、荷田本、考註本、内閣本等、去々年としたるものも尠からず。宸筆の正本によらざれば、いづれを正しとも決定し難けれど、去年とあるもの、蓋し妥當ならんか。まづ、其本文は、

賢所條に、即位以前供物、擇吉日之由有舊説、觸穢之時、恒例供神物、先例不同歟、寛治八年、陽明門院崩之時無沙汰、有内侍所供物、三月一日也、去年、内大臣穢及禁中時供之、今度諸社祭雖延引、准彼例有供物、

と見えたるものなり。「今度諸社祭雖延引」と見えたるは、この御抄を記し給ひし當時にて、信清薨去の後二年ならば建保六年、去年ならば建保五年に當れり。然るに、この兩年中、觸穢により

て、諸社祭を延引せられし實例なく、承久元年八月四日、天下の穢によりて、釋奠北野祭を延引せられし事、百練抄に見えれば、この御抄に今度と記し給へるは、即ち承久元年の事なるべし。これによれば、去年は建保六年にあたり、去々年は同五年にあたりて、いづれも信清の薨逝せる同四年とあはず。されど、古書に記せる去年の字を見るに、必ずしも、昨年 of 意のみにあらず、或は去ぬる年とよみて、數年前の意に解せざれば、通せざるものあり。故にこの去年もまた、昨年 of 意にあらずして、二三年前をさし給へるものと解せば、矛盾する所なく、解釋するを得べし。されば、去々年とある本の正しからず。乙丙の建保五年、同六年の御撰説の誤れるはいふを俟たざるなり。

丁 建保六年以後の御撰としたるものにて、速水房常の説なり。そは、埴忠實の

書目抄出に、速水房の説にも、先達考云、建保六年御作歟、尤證坊門内大臣薨去事、愚案、奥の方にて見れば、三ヶ年を経て、遊ばされしもの歟、此御抄、一朝一夕の事にて作り給ふにあらず。深き思召ありてかよせたるものなり。萬端心を付て可拜見書なり。

といへり。速水氏の著したる禁祕御抄の註あれど、家藏本は一卷のみにて、この解題なければ、或は中下巻の末に記したるにや。建保六年といへるは、去々年とある本によりたるものなるべけれど、以後三ヶ年にかよせ給ひし徴證を挙げざれば、何によりて、かくの如く定めしもの歟詳ならず。

以上の四説は、いづれも内大臣薨去の文によりて考證したるものなれど、其去年の文を去ぬる年と解する時は、内大臣の文字は、御撰の年代を徴すべき有力なる證とはなすべからず、唯丁の説の、建保六年以後三ヶ年を経て、完成を告げ給へるといへるは、稍從ふべきに似たり。

抑この御抄の中、御撰當時に於ける事實の見えたるは、上に引ける賢所の條の中、「今度諸社祭雖延引、准彼例有供物」の文にして、諸社祭延引は、承久元年八月なれば、御抄の年代は、其頃なる事明なれど、なほ此御抄にのせられたる卿相の官位を見るに、

被聽臺盤所之人の條に、近日聽人々、關白、八條左府、左大臣、右大臣、良平、教家、

聽直衣條に、近日入立之外、聽人々太政大臣、公房、内大臣、通光、云々、實氏參東宮之間聽之、とあり。關白は家實にして、八條左府は良輔なり。良輔は、建保六年十一月薨し、十二月右大臣道家之に代り、内大臣實朝右大臣に轉せり。されば、左大臣は道家なる事、勿論なれども、實朝は在京の人ならねば、この右大臣は家通にして、承久元年三月任せられし事、公卿補任に見えたり。また公房の太政大臣たりしは、建保六年十月にして、通光の内大臣たりしは、承久元年三月

なり。「實氏參東宮」とあるは、公卿補任に、「承久二年正月廿二日、任東宮權大夫」とあるをさし給へるが如し。これによれば、御撰の年月承久二年に下れり。また、

御持僧の條に、御持僧人數、及承久比爲八九人、尤不可然、凡承久末濟々、如此世末殊可愼事也、且不快例、承久東寺成寶、道尊、尊快親王、尊惟、寺、道譽尊性、承圓、圓基、長尊

とあるを、諸本によりて對校するに、幽齋本、慶安刊本、朝事片玉本には、「承久末」を「承元末」とし、荷田本、類從本には、「承久頃、承久末」をいづれも承元と改め、東京帝國大學圖書館本、内閣本、階梯本、前田侯爵所藏近衛政家手寫本には、いづれも承元として、諸本各異同あり。承元ならば、土御門天皇の御代にて、承元ならば、順德天皇の御代なり。この文は、上下關聯せる事柄にて、下の僧名八人は、上に「爲八九人」とあるをうけたる文なり。故に上の承元を正しとせば、下もまた承元とすべく、下の承久によれば、上もまた承元ならでは聞えざるなり。然るに、上の「承久頃、承久末」は、諸本或は承元とし、或は承久として、異同あれど、下の「承久東寺云々」の文は、類從本のみ承元として、諸本皆承久としたり。故に荷田氏は、「此抄建保作也、而承久在建保後、皆可作承元乎」といひ、平胤煥、山田以文は、此文を以て後人の加筆せるものなりとせり。追記の證他に徴すべきものなければ、この説信を措き難し。なほ僧名の事は、

護持僧次第佐渡院の條に、

同○承 五年二月十七日被始行、即位以後、

延命法 東 僧正道尊 帝受禪日爲護持、僧正年廿六、三條宮御子、

如意輪法 山 權正承圓 承元四年十二月十日爲護持、卅一、

不動法 寺 權僧正道譽 自東宮護持、入道太政大臣兼房公子、

山 法印前大僧都成圓 承元五年二月日爲護持、入道參議成賴卿子、

山 大僧正眞性

寺 僧正行意

權僧正圓基 建保六年正月護持、普賢寺入道殿御子、

權僧正尊任 普賢寺入道殿御子、

建保五歟年 月 日、以法印尊譽松殿御子、被改修不動法、道譽替

同六歟 以前權僧正道譽如元被改修同法、尊譽替、

承久三年正月 日以僧正成寶別當入道惟方卿子、被改修延命法道尊辭替、年六十三、

年 月 日以無品尊快後鳥羽院御子、被改修如意輪法、承圓替、

順德天皇

權僧正良尊 承久三年三月
日爲護持僧、

とあり。護持僧補任もまた、道譽、成圓、眞性、行意、圓基、尊任、成實、尊快法親王、良尊の九人、及び護持僧を辭したる道尊、承圓、尊譽の三人を列ね、この中、土御門天皇の條に見えたるは、眞性承圓の二人のみなれば、承久東寺とある承久を以て承元の誤寫としたるは、大なる誤なる事明に、これによりて、上の「承久比承久末」とある文の正確なるをも證すべし。且つ成實、良尊の承久三年護持僧たりし事ありて、御抄の中に、承久三年三月までの記事を載せ給ひしを見れば、それより以後の御撰なる事いふをまたす。天皇の御讓位は承久三年四月廿日なれば、此御抄は、三月以後五十日ばかりの間に稿を竟へ給ひしにや。或は、御讓位の後完成し給ひしにや詳ならねども、五月以後は、北條義時追討の事どもあれば、三四兩月の間にかき竟へ給ひしなるべし。此の如く賢所篇、及び上に列擧せる二三の例證によれば、この御抄は、承久元年稿を起し給ひしより、三年を経て完成し給ひしものにして、この時、天皇二十五の寶算にならせ給へり。この御抄を撰ばせ給ひし事につきては、柳原紀光の

閑窓自語に、禁祕御抄事、これは後三條院御抄につがれて撰び給ひし事と見えたり、とあれど、後三條天皇の禁祕記抄は、本朝書籍目錄にも、諸公事とありて、其さま此御抄と同じか

らねば、此説はいかゞあるべき。また伊勢貞丈の

本書書入には、順徳院の御製、「もよしきのふるき軒端のしのぶにも猶あまりある昔なりけり」と、此御歌は、禁中の故實の漸く廢れもてゆくを歎き思しめし、古を慕はせ給ふ叡慮なり、禁祕御抄は、其意にて記し置かせ給ひしものなるべし、

と記せるは、さる事にて、げに古の手ぶりの益すたれゆきて、禁中の作法故實などの、しどけなくなれるを歎き給ひし叡慮の程を推しはかり奉るを得べし。即ち

佛事次第の條に、近代御讀經僧退下、如緇縛取立首、是非善事罪業也、

被聽臺盤所人事の條に、無何萬人亂入、尤不可然事也、

殿上人の條に、中古雖有比類、近代之様不似上古、不着臺盤、著又人啖不可說様也、

可遠凡賤事の條に、建久以後、敷弘席有蹴鞠興、是後悔其一也、

など見えたるが如し。殊に、此御代にての違例等をば、すこしも隱蔽し給ふ事なく、一々これを摘出し給ひて、其よしを論じ給へり。即ち

小舎人の條に、近代好華飾、動存無禮、尤不可然、清涼殿御裝束時、類好昇殿、予度々以藏人追下畢、

上臈の條に、建曆左衛門督局親兼、依院御計著禁色、是過分事也、但別儀也、○中建曆之比、家經卿女不聽之、親兼卿女聽之、是非道甚也、但別儀不能子細、

殿上人の條に、近日侍臣爲女會見物、如直垂參入、末代習中猶不思議也、尤可爲耻事歟、と見えたるにてこれを拜察するを得べし。また

御持僧の條に、御持僧付萬人重事也、仍間及奏事、但口入敍位除目、尤不可然事歟、大望不叶定腹立、自兒召仕者、近頃多元服、望藏人申官位、末代彌此儀多歟、可有用意、

可遠凡賤事の條に、天子者殊可被止御身劣、是難盡筆端事也、假令、供御之陪膳、聽色女房、又典侍不論善惡候之、前典侍ナトノ非當職類ハ、無何着禁色雖忝、不可及御陪膳、公卿藏人頭無憚、四位侍臣晝御膳參上、雖無憚可選其人、無何不可用、南殿之儀、采女雖爲陪膳、只時不可用之、同事也、亂遊之時ナトハ、如湯無何進事、少々近代有之歟、尤不可然、予時、少々如此、可止可止、

藏人の條に、員數五人、中古六人常事也、七人有例、臨時敍爵尤可止事也、地下者の條に、南庭ニハ、人前驅、侍雜色不入事也、能々可有制止也、

などあるは、其さま寛平遺誡などの如く、訓誡めきたるところあまた見ゆれば、蓋し幼帝の爲に

記し置かせ給ひしものならんか。されど、この御抄は、天皇のあづかり知り給ふべき事は、部をたて類を分ちて載せられ、制度故實いと明かなれば、雲ふかき九重の御ありさまを後の世にて窺ひ知らんには、此御抄をおきては、またいかなる書をか求むべき。

此御抄の世に行はれたるさまは、まづ、

慶安刊本奥書に、正和五年五月十五日、申出禁裏御本、密々書之、可祕々々、

とあり。禁裏の御本は、宸筆の正本なりや、轉寫の御本なりや、この奥書は、何人の記したるものとも知り難けれど、この御抄の見えたる始なり。次に、

朝事片玉本奥書に、本云永和三年九月十三日、雨中終書而已矣、

慶安刊本奥書に、文明九年四月、初染筆、五月下旬終寫功了、本不審少々雖加推量寫之、猶以

不及料簡之所々有之、以善本可令校而已、

特進通秀

とあり。特進通秀は、正二位中院通秀なり。また、

晴富宿禰記に、文明十年十一月十七日、自禁裏、以民部卿奉書、可傳達予之由被仰、妙蓮寺有禁祕抄者可借進、

とある民部卿は、源忠富にして、妙蓮寺は五條西洞院にあり。これによれば、當時禁中には、こ

の御抄なかりしなり。

寫本奥書に、右鈔書寫事、蒙鳳命之儼、染兎毫之拙、雖遂再校、猶多紕謬者哉、

于時文明十一載應鐘上澁記之、

從一位政嗣

とあり。應鐘は十月、政嗣は二條なり。蓋し妙蓮寺には、この御抄を所藏せざりしにより、二條政嗣が、後土御門天皇の勅を奉じ、他より探訪したる本を以て、書寫せしものなり。また、

此御抄、借兼滿本令書寫之、如形馳禿毫之間、不可外見者也、

文龜二年五月 日

參議右大辨宣秀

幽齋本奥書に、禁祕抄、建曆上皇御製云々、於愚昧之身、雖非至要、且慕上古之風儀、又爲傳末代後學、借也足軒之本書寫之校合訖、訓點同之、深可禁外見耳

慶長臘天下旬

法印 玄旨

など見えたり。兼滿は吉田、宣秀は中御門、也足軒は通秀の玄孫通勝なり。また光明天皇は康永四年十一月十八日、この御抄によりて、觸穢中毎日神拜の儀を行はせ給ひ、この外、河海抄、年中行事歌合、薩戒記、建内記、二水記、實隆公記、江次第抄、貞永式目抄、女御位次事以下の書に引證せられ、後水尾天皇の當時年中行事にも、卷の始に、此御抄と、後醍醐天皇の建武年中行事

とを並べあげ給ひて、末の世の龜鑑なりとの給へり。また此御抄を講せられし事は、正親町天皇永祿五年五月廿四日、三條西實條をして進講せしめ給ひ、同六月九日に至りて講を竟へし事、御湯殿上日記に見えたり。注釋書には、牟田橋泉の考註六卷を始め、速水房常の註卷數未詳、平胤煥の啓蒙一卷、滋野井公麗の階梯三卷、大塚嘉樹の開書一卷、河村秀根の集注一卷、伴信友の補註、著者未詳の開書一卷、梅田忠敬の注、關根正直氏の釋義二卷等あり。

順徳院宸筆御抄

年中行事をかゝせ給ひしものなるべし。今傳はらねど、其古書に引用したるは、

年中諸公事裝束抄に、女敍位事

順徳院宸筆御抄、たゞの束帶を着してまゐる、藏人執筆のめすよしをつぐるをり、簀子よりすゝみて、執筆のうしろの程にさぶらふ、院宮の申文のよしを執筆のいふなり、しのびやかに稱唯してしりぞく、

とありて、この外、元日節會、白馬節會、御齋會、二月仁王會、四月灌佛の條にも引きたり。

順徳院御集

御製の御歌集なり。また紫禁和歌草といひ、實隆公記には、紫禁抄と記せり。紫禁とは、禁中をいふ。寛文六年の刊本あり。また續群書類従にも收めたり。刊本及び續類従本は、これを二巻とし、寫本には一巻としたるもあり。始に建暦元年三月より、承久二年八月の頃に至る間に於ける御歌合、歌御會、御當座御百首など、折にふれてよませ給へる御製を年月の順によりて載せたり。其中、五十首百首等の御製は、建暦元年三月五十首、建保二年十月以後人丸影供の御製、同三年十月廿四日名所御百首、同四年三月の頃御製二百首、同十一月の頃不廻時日七十首、承久二年八月の頃朗詠題御製百首等なり。處々に、朱點墨點をそへられたり。次の御百首に准へて見れば、墨は後鳥羽上皇、朱は定家なるべし。この御集の御製は、はやく夫木和歌抄にあまた採録したりしが、宸翰の正本は、禁中に傳はりしにや。

實隆公記に、文明七年十二月廿七日、晩頭有召參御前、順徳院御詠草紫禁抄御自筆、可口拜見之由也、末代之鳴譽之者也、

と見えたり。其後はいかになりしものか詳ならず。また

續類従本奥書に、此御集、一品式部卿御本會校合畢

干時應永貳初冬日

從二位大納言實名判

とあり。皇胤紹運録、を検するに、當時皇族中に一品式部卿の宮見えす、邦良親王の王子邦世親王を三品式部卿と記したれば、一品三品いづれか誤にて、この親王の御事ならんか。

順徳院御百首

佐渡國に遷らせ給ひし後、よませ給ひし御百首の御製にして、述懐の意をこめさせ給ひし御歌多し。墨點朱點あり。墨點は後鳥羽法皇、朱點、及び判詞は定家なり。部立は春二十首、夏十五首、秋二十首、冬戀雜各十五首にして、續群書類従に收めたり。

卷首に、壬辰百首、丁酉秋遣明靜許、又進遠鳥畢、

丁酉歲應鐘以盲目染筆候、

沙彌明靜上

とあり。壬辰は貞永元年、丁酉は嘉禎三年、應鐘は十月にて、明靜は定家の法號なり。この奥書、始は宸翰にて、後は定家の文なり。これによれば、此御百首は、貞永元年の御撰にして、嘉禎三年、佐渡より定家のもとに遣はし給ひ、やがて隱岐に送り給ひて、後鳥羽法皇の御點を請はせ給ひしものなり。また、

奥書に、以爲藤卿自筆之本校合之、即書入落字者也、

明應八己未年三月廿三日

還賢

實隆公記に、享祿四年三月十二日、丁酉、順徳院御百首御借用之一冊進之、など見えたり。爲藤は定家の曾孫なり。之を注釋せるものには、順徳院御製百首和歌抄一卷あり。序文に、貞享三歲次丙寅二月丙寅、出幽陵逸民考槃軒稻寬泰伯誌之」と見えたり。

内裏名所御百首

僧正行意、及び定家、家隆等、十一人と、名所百ヶ所を一首づつよませ給ひし御製の御百首にて、また建保名所御百首といふ。春三十首、夏十首、秋二十首、冬十首、戀雜各二十首あり。順徳院御集にも、これを載せて、建保三年十月廿四日、名所百首人々つかうまつりし時と見え、増鏡おどろが下の巻にも、建保三年よませ給ひし事見えたり。なほ

明月記に、建保三年九月十日丁巳、自内名所百首可注進由蒙論言、仍書進之、本歌有名歌之躰所々也、十一日、藏人康光來、百首和歌事傳論言、申畏奉之由、二十五日、入夜少將自内退出、持來名所五十首歌、有可撰進仰、短慮迷而不知所爲、二十六日、五十首歌少々加點、

返上内裏了、

と見えて、定家、及諸人の詠進せし事をも記せり。この名所百首は、世に名高く、後世までも傳へられ、徹書記の如きも、

正徹物語に、建保名所百首の題にて、初心の人よむべからず、其いはれば、名所には昔よりよみふさがるものなり、高島やかしの原、ささ波やしかの濱松、などいへば、ことはふさがるなり、我ははや四十餘年歌をよみ侍りしかども、未だ此百首はよみ侍らず、

と記して、詠し難きものとし、逍遙院實隆も、「此百首題、依難得風情往年以來未詠之、」といへり。されど、實隆、及び岩山道堅、豊原統秋等、之を詠せし事、雪玉集、道堅詠草に見え、後ち後陽成、靈元二帝もまた之をよませ給ひし事、慶長日件録、桃葉集などに見え、元祿の末、柳澤吉保が、之を詠じて靈元法皇の勅點を請ひし事、松蔭日記に見えたり。

内裏名所三吟百首

御製、及び定家、家隆の詠せし名所の百首を併稱したるものにて、元祿十二年の刊本あり。注釋には、天正二十年の奥書ある名所百首注一卷、連歌師里村紹巴、昌叱の建保名所三百首抄四卷、打波軒の名所三百首秘抄六卷あり。

順徳天皇

百首御歌合

御製のみを以て、百番の御歌合とし給ひしものなり。

明月記に、建保五年六月十三日、自内給御製百番歌合、付勝負進上之、後聞、天下連卅一字者、皆預此事撰進云々、又不連雅清朝臣同之、

とあり。これによれば、當時の歌人にも勅して、百番の自歌合を撰進せしめられしものゝ如し。されど、他に参考すべきものなく、御製の御歌も、夫木和歌抄に二首を収めたるのみ。

四十番御歌合

建保五年十月十五日、廷臣十五人とよませ給ひし四十番の御歌合にて、判の詞は宸作なり。こは、御集に、「建保五年十月十九日、當座歌合」と見えたるものにて、群書類從に收めたり。

歌題は 春雨、夏月、秋露、冬風、變戀、

作者は

左方	知家朝臣	爲家朝臣	宗平	家光
	藤原康光	藤原助連	大江康久	御製

右方	範守朝臣	伊平	範經	藤原範綱
	源兼康	藤原範保	源康茂	兵衛内侍

古今和歌集撰歌合

古今和歌集の中なる秀歌を撰ばせ給ひて、歌合とし給ひしものなり。

八雲御抄卷六に、先年に、古今の歌の殊に心にしむを書き番ふ事ありき、左右をば、何となく番ひたりしを、小町夢に見えて曰く、我と伊勢とはならびたる女歌よみにて侍りしを、この古今の御歌合に、皆伊勢は左、我は右に番はれて侍る事、深きうれなりといふ、夢さめて驚きて、かの巻物を開き見るに、番毎に伊勢は左、小町は右なりけり、左右を定めざりし事なれば、何となく番ひたるに、自然にかくかける事、今是を見るに、かつは恐れ、かつは随喜す、されば、是程の事にも、心をとめて、照らし見けん事、恐あるによりて、彼巻物をすなはち水中に入畢、

と記させ給ひし外、ものに見えず。

八雲御抄

詠歌の法式等を記し給ひ、歌詞の解説、出典等を細説し給ひしものにて、六卷あり。

序文に、夫和歌者、起自八雲之古風、廣于文武聖武之皇朝、言泉流遠、詞林道鮮、其降已來、貴賤翫之、道俗携之、然而不學素雪丹鳥之窓、恐詠卅一字之句、無窺王淵、爭知驪龍之勢、不視上邦、誰詠英雄之詞、所以依代々記文、付家々髓腦、聊抄一篇、先達口傳、故人教誡、雖可顧問、依部類不廣、遺漏誠多、第一正義、第二作法、第三枝葉、第四言語、第五名所、第六用意、雖非六義之披錦、且爲一身之鑒鏡也、爲六卷名曰八雲抄、常置綺席側、備廢亡而已、と見えたり。其部類の細目は、

第一 正義部

六義 序代 短歌 反歌 旋頭 混本 誹諧 折句 香冠 物名 贈答 連歌 八病
歌合 歌會 學書

第二 作法部

歌合 歌會 書様 題 判者 序者 清書 撰集

第三 枝葉部

天象 時節 地儀 居處 國名 草木 鳥 獸 蟲 魚 人倫 人事 衣食 雜物
異名 神

第四 言語部

世俗言 由緒言 斷簡言

第五 名所部

山嶺 蓋 根 岳 柚 林 隈 阪 原 田 澤 野 牧 窟 市 橋 杜
村 部 宮 里 湯 井 水 池 沼 河 川 原 瀧 淵 瀨 濱 岸 津
渚 湊 淀 波 島 磯 崎 潟 濱 浦 海 江 社 寺

第六 用意部

この中、歌合、歌會は、第一正義部と、第二作法部とにあれど、第一なるは、八病に就いて、歌合歌會の歌の仔細をかゝせ給ひしのみ。また第六用意部の中には、歌にきはめてうけられぬ事の六箇條と、歌をよむに思ふべき事の六箇條とをも記させ給へり。この御抄に引證せられたる典籍は、日本紀、古語拾遺、萬葉集、古今集以下の勅撰集、延喜御記、天曆御記、宗忠記、伊勢物語、大和物語、源氏物語、狹衣、しらす物語、枕草子、土左日記、梁塵秘抄、瀆成式、孫姬式、喜撰式、俊賴口傳、新撰髓腦、後拾遺問答、範兼抄、清輔抄、安倍清行式、古來風體抄、匡房往生傳、

龜鏡集等にして、この外、宣陽門院、定家、通具等の説をも參取せられたれば、げにや、詠歌學に關する事をば、網羅せられたるものといふべきなり。

此御抄の卷數は、序文に見えたるが如く、六卷なれど、寛文元年の刊本は、卷三を上下に別ちて七卷とせり。今室町時代末期の寫なる帝國圖書館本、慶長の寫なる内閣文庫本以下、數本によりて對照するに、内閣文庫本、及び今出川晴季筆と稱する東京帝國大學圖書館本は、卷二なる作法部のみ諸本より簡略なるは、初めの御稿本なるべし。但し第一に載せたる學書の末に、私記とありて、囊草子に九帖以下をのせたるは、注に「御本云、誰人記哉、可尋」と見えて、刊本以外には、概ね載せざれば、後人の追記せしものなるべし。

此御抄の御撰なる事は、増鏡に見え、且つ、

卷四世俗言部、見かくれての注に、近會歌合無何、みかくれてと詠、歌合する座に、朕水かくれ如何、達萬葉集意之由謂出、而定家家隆卿、共俊頼が玉くしの葉にみかくれてと證歌を申其上は朕不及謂子細、

と見えたるにて、臣下の著ならぬこと明に、内容に就いて見るも、この御代以後の事なかりしを以て證すべし。此御抄を撰ばせ給ひし年代は詳ならねど、

卷二序者の條に、建保池月久明、中殿、右大臣道家、于時左大臣良輔重服也、

と見えたり。池月久明は、建保六年八月十三日、中殿御會の御題なり。この外、所々にもこの御會の事散見せり。また、

同卷番事の條に、承久忠定番伊平、忠定頻痛申、是未練者故也、

とあり。忠定伊平の番ひし歌合は、今傳はらねど、以て御撰年代の承久以前ならぬ事は證するに足れり。但し内閣文庫本等、卷二作法部簡略にして、承久忠定云々の文なければ、承久以前に稿をおこさせ給ひ、後増訂し給ひしものならんか。なほこの御抄御撰の年代に就いては、二説あり。

一は承久役前とし、一は役後とせり。

一 承久役前の御撰とせるは、

承久兵亂記に、九條殿へ御書あり、御かたみに、文庫をたてまつるよしなりけり、中にもしつしおぼしめす、八雲御抄をも、さぶらひたりし九條殿へまゐらせられける御書の奥に、

ながらへてたとへはすゑにかへるともうきはこのよの都なりけり

とあり、九條殿は、御子仲恭天皇にて、佐渡に遷らせ給ひしをり、この御抄をまゐらせ給ひしなり。これによれば、承久役以前に撰ばせ給ひしものなる事明なれど、他に證すべきものあらず。

次に

二 承久役後の御撰とせるは、柳原紀光の

砂巖六に收めたる和歌集并物語等作者以下抄に、八雲御抄六卷、是は順徳院佐渡遠島にて作給書也、これを集給ひて、定家卿のもとへ遣して、善悪を口合せ給ひける程に、島にて崩御なりぬ、依自然と定家卿のもとに宸筆の御本留まりぬ、如法目出たきものなり、當家に秘藏して、とみには名をだに不申、祕書とぞ申なる、世間に八雲とてあるは、いとよからぬ本なり、と記せり。こも他に傍證となるべきものなければ、詳ならず。要するに、この御抄は、異本ありて、詳略あれば、承久以前に起稿し給ひ、後之を完成し給ひしものなるべし。宸筆の御正本はいかになりけるにか、文永五年八月藤原爲家、宸筆の御正本を以て書寫せし事、佐々木信綱氏藏本奥書に見えれば、其頃までは世に傳はりしが、後きこえざれば、いつしか亡佚せしなり。此御抄はやく夫木和歌抄に引かれ、井蛙抄にも引證せられしが、歌學の書としては、最も重要な寶典として、後世までも尊重せられし事は、左の三書にて推知するを得べし。

増鏡おとろの下の巻に、御ざえもやまともろこしかねて、やむごとなくものし給ふ、朝夕の御いとなみは、和歌のみちにてぞ侍りける、するの世に、八雲などいふものつくらせ給へるも、こ

の御門の御事なり。

落書露顯に、和歌も連歌も立所によるべき事、今ころ才覺を專にする歟、和歌の才覺とは、萬葉の説、三代集、伊勢物語註、光源氏の口傳、又は顯註密勘、袖中抄、俊頼抄等をばいでざるべし、大方は、八雲御抄にもあらはれたり、

尺素往來に、此外者、天曆、千五百番歌合、堀河院百首、八雲御抄、袖中抄、並家々打聞等、

○中略 相語方々能書可令書寫之旨相存候、

されば、頓阿は之を書寫し、後崇光院もまた、親ら之を寫させ給へり。即ち

東野州聞書に、畠山阿州仙空の御所持の八雲御抄本、頓公手跡、外題は爲世と承及間、法印にたづね申ば、更にさまでは不侍由慥に有、返事股方如此之間の事、三月廿二日也、

看聞日記に、應永二十四年十月十日、晴、帥中納言、伏見院宸筆被所望、詩歌懷紙二枚寫本、假名源一卷遣之、將又八雲抄被借用之間、六帖愚筆遣之、

と見えたり。畠山阿州仙空は、右京大夫國清の玄孫にて、帥中納言は正親町三條公雅なり。即ち頓阿自筆の本は、畠山持純相傳し、後崇光院御自筆の御本は、正親町三條公雅に借し與へられしなり。なほ

實隆公記に、文明十年二月十八日、及晩有召之間參内、於御前、順徳院御集、八雲抄等校合、不審所直口、十八年八月廿三日、八雲抄二冊遣松本、など見えたり。この御抄には、類標一卷ありて、書中の言語事物等をいろは別にしたるものなり。編者詳ならず。

順徳院御記

和歌物語などの事をかゝせ給ひしものなるべし。

小夜の寢覺に、また狹衣の歌を源氏にまさりたりといふこと心うし、歌も詞もふしぎのものなり、及ぶものあるまじきとぞ、順徳院の御記にもあそばし侍る、とあるのみ。また花鳥餘情、岷江入楚に、順徳院御記承久二年として、伊勢大和源氏等の物語を論評し給へる御記の文を引けるも、同じきものにや。世に傳はらざれば詳ならず。

後堀河天皇

後堀河院御集

和歌の御集なり。

夫木和歌抄卷十四秋五菊の題に、御集、兼作に、

後堀河院御製

むしろたのいつぬきかけし玉ならん千年をちきる白菊の花
とあるのみにて、今傳はらず。兼作は、和漢兼作集なるべし。

後嵯峨天皇

朝覲行幸次第

覲行幸の儀式を假名文にかゝせ給ひしものにて、建長二年、後深草天皇にまゐらせ給へり。この御次第、今は世に傳はらず。

花園院御記に、正和二年十一月廿九日、今日自法皇給朝覲行幸次第、是建長二年、自後嵯峨院被進後深草院御次第云々、假名也、後嵯峨院宸筆云々。但此次第、被書寫本歟、とあり。法皇は、伏見法皇にて、宸筆の御本によりて、書寫せしめ給ひし御製を花園天皇に贈り給ひしなり。

後嵯峨院御集

御製の御歌集なり。

夫木和歌抄卷廿一雜三橋の條に、

御集

後嵯峨院御製

とにかくにこけのみたれと思へともたえてとらふるくめの岩橋
とあるのみにて、今傳はらず、

後嵯峨院御三百首

御製の和歌三百首なり。

續古今和歌集神祇に、三百首の歌の中にしきを、

太上天皇

小車のにしき手向る神路山まためぐりあふ年は來にけり

とあり。この外、羈旅一首、雜三首、及び夫木和歌抄廿七雜九熊の條に、一首載せたるのみにて、
今傳はらず。

後嵯峨院御百首

御製の御歌百首にて、世に聞えたるもの三種あり。

第一 龍潛の時よませ給ひしものなり。

古今著聞集に、當院の御製も昔にはぢぬ御ことにや、その故は、そのかみ、御めのとの大納言
のもとにわたらせおはしましける頃、はじめて、百首をよませおはしましたりけるを、大納言
感悦のあまりに、密々に壬生二品のもとへ見せにつかはしたりけり、二品御百首のはし、春の
程ばかりを見て、見もはてられず、まへにうちおきて、はらくとなかれけり、や、久しくあ
りて、涙を拭ひていはれるは、あはれに不思議なる御事かな、故院の御歌に少しもたがはせ
給はぬとて、ふしぎの御事に思はれけり、其時は、未だむげにをさなく渡らせ給ひける御事な
り、まして、當時の御製さこそめでたき御事にて侍らめ、彼卿未だ存せられたらましかば、い
かに色をそへてめでたがり申されましと、あはれに覺えけり、

とあり。當院は天皇をさし奉り、めのとの大納言は源大納言通方、壬生二品は家隆、故院は御父
土御門天皇の御事なり。この御百首、今は世に傳はらず。

第二 續後撰和歌集に、「百首の歌めされしついでに」とありて、冬二首、戀一首をのせ、續後拾

遺和歌集に、冬一首、新後拾遺和歌集に、秋一首、秋風抄に、夏一首、雜一首、雲葉和歌集に、春二首、夏一首、秋一首、冬二首をのせたり。其年月詳ならざれば、同時の御製なりや否や明ならず。

第三 玉葉和歌集に、實治二年、人々に百首の歌めされけるついで」と見え、道助法親王以下の人々とよませ給ひし御百首にて、百首部類に收めたり。部立は、春二十首、夏十首、秋二十首、秋二十首、冬十首、戀雜各二十首にて、之を實治百首をいふ。なほこの御百首の事は、葉黃記に、「實治二年正月十八日、參院百首和歌被覽合也」とあり。

後嵯峨院御五十首

御製の御歌五十首なり。

續古今和歌集春上に、五十首の歌の中に、江上霞、

太上天皇

みずはまたくやしからましみつ江の浦島かすむ春の曙

とあり。此外、秋一首、戀一首をのせ、新拾遺和歌集に、羈旅一首、新後拾遺和歌集に、夏一首を載せたるのみにて、本書今傳はらず。

後深草天皇

後深草院御記

御日記なり。また水早宸記ともいふ。水早とは、御追號なる深草の偏傍をとりしものなり。正嘉二年より、伏見天皇正應三年二月御落飾の頃まで、三十三年間かきつゞけさせ給ひし御記百餘卷あり。即ち、

正應御落飾記に、自正嘉二年、毎日記録不怠、三十三年之間及百餘卷、今已棄世事歸佛道、記而有何益、仍正應三年二月十一日以後、停而不可記者也。

と記させ給ひしに於てしるべし。正嘉二年は、十七歳の御時なり。されど後深草院宸記部類に、永仁六年御即位御記、正安二年御室寛性法親王御出家御記を載せ、東宮御書始部類に、永仁二年、及び嘉元元年の御記を引けるものあり。また伏見宮御記録所收雜々記録目錄に「一卷後深草院御記御儀法事正應六八、一卷後深草院御記春宮御禊事、とあるなどによれば、御落飾記に、「以後停而不可記者也」とかよせ給へれど、御出家の後も、をりにふれてかよせ給ひし事ありと見えたり。正應三年までの御記すら、百餘卷なるよしなれば、全編悉く傳はりたらんには、殆ど百數十卷もありしな

るべし。然るに、今傳はれる御記は、左の八卷あるのみ。

兩院石清水御參籠御記弘長三年正月

一卷

洞院家記、群書類従、歴代殘闕日記に收めたり。

後嵯峨院御幸御記文永二年十月

一卷

後嵯峨上皇、後深草上皇の御所富小路殿に行幸あらせられしをりの御記にて、後深草院宸記部類に收めたり。

續古今竟宴御記文永三年三月十二日

一卷

前田侯爵家の所藏に係り、後西院天皇勅覽あらせられて、宸記無疑よし仰せられし事、中院通茂より前田綱紀に贈りたる手翰に見えたり。また續古今竟宴記にも收めたり。

後嵯峨院御落飾御記文永五年十月

一卷

伏見宮御記録の中に收められて、同御目錄に、宸筆なるよし記されたり。

後嵯峨院八幡御幸御記同六年八月

一卷

洞院家記、群書類従、歴代殘闕日記に收めたり。

性仁法親王御入室御出家御記弘安元年七月

一卷

伏見宮御記録の中に收められたり。

正應御落飾御記正應三年二月

一卷

伏見宮御記録の中に收められて、同御目錄に宸筆なるよし記されたり。

寛性法親王御入室御記正安二年四月

一卷

後深草院宸記部類に收めたり。

この外、後伏見院御記、崇光院御記、琵琶傳授部類宸記、御産御守如意法珠部類記、郢曲相承次第、相國寺塔供養記、東宮御書始部類記、康富記、御即位部類、雑々記録目錄等に引ける御記の文あり。これによりて、其年紀を考ふるに、弘長三正、文永三三、四十二、五正、六、六八、七九、八八、建治二六、弘安元、四十九、五十八、正應元三、三三、五十九、永仁二六、六八、正安二四、乾元元四、嘉元元十二、等の御記なり。但し、世に水早宸記と題して、建長三九、四七、四、五十二、十二、六五、七、七二、三、六、康元元正、三、夏、七、七、二、二、正嘉元十一、二、四、三三、文應元四、五、を抄録したるものあれど、上に述べたるが如く、御記を書き始め給ひしは、正嘉二年なれば、それより以前なる、建長、康元、及び正嘉元年の御記あるべくもあらず。應永卅二年九月、後小松上皇より、建長五年の御記をまゐらすべきよし、伏見宮貞成親王に仰せ遣はせられし時、同年の御記なかりし由、貞成親王奉答せられ

し事、看聞日記に見えたるによりても知るべし。且つ御記のさまと異なる所あれば、恐らくは、他の記録に御記の名を附したるものならん。

この御記は、後二條天皇の御代に至り、既に焼失せしところあり。

實躬卿記に、嘉元四年十二月廿八日、甲子、今夜深更有炎上云々、仍薦寢見之處、忽富小路殿也、云々、舊院後深草院御記少々、御琵琶御琴等皆以焼失、

と見えたり。此天皇の崩御は、嘉元二年の始なれば、崩後僅に二年を経たるのみ。後醍醐天皇元應二年九月、花園上皇、この御記の目録を作らせ給ひし、事花園院御記に見えたり。こは、嘉元中焼亡したるまゝのものか、後ち缺卷のところを補寫せられて、全部を完備せられたるものにより給ひしものか、目録の内容詳ならざれば知り難し。其後この御記以下累代の御記をば、光嚴法皇より持明院流の正嫡におはします崇光上皇に譲らせ給ひ、其御一流にて相傳あらせらるゝ事となれり。されば、應安三年の頃、宮中にて特に之を御書寫あるべきよし、後光嚴院御記に記させ給へり。また

御記惣目録に、後深草院御記七合鹿苑院相國被進、舊院被進之云々、

と見えたり。こはいづれの目録なりしものか詳かならねど、蓋し伏見殿御文庫の目録ならんか。

鹿苑院相國は、將軍足利義滿にして、舊院は崇光上皇の御事なるべし。此注の文意明瞭ならねど、或は崇光上皇より、この御記七合を足利義滿に遣はされ、義滿より更に宮中に進獻せし義にや。次に引ける看聞日記に、「先年後深草院御記、朴櫃被進置」とあるを参照すべし。なほ同御記に、宸筆の正本は、伏見殿に留め置かれし事見えれば、こは新寫の本なるが如し。然るに、應永八年七月、伏見殿回録して、累代の御記文書ども、過半は焼失したる事、椿葉記に見えれば、宸筆の御記も同じ災厄にかゝりしものなるべし。宮中の御本も、同廿三年に至りて、一二合焼失したれば、伏見殿に仰せて、之を進獻せられしなり。

看聞日記に、應永廿四年閏五月四日、長資朝臣小番に參、歸參、仙洞御書持參、長階局申次、言付云々○中略

文永三年十一月、御移徙御記有御用事、可撰之由被仰下、先年後深草院御記、朴櫃被進置、而去年一兩合炎上畢、仍御移徙御記紛失畢、若有後深草院御記者、寫本にても可被入見參之由被仰下、凡便宜事不可有御等閑の由被仰下、先以畏悦也、五日晴、即成院預置御移徙御記一合、後深草院御記、拾上召寄撰見、文永三年十一月御移徙御記一帖後深草院御記宸筆撰出則令書寫、即書寫之、六日、晴、後深草院御記一卷、文永三年十一月御記書寫仙洞進之、此外部類記、有御用者重可進上之由申入、と見えたり。仙洞は、後小松上皇にまじり、當時の御所は東洞院殿なり。「去年一兩合炎上畢」

とあるは、應永廿三年七月、東洞院殿回祿せるよし、續史愚抄に見えれば、其をりに焼失せしものか。この後は、この御記の事ものに見えざれば、いつしか宸筆の正本のみならず、謄寫の本も大部分焼失せしなるべし。

後深草院宸記部類

兩院石清水御幸記、後嵯峨院御幸記、伏見院御即位記、後伏見院御即位記、寛性法親王御入室記等の御記を集録したるものにて、一卷あり。後嵯峨院御幸記の末に「右文永二年宸記、在伏見院宸翰、僻案抄奥、仍書入之了、尤可秘、寛政六年十二月初旬正二位藤原紀光」とあれば、柳原紀光の集めたるものなるべし。

後深草院御記目録

後深草院御記の目録にて、花園天皇の御撰なり。下條に記せり。

龜山天皇

龜山院御集

御製の御歌集にて、一卷あり。本集に收められたる御製は、

詠百首和歌 弘安御百首

春二十首、夏十首、秋二十首、冬十首、戀雜各二十首なり。新後撰和歌集冬詞書に、「弘安元年、百首の歌召されし序でに、法皇御製とありて、廷臣と共に詠せさせ給ひしものなり。この御百首の御製は、同集、及び續拾遺和歌集、續千載和歌集、續後拾遺和歌集、新千載和歌集、新拾遺和歌集、新後拾遺和歌集、新續古今和歌集にも載せたり。

詠百首和歌 昭慶門院より被出之

部立は、弘安御百首に同じ。昭慶門院は、皇女喜子内親王にて、最も鍾愛し給ひし事、増鏡に見えたり。「昭慶門院より被出之」とは昭慶門院より御題を出されて、人々に歌よませられしをりによませ給ひし意なるべし。

詠百首和歌

殘闕にして、春十九首、戀九首、雜三首あるのみ。

詠十首和歌

詠五首和歌

詠十首和歌

詠十首和歌

詠五首和歌

詠十首和歌

暮秋詠十首和歌 永仁元年龜山殿の十首

龜山天皇

詠二首和歌

詠三首和歌

此外、御短冊六首、及び五首御懷紙、九月盡五首の御懷紙を収めたり。

龜山院御百首

嘉元元年、後宇多天皇、及び關白基忠以下と共によませ給ひし御百首なり。定爲法印の嘉元元年四月十一日の申文に、「禁裏御百首己其沙汰候歟、如承及候者、清撰作者之中、被相加僧侶候云々」といへるは、この御百首にて、世に嘉元仙洞御百首と稱し、之を百首部類に収めたり。部立は、春二十首、夏十首、秋二十首、冬十首、戀雜各二十首にて、新後撰和歌集、新千載和歌集、新拾遺和歌集、藤葉和歌集、夫木和歌抄等にも載せたり。

極樂直道抄

極樂淨土の事を記させ給ひしものなるべし。
長西錄卷上に、淨土依撰經論章疏目第四集義錄に、極樂直道抄一卷、龜山元真言撰とあり。今傳はらず。

後宇多天皇

後宇多院御記

御日記なり。記録便覽に、文保二年十月、同三年十月と見え、國朝書目、及び史籍年表には、二年十月を二年正月としたり今世に傳はれるは、左の二卷なり。

石清水結緣灌頂御記

一卷

元應二年正月廿五日の御記にして、仁和寺の所藏なり。

奥書に、此灌頂記者、大覺寺法皇、於石清水結緣灌頂被行之時、御自記也。今度以或人本書寫之、原本寫誤多之、所々難聞、後日以餘本可加一交者也

安永二癸巳年十一廿九日

内領沙門禪證

と記せり

文保三年御記

一卷

正月一日、及び四月の中五六七八の四日の御記にして、宸筆の正本東寺に傳はれり。

この外大覺寺門跡略記にも、御記の文を引きたれば、今現存の御記とによりて、その年月を検す

後宇多天皇

一四五

るに、徳治元十三、同二十四、延慶元六、正、文保三、元應二正、等あり。記録便覽等に記せる文保二年十月、三年十月の御記は、いかなる書に引載したるにか、その典據明ならず。

中山内府記院中事

内大臣中山忠親の山槐記の中なる上皇に關する事どもを御抄寫あらせられ、三條實躬をして、之を書寫せしめ給ひしものなり。

實躬卿記に、正應元年正月十七日、早旦被召御前、中山内府記院中事許有御書寫、可書寫之由被仰下之間、染筆了、

と見えたり。この記、前後の文によれば、こは後宇多上皇の御事に關せしものなる事明に、上皇の御讓位あらせられしは、前年(弘安十)十月なれば、この時、特に院中に關する事例どもをば、古き日記の中より書き抜かせ給ひしものなるべし。なほ、

同書に、十八日、早旦參御所、即被召御前、如昨日、兩御所方爲御所、有御記沙汰、今日又書寫、終日祇候御前、十九日參御所、例御日記被書寫、下官被召御前書寫之、仁安治承等記等也、廿五日、參御所、御日記書寫了、退出、二月朔日、早旦參御所、例於御前御日記書寫、晝程退出、

十四日、早旦參御所、例御日記書寫、午刻退出、二十日、朝間、於御前御日記書寫、已刻許退出、

と見えたるも、山槐記、及び其他の日記より御親ら書抜かせ給ひて、實躬をして、書寫せしめ給ひしものなるべし。

後宇多院遺告

大覺寺に關する事どもを定め置かせ給ひし御遺告にて、二十五ヶ條あり。大覺寺門跡略記に、「元亨元年四月、就大覺寺造營伽藍僧房、又置僧定額、製二十五箇條式目」と見え、呆實我慢抄に、「後宇多院宸筆御記、有一卷書號遺告」と記したるものこれなり。宸翰の正本今大覺寺にありて、處々に御手印を捺し給へり。

遺告諸弟子等

應勤護當寺教法、後代内外事貳拾五箇條狀

竊以、法體常恒流傳屬人、幸宿縁相引、得沐高祖大師法流、此地相應建立寺院、傳持法流、仍聊書條目、以示吾後矣、

とか、せ給ひしにて、其趣を拜察すべし。なほ其條目は、

- 一 建立大覺寺傳流法脈緣起第一、
- 一 可護持國家太平武威長久緣起第二、
- 一 可眞俗同運勵興隆緣起第三、
- 一 建立教王常住院紹隆學業緣起第四、
- 一 可賜年分三業度者各一人緣起第五、
- 一 可修結緣灌頂法緣起第六、
- 一 可專觀行積修練緣起第七、
- 一 可持顯密二戒緣起第八、
- 一 定門資受法灌頂教學次第緣起第九、
- 一 事相教相可明宗旨緣起第十、
- 一 童子成立及可合習誦五悔等緣起第十一、
- 一 可禁遏條事緣起第十二、
- 一 可探冥鑒致貴賤祈禱緣起第十三、

- 一 所定置追福等不可懈慢緣起第十四、
- 一 建立蓮華峯寺緣起第十五、
- 一 可崇重南山並一山緣起第十六、
- 一 可興隆興王護國寺相承座主職緣起第十七、
- 一 可興隆善通曼荼羅兩寺及誕生院緣起第十八、
- 一 俗人等受法容易不可聽許緣起第十九、
- 一 傳法灌頂阿闍梨可定一人緣起第二十、
- 一 龍華院勤行可致報恩誠緣起第二十一、

等なり。この御遺告を書かせ給ひし年月は詳ならねど、第一に、

暨于元亨元年、起立金堂、造宇智院、爲終老之地、○中略是以、屬政理於今上皇帝、欲終生涯於山中虛閑、何況耄及病侵休退叶天運、辛酉季冬示武將所盤居于當時幽栖而已。

と記させ給へり。辛酉も元亨元年にて、季冬とあれば、翌二年より、崩御あらせられし同四年までの間の御撰なるべし。此御遺告の條目は、始に廿五ヶ條と見えたと、宸筆の正本を始め、いづれも第廿一までにて、それより以下缺けたり。但し

新居本奥書に、元徳元年九月廿五日、於教王常住院之間對事書寫了、不慮の拜見也、更々不可及他見、初條目廿五云々、而御製廿一箇條也、未被終功見、抑又加點付註之事、故了清僧都受戒人、貴命所爲也、外見旁有憚可愼云々、

とあり。元徳は、この御遺告をかよせ給ひしより、六七年以後なり。けにも宸筆の正本は、第七まで各條の始に御手印を捺し給ひつれど、第八以下にはなく、かつ處々に改訂し給ひしもの、補入し給ひしもの等あれば、この奥書の如く、未だ功を終へ給はざりしものなるべし。また。

同異本に、元弘元年九月十九日、於菩提院書寫校合了、點私所爲、故不及寫之、右本後宇多院御遺告也、不可他見耳、

法印了賢

とあり。なほこの御遺告は、東實記にも所々に引きて、或は後宇多院御遺告とし、或は後宇多院宸筆御記など記せり。

後宇多院御千首

御製の御歌千首なり。今傳はらず。

續後拾遺和歌集春下に、千首の歌よませ給うけるに、

後宇多院御製

白雲の五百重かさねて見えつるは四方の山べの櫻なりけり

とありて、この外、秋二首、冬一首、物名一首、羈旅一首、賀一首、戀一首、雜一首、釋教一首、新千載和歌集に、釋教二首をのせたり。續現葉和歌集に、龜山殿千首の歌よませ給ひける、とありて、春三首、秋二首、新千載和歌集に、秋一首を收めたるも同じきものにや。

御宇多院御百首

御製の御歌百首にて、世にきこえたるもの三種あり。

一 新後撰和歌集に、「人々に百首の歌めされしついでに、とあるものにて今傳はらず。その撰集に載せたるは、同集に春一首、秋一首、釋教一首、神祇一首、戀一首、雜一首、續千載和歌集に、春一首、夏一首、秋二首、羈旅一首、釋教三首、戀四首、哀傷一首、賀二首等あり。

二 後二條天皇嘉元元年、龜山法皇、及び關白基忠等と共によませ給ひし御百首なり。定爲法印の申文によれば、同年四月頃の御製なるが如し。世に嘉元百首と稱したるものにて、百首部類に收めたり。部立は、春二十首、夏十首、秋二十首、冬十首、戀雜各二十首にて、續千載和歌集、新千載和歌集、新拾遺和歌集、新後拾和歌集、續現葉和歌集にもよませたり。

三 文保三年よませ給ひし御百首なり。續後拾遺和歌集戀に一首載せたるのみにて、今傳はらず。

月御五十首

元亨三年八月十五日、廷臣に月の歌五十首よましめ給ひしをりの御製なり。風雅和歌集に、神祇一首、新千載和歌集に夏一首、釋教一首、雜一首をのせたるのみにて、其他は傳はらず。

伏見天皇

伏見院御記

御日記なり。また天聽御記といふ。御記惣目錄に、「伏見院御記二合」と記し、後奈良院御記にも、二合と見えたり。但し長忠卿記によれば、もとは七十卷ありしもの如し。

御記の年月を記せるものは、記録便覽、史籍年表に、弘安六^七、十^冬、正應元^十、三、正、永仁元^七、を掲げ、史籍年表追加には、伏見院別御記を延慶二年の條にあげ、家記書目備考には、正應元、同三、永仁元、應長元としたり。今世に傳はれるは、

伏見宮御記録目錄に、

^{元四}伏見院天皇宸記、

弘安十年 自十月廿一日
至十二月卅日

同十一年 自正月一日^{首録}
至三月廿九日

^{元五}伏見院天皇宸記

正應元年 自十月十二日
至十一月廿八日

同二年 自正月八日^{前中録}
至三月廿六日

同三年 自正月一日
至二月七日

^{元六}伏見院天皇宸記

正應五年 自正月一日
至四月七日

同六年 自七月一日
至十月廿八日

^{利五十三}女院御出家部類

東二條院御落飾御記 正應六年六月

一通

と見え、弘安正應の御記は、宸筆なるよし記されたり。歴代殘闕日記に收めたるものは、此中、正

伏見天皇

一五三

應二五兩年御記、及び東二條院御落飾御記をもらせり。此外、改元部類記、琵琶御傳授部類記等によりて、御記の年月を検するに、弘安十^冬、正應元^{春、五、十一、二十、三、八、九、五、四、永仁元^{六、七、}}、延慶四^四、等あり。但し上に引ける記録便覽、史籍年表の弘安六^{七、十}、^冬、史籍年表追加の延慶二年、家記書目備考の應長元年の御記は、いかなる書に見えたるにか、典據明かならず。この御記の事は、

花園院御記に、正和二年十二月廿八日、入夜自院給正應御記、一見即可返進之由被仰之間、即返進、

と見えて、花園天皇、後伏見上皇より借覽し給ひし事あり。また、

後奈良院御記に、天文四年七月四日、癸酉、自竹園、伏見院御記二合給之喜悅也、と見たり。竹園は、伏見宮貞敦親王にて、後奈良天皇に進獻せられしなり。また、

長忠卿記に、元文四年六月廿八日、癸卯、向久我前内府亭入見參、次向式部卿宮、同斷雜事申談、伏見院御記五冊被爲見、靈元院仰云、珍物也、後水尾院御文庫、此記有七十卷、而燒亡、今漸五冊計有之云々、口滋野井入道令借給、彼入道靈元院入御覽云々、

とあり。式部卿宮は、京極宮家仁親王の御事なり。これによれば、この御記七十卷は、後水尾天

皇の御文庫に納められしが、いつしか焼失して、この頃は、僅に五冊のこりしよしなり。其後、伏見宮家にては、この御記宸筆の正本、弘安十、十一兩年二卷を櫻町天皇の天覽に供せられしかば、深く叡感あらせられて宮家に賜ひし宸筆の御消息に、「伏見院宸筆御記無相違候、不被混諸家日記、彌可被秘藏候也」と記させ給へり。

伏見院御記部類抄

御日記を分類したるものにて、六冊あり。其部目は、

神宮事	一冊					
公卿勅使	一冊					
春日祭	賀茂臨時祭	平野臨時祭	月次祭	梅宮祭	御神樂	一冊
大原野祭	新嘗祭	石清水臨時祭	吉田祭			一冊
元日	白馬	踏歌	叙位			一冊
除目						
御讀書始	准后宣下	改元				一冊
讓位	尊號	即位				一冊

にて、弘安十、正應元、三、六、の御記のみなり。編者詳ならず。

行幸御幸日數

御即位あらせられし正應元年より、御父後深草法皇の崩御あらせられし嘉元二年七月に至るまで、行幸御幸を一々註記し給ひしものにて、一卷あり。卷頭缺逸して、正應二年八月廿七日以下を存す。

卷末に自永仁六年至今年七月廿一日

一千三百六十五日

行幸 自正應元年至永仁^{十一箇年}六月 百廿二日

應徒以後 自永仁六年八月至嘉元二年七月^{七箇年} 一千三百六十五日

都合一千四百八十七日

と記し給ひて、其日數を示し給へり、その宸記なる證は、

正安元年七月廿八日、行幸土御門第、法皇御幸、朕參上、十一月廿三日、法皇御幸二條新第、朕留富小路殿、

二年九月廿四日、法皇爲御方違御幸北山殿、朕自衣笠殿參會、

とあるにて、拜察すべし。この書、宸筆の正本伏見宮家に傳はれり。

伏見院御次第

大嘗祭神饌の儀式作法をか、せ給ひしものなるべし。この御次第の事は、後土御門天皇の

大嘗會御神饌次第奥書に、此次第、後福光園攝政おく書の本をもて、これを假名にうつす、但進退以下巨細の事、伏見院御作の次第をもて、かく是をかきのする所なり。

文正元年十二月十三日記之

とあるのみにて、今傳はらず。

伏見院御集

御製の御歌集なり。世に傳はれる寫本三種あり。

甲 圖書寮の藏本にして、伏見院御製と題せり、部目を挙げざれど、始に「正安三年春よみ侍りし歌の中に」とあり。その中春草より、門柳まで廿二首は春にて、月前瀧以下、月かたぶきぬまで廿五首は秋なり。冬歌の中、除夜述志まで十九首は冬の御製、寄火戀以下、戀の題まで十八首は戀、旅泊以下、故郷まで十六首は、雜の御製なり。次に春の題「をちかたの」御製以下十二首、及び二句の御詩一首、參籠石清水之時當座十首あり。次に春題として、七十七首、秋御歌九十九

首、冬御歌百首あり。中に、嘉元正安の年號見えたり。但しこの御集は、圖書寮所藏本中、別に一本ありて、内容は同じけれど、之を後伏見院御製と題せり。されど、この中、

春日

くれかたき春日をなみつくくと四方の山への霞むをそ見る

秋歌に

山風にもろき一葉はかつおちて梢秋なるひくらしの聲

稻妻

よひの間のむら雲つたひかけ見えて山の端めぐる秋の稻づま

等の御製は、いづれも、玉葉和歌集には、院御製としたり。同歌集は、花園天皇の正和元年の撰進にかゝり、和歌作者部類に、伏見天皇の御製を院御製として掲たるよし見えたるにて證すべし。また、

冬里

昨日今日とやまの雪げ風あれて寒くしぐる、しからきの里

とあるは、永仁五年の歌合に、この天皇の御製としたれば、後伏見天皇の御製にあらざる事は明

なり。

乙 圖書寮所藏本なり。冬の御製百首を収めて、後伏見院御詠草百首と題せり。されど、上に掲げたる冬里「昨日今日云々」の御製を収め、また、

冬雲

山あらしの杉の葉はらふ曙にむらくなびく雪のしら雲

の御製は、玉葉和歌集に収めて院御製とし、

夕

梢には夕あらし吹きて寒き日の雪けの雲に雁なき渡る

除夜言志の中

年くる、今日の雪げのうすぐもりあすの霞やさきたちぬらん

の御製をば、風雅和歌集に収めて、伏見院御製と記したれば、こもまた、この御集の一部分なるべし。丙 伏見院御製と題したるものにて、これも圖書寮の藏本なり。御製百首二種、及び嘉元元年の御三十首をのせたり。御百首の中、一は春秋雜各二十首、夏冬各十五首、戀十首をのせ、一は春秋戀雜各二十首、夏冬各十首ありて、この中の御製は、新千載和歌集春に一首、新續古今和歌集

伏見天皇

に、春一首、秋一首、冬一首のせたり。

抑この御集は、この寫本の外に、世に傳はれる宸筆の正本五種あり。

一 春の部にて、前に掲げたる甲本の中、春の題「をちかた」の御製以下、八十九首、及び二句御詩一首を掲げたるものにて一卷あり、本派本願寺の所藏にして、

後水尾天皇の御奥書に、此一卷、正宸筆、殊御詠草也、尤二難並者歟、

と記し給ひて、後伏見天皇宸筆の御詠草なるよし鑑定し給へり。されど、この中には、上に掲げたる春日の題なる「くれがたき」の御製あれば、伏見天皇の御詠草なること明なり。但し、其御筆蹟は、いづれとも定め難けれど、若し後伏見天皇の宸翰なりとせば、御清書にて、前後同じきさまなるべし。然るに、文字の大小定まらず、墨色もまた淡濃一ならず、折々御書き續ぎありしものゝ如く見ゆれば、蓋し伏見天皇の宸筆なるべし。

二 夏部一卷にして、御歌數二百九十七首あり。嘉元五年具注曆の裏面に、宸翰をそめ給ひしものにて、馬越恭平氏の所藏に係る。但し和學講談所藏印ある寫本の

奥書に、右一卷、以進藤加賀守千尋本摸寫、于時嘉永二庚戌年三月小野忠實、

とあれば、もとは、青蓮院門跡の侍進藤千尋の所藏たりしなり。卷頭に掲げられたる、

四月一日頃、雨ふりて花ども亂れちるを見侍りて

をしやなを櫻山吹ちりしほれ春なりぬべき今日のけしきを

とあるは、玉葉和歌集に院御製として收められたれば、この御集なること明に、殊に「ちりしほれ」を始は「ちりみだれ」と書し、同筆にて傍に「しほれ」と改められ、其他處々書きなをされたるものあるによりて、宸筆の御草本なるを知るべきなり。

三 秋部一卷にして、首尾缺けたり。御歌數百九十七首ありて、こも嘉元三年具注曆の裏面に、せ給へり。伏見天皇御歌集と題し、傳後伏見天皇御筆と稱し、京都帝室博物館の所藏なり。なほ伏見天皇の御集なる證は、この中に玉葉和歌集に院御製として收めたる

曉月

あけやするわけつるあとに露白し月のかへさに野への路しは
の御製見えたるにて、推知するを得べし。

四 冬部一卷にして、九十三首あり。正和四年具注曆の裏面に、宸筆をそめ給ひしものにて、谷森真男氏の所藏に係る。その中、

夕雪

伏見天皇

ふりつもる色より月の影になりて夕暮見えぬ庭の白雪
の御製は、風雅和歌集に伏見院御製として收め、

冬神祇

天の戸のあけし昔をうつし来て神代にかへす朝倉の聲
の御製をも、新千載和歌集に、伏見院御製として收めたるにても、伏見天皇の御集なる事を證す
べし。

五 雑部一卷にして、首尾缺逸し、御歌百四十七首あり。文書の紙背にかゝせ給ひしものにて、
文書の中には、延慶二年四月と記せるものあり。伏見天皇御歌集と題して、こも京都帝室博物館
の所御に係る。この中、

夜路

ふけぬるかすきゆくやとをしづかにて月の夜みちはあふ人もなし

松

ぬるゝかたちちやすらへは松かげや風のきかする雨にそありける

述懐

伊勢の海のあまのうけなはうけがたきこの身を又は沈めずもがな
とある御製は、玉葉和歌集に院の御製として收めたるものなれば、伏見天皇の御集なる事明なり。
この宸筆五卷は、いづれも同じ御筆蹟なれば、御草本のまゝなるべし。なほ世に傳はれる寫本も、
其さま宸筆の御本と同じければ、たゞ四季雜などに分たれしのみにて、未だ御精撰には至らざり
しものなり。

伏見院御百首

御集にのせられたる以外の御百首にて、二種あり。

- 一 部立は、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀二十首、雜十首にて、續群書類從に
收めたり。
- 二 玉葉和歌集に、「百首の御歌の中に」とありて、夏、秋、冬、戀に各一首、風雅和歌集秋、釋
教に各一首載せたるものなり。

伏見院御五十首

伏見天皇

玉葉和歌集に「五十首の御歌の中に、院御製」とあり。年月詳ならず。勅撰集に見えたるは、この外風雅和歌集春に三首をのせたるのみ。

伏見院御消息

假名文の御消息なり。和歌に關する事をかゝせ給ひしものゝ如し。

徹書物語に、伏見院御消息は、枯木のやうにて、うつくしくもなき也、少もふてをつくるはずあそばしければ、人のまなぶべきものにもあらざるなり。

と見えたり。また、

看聞日記に、永享八年閏五月廿四日、鳴瀧方丈入來、懸被歸、伏見院宸筆德大寺就鳴瀧之御菴、被所望中之卷、御消息遣之、

と見たるは、德大寺より、鳴瀧の智觀尼を以て、伏見宮家より拜借せしものにて、こも同書なるべし。

後伏見天皇

後伏見院御記

御日記なり。看聞日記、及び文和四年の仙洞御文書目録、御記憶目録等には、心日御記とも記して、五合なるよし見えたり。但し、

後伏見院御記目録に、第一櫃、徳治二年三卷、同三年二卷、延慶二年五卷、同三年四卷、同四年四卷、賀茂行幸別記一卷、慶長二年四卷、

已上二十二卷、應安六年七月九日被借進之、

と見えたり。こは、この御記を納めたる第一櫃の細目にて、其一部分に過ぎざるべし。さるは、この年紀以外の御記ありし事、下に引ける看聞日記に見えたるにて推測するを得べし。なほ記録便覽、史籍年表には、延慶二十、同三十、應長元、正和二十二、元亨二八、と記せり。今世に傳はれるは、

延慶二年正月

一卷

柳原伯爵家藏本にて、奥書に、「右後伏見院宸記、以宸翰曆記令拜寫之、堅固可秘藏候、同日一校了、寛政八年六月十四日正二位藤原朝臣紀光」とあり。

同大嘗會御別記

一卷

内閣本、及び柳原伯爵家本、並に伏見院御記の中にいたれど、内容を檢するにこの御記なる事明なり。

同三年八月、冬、

一卷

同四年春

二卷

右三年四年の御記は、いづれも廣義門院御産に關する御記にて、柳原伯爵家藏本なり。

奥書に、「右後伏見院宸記、稱心日御記、延慶三年、八九月、同四年、正二月、廣義門院御産間事、本紙卷物三卷殊勝者也、今度令

書寫、辨少々同、堅固可禁外見有子細秘記也、

天明三年九月二十一日、

正一位藤原紀光

とあり。

同三年十月八日八幡御幸御記

一卷

こは、洞院家記、群書類從、歷代殘闕日記に收めたり。

文保元年十月名香裝事

一卷

伏見宮御記録の中に收められて、同目錄に、後崇光院の御筆なるよし記されたり。

御奥書に、伏見院御中陰七僧法會後、伏見院御記之内有之、應永三十二年四月廿六日、後

圓融院御三十三廻、於仙洞被行宸筆御八講之時、自仙洞名香御記事御不審之由被尋下之間、

件御記撰進畢、仍書寫之、

と記させ給へり。即ち宸筆の正本をば、後小松上皇に進獻し給ひしにより、更に親寫あらせられて、別本とせられしなり。なほこの御記の事は、下に見えたり。

等あり。この外、看聞日記、改元部類、御即位部類、琵琶傳授部類宸記、三節會部類記、鄂曲相承次第等の諸書に引けるもの頗る多し。今傳はれる御記と、この遺文とを併せて、其年記を擧ぐれば、二、延慶元八、十、二正、十、三、八、九、應長元春、四、正和二十、四、三、五、正、文保元七、元亨元九、二、八、嘉曆三三、等あり。

この御記も、宸筆の正本は、後深草院御記と共に、持明院流の御正嫡なる崇光上皇相傳ましゝて、其御子孫なる伏見宮に傳へられし事、椿葉記によりて推測するを得べし。されば、上に掲げたる後伏見院御記目錄に「應安六年七月九日、被借進之」とあるは、後光嚴天皇、崇光上皇より、この御記を借覽し給ひて、寫し置かしめられしこと、看聞日記に見えたれば、蓋し上皇より、第一櫃を貸しまゐらせ給ひしをりの御目錄ならんか。かくの如く、もと宸筆の正本は、伏見宮家に

相傳せられしが、御記の中、朝儀何くれの御参考となるべき部分をば、時々宮中より徴されしかば、之を進獻せられたため、宮中と伏見宮家とに別れしなり。そは、

看聞日記に、應永三十一年十一月三十日、抑仙洞有勅書、披見之處、伏見院御落飾之記、有御
大切之事、後光嚴院御代、崇光院に此御記被申渡、被寫置之處紛失了、有御有増事、伴御記正
本可被借進之由被仰下、忝可撰進之由御返事、先基永朝臣に可得其意之由内々返事了、此御有
増事、明年四月後圓融院御三十三回也、仍可有御出家云々、十二月一日、仙洞昨日御返事申
入、御記二卷、御次第一帖進、伏見院正和二年十月十七日御出家事、後伏見院御記、後深草院御出家、正應
御記一卷也、伏見院御落飾者、伏見殿於九體堂有御沙汰、指圖等委細有之、馳筆
寫留正本、後伏見進
院宸筆了

と見えたり。これによれば、宮中にて騰寫せしめられし御本は亡佚したるをもて、後小松上皇よ
り、更に宸筆の本を召されしなり、この時、伏見宮貞成親王後崇光院は、特に之を親寫あらせられて留
め置かれ、宸筆の正本を進獻し給ひしが、後正本は亡佚して傳はらず。この副本によりて、御記
の本文は世に傳はれり。また、

同書卅二年三月廿六日、抑三條亞相狀到來、披見之處、仙洞御書有之、名香裘様有説々、此事
後伏見院御記委細有之、彼御記可進之由被仰下云々、御返事則申入、御記事、忝可撰進也云々、

廿七日、心日御記伏見院御記五合召寄、名香御記撰之、前宰相重有、長資朝臣等同撰之、五合
之内數卷披見更不見出之間、令計會終日撰之、入夜又撰之、予見出伏見院中陰御記、下卷ニ有
之、高名之至、自愛无極、裘様有繪圖、委細見御記也、秘事也云々、面々不撰出之處、希有而
見付畢尤高名爲悦也、廿八日、名香御記早且馳筆寫留、其後正本御記一卷伏見院中
陰記下仙洞へ進
之、三條へ付遣畢、勅報到來、御記如法御悦喜也云々、

と見えたるも、後小松上皇より召されて、伏見院中陰御記の正本を進獻せられしなり。されど、
この時は、其中の名香に關する御記の文のみ寫し置かれたるが如し。なほこの伏見院中陰御記の
宸筆正本に就いては、

晴富宿禰記に、文明十一年三月十六日、癸酉、向妙蓮寺、伏見院御中陰事後伏見院御記宸筆
正本拜見
了、以前火事室町殿時紛失、其後、於市廓沽却之間、源大納言買得云々、巨細御記也、

と見えたり。室町殿は、將軍足利義政の第にて、應仁元年、細川山名の戦亂により、行幸あらせ
られて皇居となれり。以前火事は、文明八年十一月十三日、室町殿の火災をいふべし。この時の
さまは、長興宿禰記に、「禁裏御物、累代御器、御記、抄物以下悉焼失」とあり。この中陰御記は、
不思議にも、火災を免れつれど、一たび商估の手に落ちたりしが、源大納言雅行之を買ひ求めし

なり。其後またもの見えざれば、終にこれも亡佚せしものか。後崇光院の親寫あらせられたる御本のみは、今も伏見宮家に傳はれたり。

後伏見院御抄

装束の事をかゝせ給ひしものなり。

装束雑事抄に、わきあけの袍の事、

公卿は衛府官なれども、着せず、殿上地下四位五位の衛府官着之、常のまとはしの袍のらむときて、後にぬひつづけて、下襲の裾の長さに同くす、節會行幸の時、かやうなるべし。着様は、後伏見院宸筆御抄にあり、略まとはしも、わきあけも、着様は口傳抄、後伏見院御抄にあり、高倉家記に、此短き直衣は、口口には着御なし、帳臺試の出御、又は御鞠之時めさるゝなり、帳臺の試の時は、御打御衣の御つまを出ださる、公私かはらず、後伏見院御抄、口傳抄などに見えたるのみにて、今傳はらず。

後伏見院御集

御製の御歌集なり。圖書寮藏本にて、後伏見院御詠草と題せり。春の御製のみにて百七首を収められたり。奥書に右後伏見院御詠草也、以御自筆の一卷寫留之、七十八歳翁於燈下染老筆、可耻可耻、享保辛亥夏とあり。この外、圖書寮の藏本に、後伏見院御製と題せるもの一卷あれど、伏見院御集の誤なる事、同御集の條に之を辯せり。

後二條天皇

後二條院御集

御製の御歌集なり。愚藻と題す。嘉元三年までの御製を分類せられたるものなり。即ち春二十首、夏七首、秋一首、冬十七首、戀五十四首、雜十二首にて、御歌數百四十一首を收め、終に「嘉元三年九月書之」とあり、蓋し御詠草の中より精撰し給ひしものなるべし。

後二條院御百首

御製の御歌百首なり。春十六首、夏十首、秋十六首、冬八首、戀十三首、雜十一首にて、七十四

首あり。末に「度々百首中、令然歌書出之」とありて、この中同じき題にて、二三首、或は四首の御製あれば、度々よませ給ひし御百首の中より、書き抜かせ給ひしものなるべし。なほ御百首の御製を引載したるは、新後撰和歌集に、春、秋、戀各一首、玉葉和歌集に、秋一首、續千載和歌集に、雜一首、續後拾遺和歌集に、春、夏各一首、風雅和歌集に、夏、冬各一首、新千載和歌集に、秋、冬各一首、新拾遺和歌集に、冬一首、藤葉和歌集に、春一首あり。新後撰、新千載等の勅撰集詞書には、百首の歌召されしついでに、よませ給ひしさまに記し、藤葉和歌集詞書には、「嘉元元年百首歌よませ給うけるに」と記せり。

花園天皇

花園院御記

御日記なり。宸筆の正本今伏見宮家に御襲藏あらせらるゝもの四十七卷あり。多くは具注曆に註記し給ひしものなり。その年月は左の如し。

伏見宮御記録目錄

元第十
花園院天皇宸記

延慶三年 自十月一日
至十二月晦日
同四 應長 年 自正月一日
至六月十五日
應長二年 自正月一日
至三月廿九日

一 卷
同 同

元第十一
花園院天皇宸記

正和二年 自正月一日
至六月廿九日
同 年 自七月一日
至十二月卅日
同三年 自正月二日
至六月卅日

一 卷
同 同

元第十二
花園院天皇宸記

正和六元 文保 年 自正月一日
至三月卅日
文保元年 自四月一日
至六月廿九日
同二年 正月七日

一 卷
同 同

元第十三
花園院天皇宸記

文保三元 元應 年 自正月一日
至四月廿七日
元應元年 自五月一日
至六月晦日

一 卷
同

花園天皇

一七三

御撰解題

同年 自七月一日中欠
至八月廿四日

同年 自九月一日
至十月二日

同年 自十月十八日
至十二月廿三日尾欠

元第十四
花園院天皇宸記

元應二年 自七月一日
至十二月廿九日

元第十五
花園院天皇宸記

元應三元 自正月元日
至同月十五日

同年 自正月
至六月廿九日

同年 自七月一日
至十二月廿九日

元亨二年 自正月一日
至六月卅日

同年 自七月一日
至十二月廿九日

元第十六
花園院天皇宸記

元亨三年 自三月一日
至同月晦日

同年 自四月初日
至九月廿五日

一七四

同

同

同

一卷

一卷

同

同

同

同

一卷

同年 自九月廿六日
至十二月廿五日

四年 自正月一日
至三月廿九日

元第十七
花園院天皇宸記

正中二年 自正月一日
至六月三十日

同年 自七月一日
至十二月三十日

元第十八
花園院天皇宸記

元弘二年 自十月廿八日首欠
至十一月十六日

元第十九
花園院天皇宸記

不連續

自九月初日 (元應二年)
至同月五日

自九月七日首欠 (正和元年)
至十月四日

自十二月十七日 (應長元年)
至同月廿九日

自十一月廿八日 (正和元年)
至十二月三日

自十二月一日中欠 (應長元年)
至同月十四日

花園天皇

一七五

同

同

一卷

同

一卷

十五卷

慶長三年 自八月廿日(正和元年)至九月六日

自十一日(正和元年十月)至十二日

慶長元年 自十一月一日至同月廿日

自五日(正和元年十月)至八日

慶長二年 自六月一日至同月五日

同元年 十二月(元亨二年九月十日斷簡)

自六日(正和元年十一月)至十三日

年月不分明(應長元年十二月斷簡)

同

自九日(正和元年七月)至十日

元廿八下
花園院天皇宸記

元應二年 自正月(一日)至六月(廿九日)

正中元年 自四月(朔日)至十二月(晦日)

元徳元年 自廿八日至同月廿九日

一卷

同

同

と見えたり。この外、

同目錄に、

元第二十

光嚴院天皇宸記

元弘元年 自十月十日至十二月廿九日

同二年 自正月(一日)至六月(廿日)

一卷

一卷

とあるものも、其内容によれば、光嚴天皇の宸記にあらず、この宸記なる事明に、他の寫本には、花園院御記と題したるものさへあり。此の如く、伏見宮家の秘庫に納められたる宸筆の正本四十七卷は、延慶三年十月より、元弘二年十一月に至る、二十四年間の御記なれば、殆どその大部分なりといふべし。されど、世に傳はりたる寫本には、この以外の御記二三あり。まづ一本には、正和元年、六、八、十二の三ヶ月の御記、年月不明の御記斷簡三葉と、元徳元年十二月の中缺逸を、補ふべきものあり。但し、正和元年の中、六月は六日以後なく、八月は廿日以前缺佚せり。十二月は僅に十二の兩日のみにて、十二日は末尾缺けたり。斷簡三葉の中、二葉は月日なく、末に、「右二枚無前後、應長元年六月已後、同二年四月已前之間之宸記也、」と記したれど、本文に「左大